

# 第2期 京田辺市子ども・子育て支援 事業計画



令和2年3月  
京田辺市

## ご あ い さ つ

出生率の低下による少子化が急速に進む中、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大を起因等とする待機児童の発生や核家族化、地域コミュニティの希薄化などといった課題に対し、社会全体で子ども・子育て支援に取り組むことが必要となっています。

本市では平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、計画的に子育て支援施策を進めてきました。市民のみなさんからは本市の子育て環境などについては高い評価をいただいておりますが、平成29年度当初には待機児童が発生することとなり、ご迷惑・ご心配をおかけしたところではあります。



そのため、保育所の移転新築や民間幼保連携型認定こども園の新設、保育現場での人材確保・人手不足解消など待機児童対策に取り組むとともに、育児不安の解消に向けた子育て応援ガイドブックの作成や産前産後ホームヘルパーの派遣といった、一人ひとりのライフスタイルに寄り添う「妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制づくり」を進めてきました。

今回策定しました「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の基本理念である「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 一人ひとりの輝きが、すべての市民を結ぶ」を継承した上で、「未来を生きる子どもたちの生活と社会を守るため」の子育て支援施策をさらに展開してまいります。

未来に夢と希望が持てるまちとして、「京田辺で生み育てて良かったと思える子育て」を実現するためには、行政・市民・地域・企業・市民活動団体などがそれぞれの役割を担い連携を図りながら、社会全体で取り組むことが大切ですので、引き続きみなさんのご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、計画策定にあたって熱心にご審議をいただきました京田辺市子ども・子育て会議の委員のみなさんをはじめ、市民ニーズ調査等にご協力いただいた多くの市民のみなさん、ご意見やご提言をいただきました関係機関・団体のみなさんに、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

京田辺市長 上村 崇

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	京田辺市の状況	10
2	ニーズ調査結果からみえる現状	44
3	担い手アンケート調査結果からみえる現状	61
4	京田辺市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）の成果	67
5	第2期計画に向けた課題	70

## 第3章 計画の基本理念、基本目標

1	基本理念	74
2	基本的な視点	75
3	基本目標	76
4	施策の体系	78

## 第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり	82
基本目標Ⅱ	子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり	94
基本目標Ⅲ	子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり	109

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに新・放課後子ども総合プランに基づく取組

1	教育・保育提供区域の設定	116
2	各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	117
3	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	121
4	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	134
5	子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	134
6	新・放課後子ども総合プランに基づく取組	135

## 第6章 計画の進行管理

1	計画の推進体制	138
2	市民・企業・関係機関との連携	139
3	国・府などとの連携	139

## 参考資料

1	京田辺市子ども・子育て会議設置条例	142
2	京田辺市子ども・子育て会議委員名簿	144
3	子ども・子育て会議の開催経過	145
4	用語解説	147



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており、学校や学びの在り方などは新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを生き育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、

子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国では平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳までの女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が保育所等を利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を新たに整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

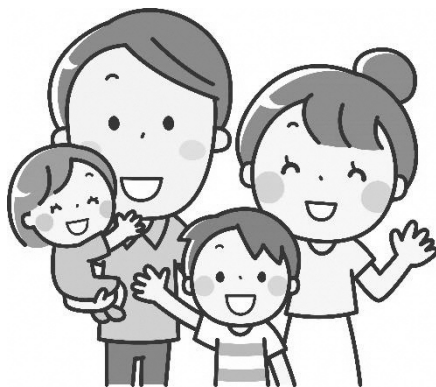
## 2 計画策定の趣旨

京田辺市においては、平成27年3月に『京田辺市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、これまで子育て支援を総合的・計画的に進めてきました。

また、平成28年に策定された後期基本計画となる第3次京田辺市総合計画「まちづくりプラン」では、将来都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向けて、「だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり」、「快適で活力にみちたまちづくり」、「心にうるおいのあふれるまちづくり」の3つの基本方向を掲げ、子どもから高齢者までだれもが生涯にわたって健康に、安心して生活でき、未来を担う心豊かな京田辺っ子が育つとともに、市民がいきいきと集い、共に学び楽しむ中で、京田辺らしい文化の創出を目指しています。

このような中、幼保連携型認定こども園の整備や、病児保育、子育て短期支援事業のスタート、留守家庭児童会の受入れ学年の6年生までの拡大、さらに情報提供のツールとして「子育てマップ」「遊び場マップ」「子育て応援ガイドブック」の作成・発行を行い、年々増える多様な子育てニーズに応えてきました。

この度、『京田辺市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期 京田辺市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

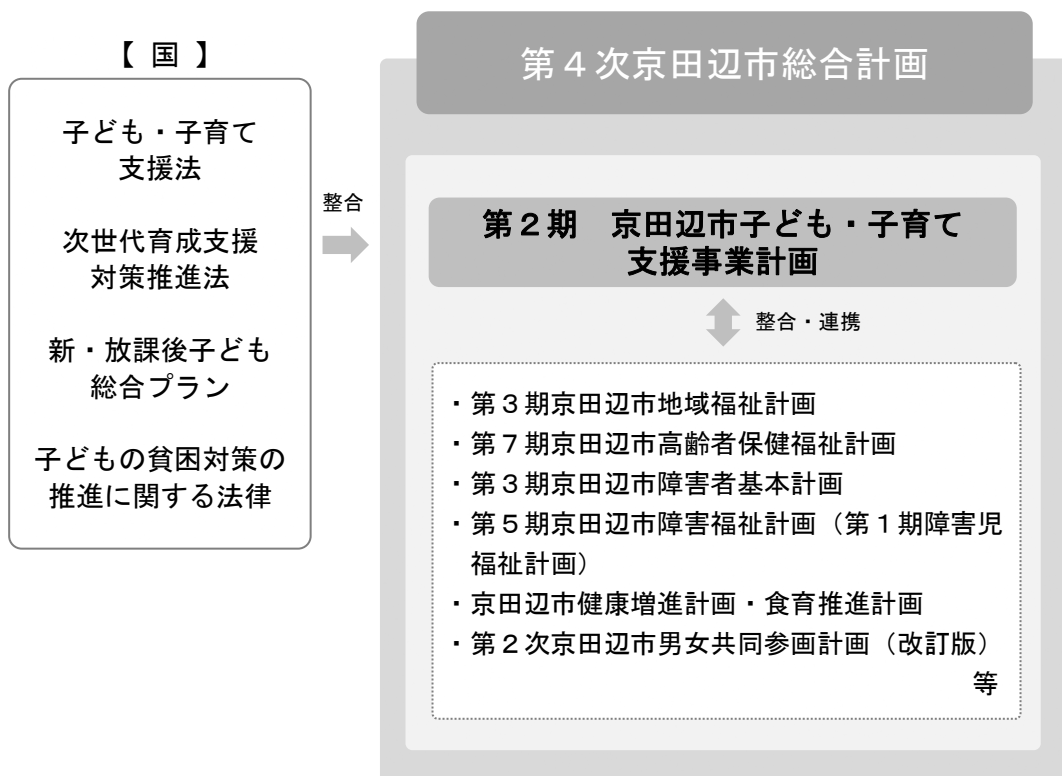




### 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家族、地域などを対象として子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律による「市町村計画」として策定するとともに、第4次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。





## 4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとしていますので、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 京田辺市子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### ① 調査対象

京田辺市在住の就学前児童、小学生各 1,500 名の保護者

#### ② 調査期間

平成31年1月10日から平成31年2月1日まで

#### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送等による配布・回収	1,500 通	963 通	64.2%
小学生の保護者	郵送等による配布・回収	1,500 通	1,038 通	69.2%

## (2) 子ども・子育て支援に関する担い手アンケート調査の実施・・・

「第2期 京田辺市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等のみなさんから子どもの現状や課題等をお聞きしました。

### ① 調査対象

私立認定こども園、私立保育園、市立保育所、私立幼稚園、市立幼稚園、児童館・こどもセンター、留守家庭児童会、支援センター、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設、主任児童委員、放課後デイサービス事業所、市担当部局の職員等

### ② 調査期間

平成31年4月22日から令和元年5月17日まで

### ③ 回収状況

調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
郵送による配布・回収	259 通	175 通	67.6%

## (3) 京田辺市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「京田辺市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

#### (4) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

この計画の案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

① 意見募集期間

令和元年12月24日から令和2年1月23日まで

② 意見募集方法

計画(案)を市ホームページに掲載するとともに、下記の場所で閲覧を実施し、意見提案用紙により、市民から意見を募集しました。

【閲覧場所】

市役所輝くこども未来室・子育て支援課・学校教育課、北部住民センター、中部住民センター、中央図書館、三山木福祉会館、社会福祉センター、市立4児童館、市内4子育て支援センター、市内6保育所(園)、市内10幼稚園、市内2こども園、市立9小学校、市立3中学校、府立田辺高等学校、同志社国際中学校・高等学校、同志社大学、同志社女子大学

③ 意見募集結果

意見提出者 7人 (持参 7人)

意見総数 19件





## 第2章

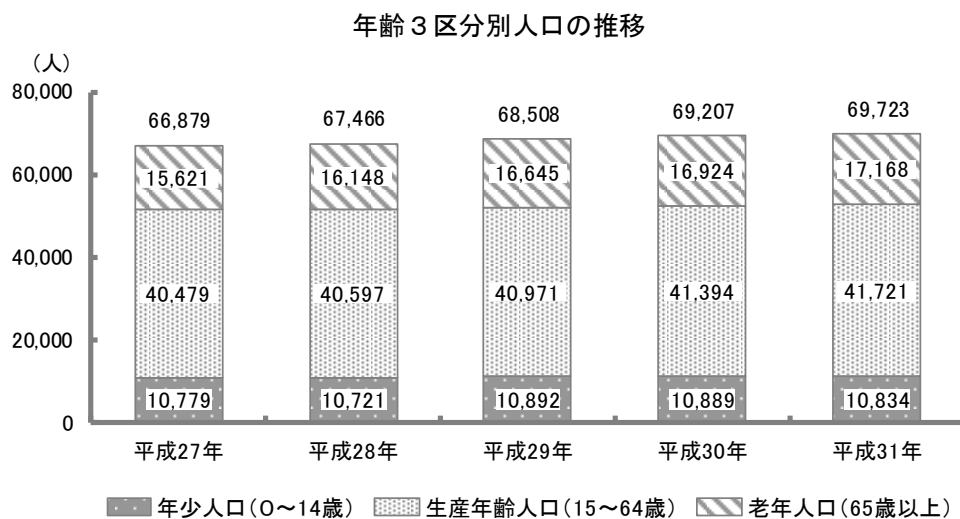
# 子ども・子育てを取り巻く 現状と課題

# 1 京田辺市の状況

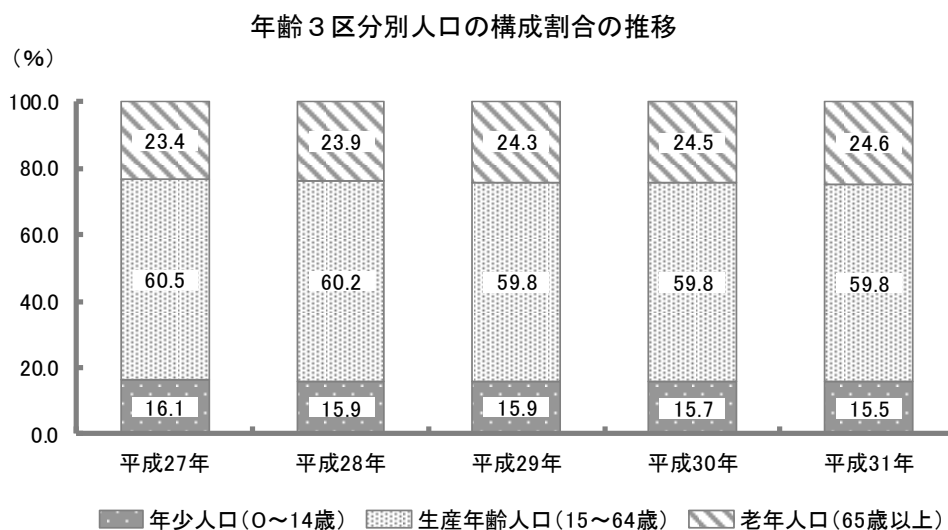
## (1) 人口の状況

### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で69,723人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）はおおむね横ばいとなっているのに対し、老年人口（65歳以上）は微増しており、少子高齢化が緩やかに進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



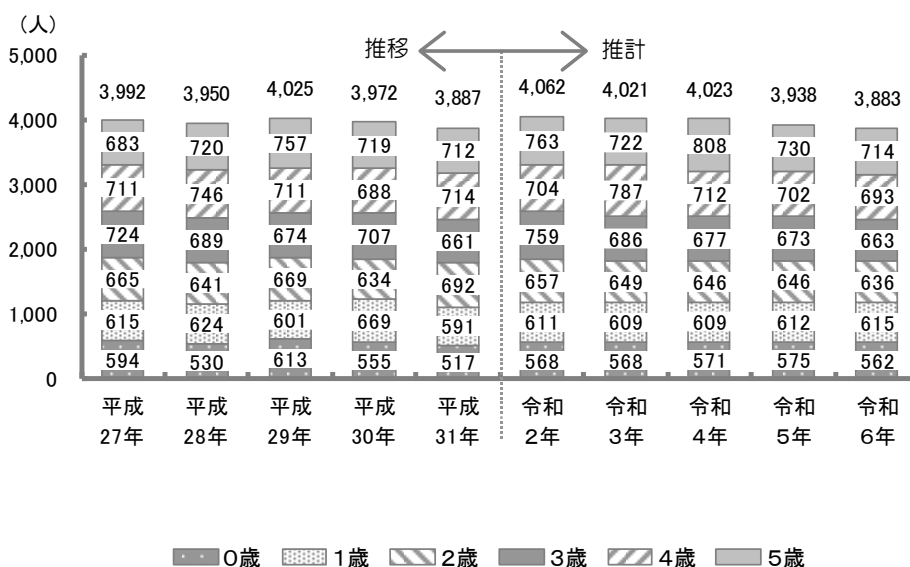
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 端数処理の関係で、構成割合の合計が一致しません。

② 年齢別就学前児童数の推移と推計

本市の0歳から5歳までの子どもの人口は平成29年以降減少しており、平成31年4月現在で3,887人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。また、今後も子どもの人口数は緩やかに減少していくと予測されます。

子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※令和2年以降は、京田辺市子ども人口推計等に基づく推計値





### 年齢別児童数の推移と推計

推移 ← → 推計

単位：人

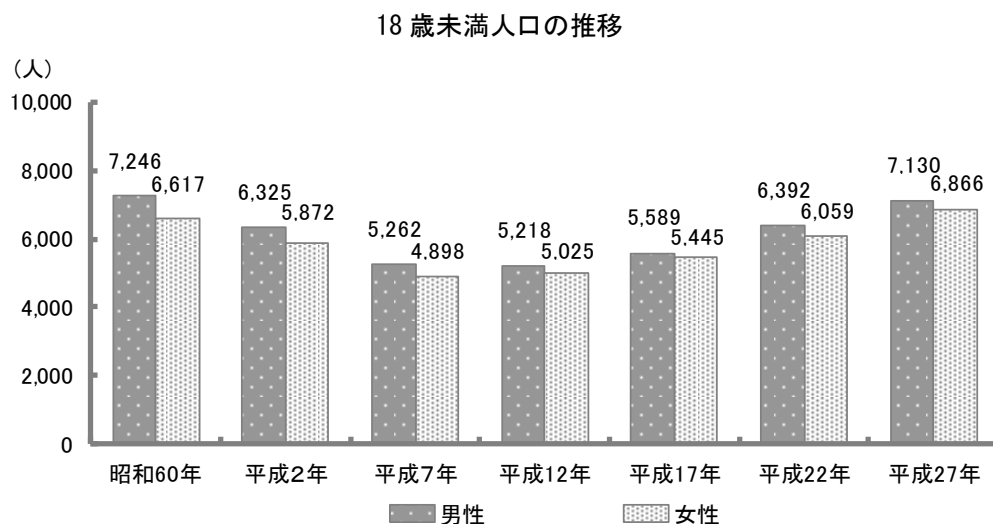
年 年齢	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	594	530	613	555	517	568	568	571	575	562
1歳	615	624	601	669	591	611	609	609	612	615
2歳	665	641	669	634	692	657	649	646	646	636
3歳	724	689	674	707	661	759	686	677	673	663
4歳	711	746	711	688	714	704	787	712	702	693
5歳	683	720	757	719	712	763	722	808	730	714
小計	3,992	3,950	4,025	3,972	3,887	4,062	4,021	4,023	3,938	3,883
6歳	758	716	748	760	726	733	783	740	828	742
7歳	775	761	732	766	778	763	750	802	759	848
8歳	771	782	769	737	771	799	776	762	814	767
9歳	731	768	793	772	747	794	811	786	774	818
10歳	719	747	773	806	778	761	803	820	795	759
11歳	743	723	756	790	818	795	769	811	830	800
小計	4,497	4,497	4,571	4,631	4,618	4,645	4,692	4,721	4,800	4,734
12歳	784	751	737	768	796	823	800	773	816	832
13歳	739	791	762	748	774	816	841	817	791	834
14歳	767	732	797	770	759	798	825	849	825	796
小計	2,290	2,274	2,296	2,286	2,329	2,437	2,466	2,439	2,432	2,462

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

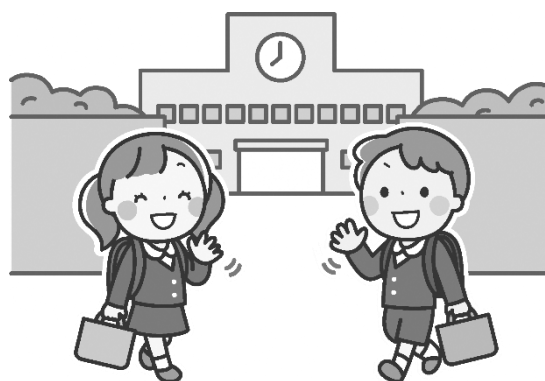
※令和2年以降は、京田辺市子ども人口推計等に基づく推計値

③ 18歳未満人口の推移

本市の18歳未満人口の推移をみると、昭和60年の計13,863人から平成7年の10,160人へと4,000人近く減少しましたが、平成27年には13,996人となり、増加傾向を示しています。



資料：国勢調査



#### ④ 人口動態

本市の人口動態の推移をみると、自然動態では平成 28 年までは出生が死亡を上回る自然増を示していましたが、平成 29 年に死亡が出生を上回りました。社会動態では、毎年転入が転出を上回る社会増の状況が続いており、総人口の増加傾向を示しています。

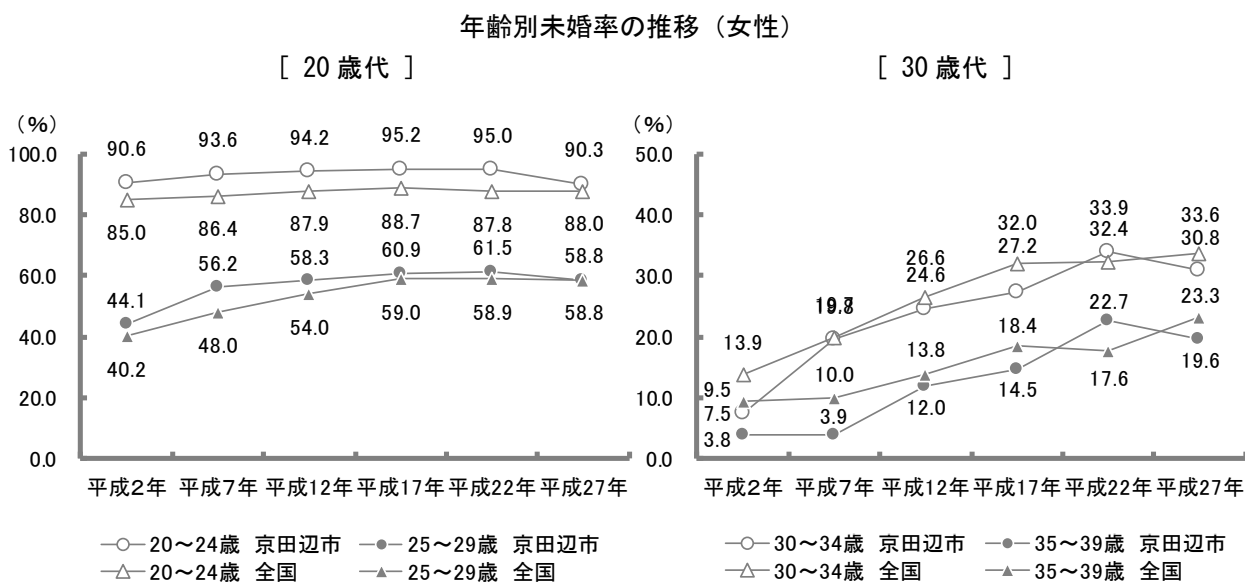
人口動態の推移

種別 年	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 18 年	583	379	204	2,999	2,734	265	469
平成 19 年	579	348	231	3,008	2,684	324	555
平成 20 年	607	402	205	3,151	2,607	544	749
平成 21 年	587	384	203	3,001	2,595	406	609
平成 22 年	570	416	154	2,996	2,434	562	716
平成 23 年	590	439	151	2,904	2,344	560	711
平成 24 年	566	490	76	3,276	2,403	873	949
平成 25 年	572	532	40	3,003	2,694	309	349
平成 26 年	552	479	73	3,258	2,441	817	890
平成 27 年	536	499	37	3,226	2,544	682	719
平成 28 年	565	527	38	3,248	2,494	754	792
平成 29 年	538	584	△46	3,471	2,551	920	874
平成 30 年	559	497	62	3,240	2,676	564	626

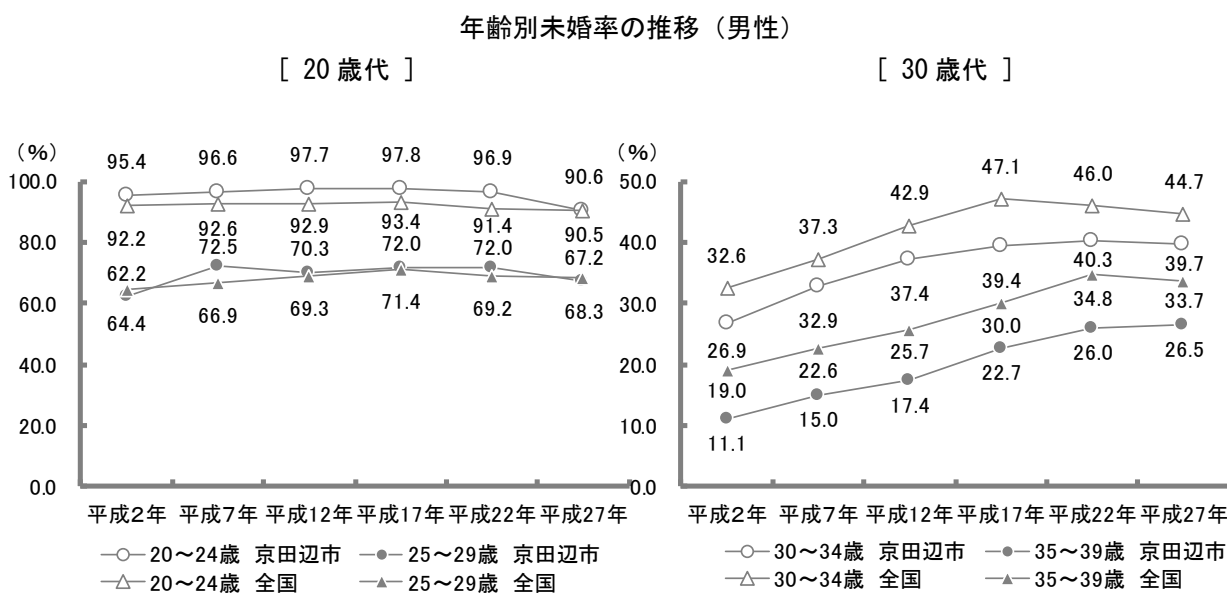
資料：京田辺市統計書

⑤ 未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、女性の25～29歳の未婚率は、平成2年の44.1%から平成27年の58.8%へと約1.3倍に上昇しています。また、男女とも20～24歳の未婚率は、国の平均よりも高い状況となっていますが、これは市内にある大学に通う学生の占める割合が多いことに起因すると考えられます。全国の傾向と同様に、本市においても晩婚化もしくは未婚化が進んでいる状況がみられます。

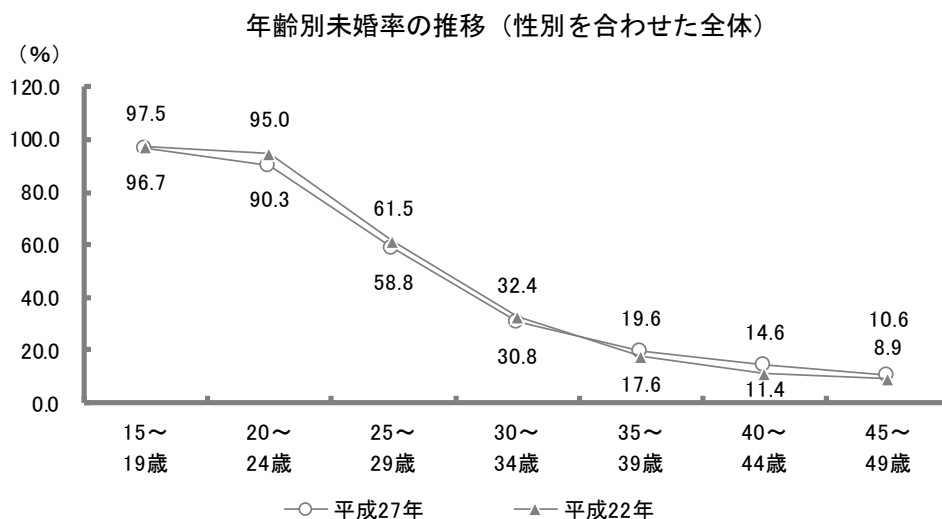


資料：国勢調査



資料：国勢調査

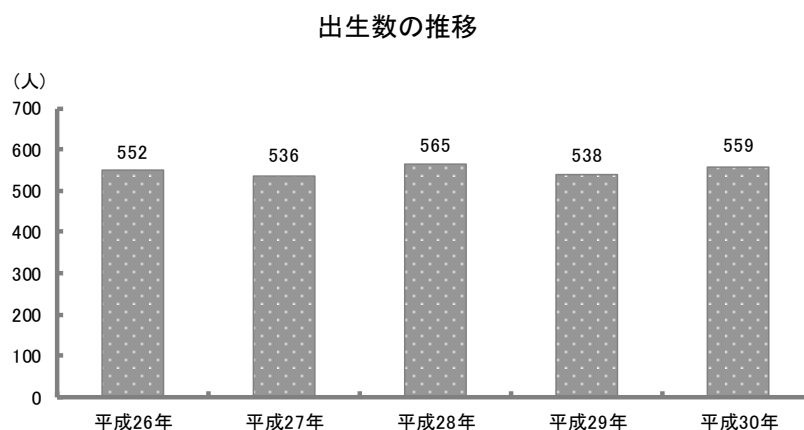
性別を合わせた全体の年齢別未婚率の推移をみると、平成 22 年に比べ平成 27 年で 35 歳以上の未婚率が上昇していることから、未婚化が進行していることがうかがえます。



資料：人口動態統計

## ⑥ 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、横ばい傾向で推移しており、平成 30 年で 559 人となっています。



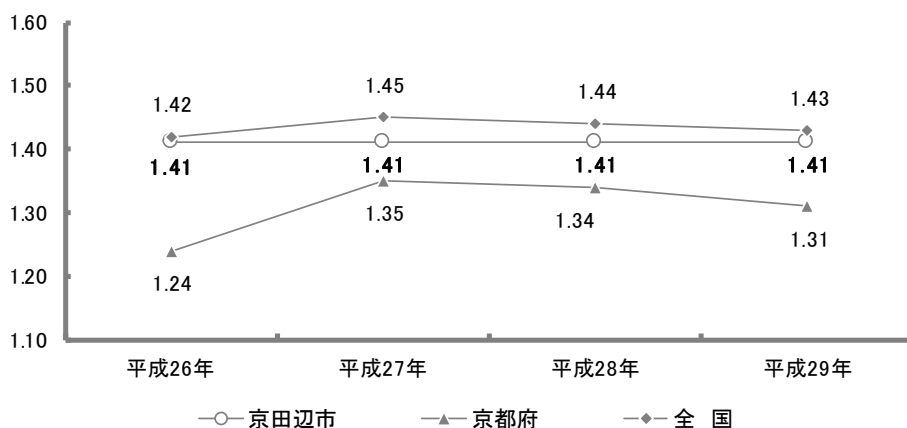
資料：京田辺市統計書

⑦ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

本市の合計特殊出生率の最新値は、1.41となっています。また、全国・府と比較すると全国よりも低く、府よりも高い値で推移しています。なお、京田辺市の数値は独自集計に基づく値です。

合計特殊出生率の推移



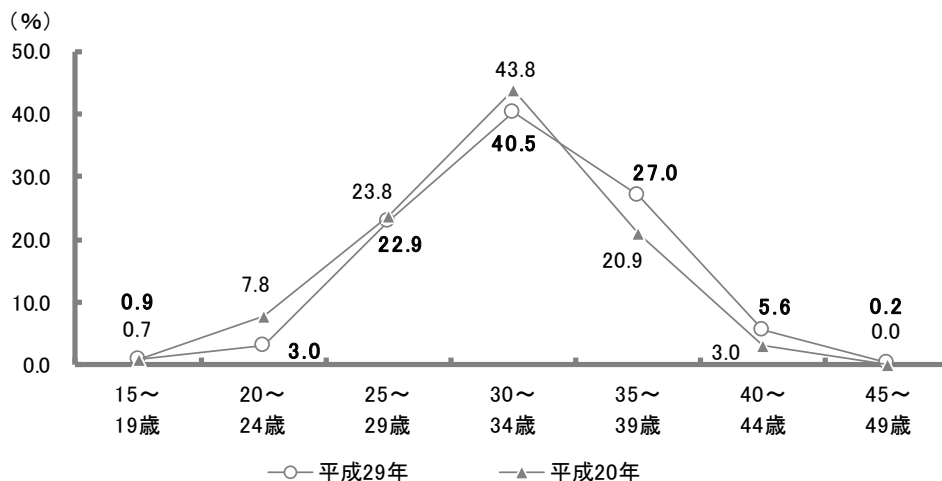
資料：衛生統計年報

※京田辺市の数値は、市独自推計に基づく値

⑧ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母の年齢（5歳階級）別出生率の推移



資料：衛生統計年報

### ⑨ 昼間人口

本市における昼間人口率は、15～24歳では120%を超えているものの、30～54歳では90%未満となっており、他市町村で就労している人が多いことがうかがえます。

年齢別昼夜間人口

年齢	種別	昼間人口	夜間人口	昼間人口率
15歳未満		10,551人	10,572人	99.8%
15～19歳		5,846人	4,816人	121.4%
20～24歳		9,634人	5,941人	162.2%
25～29歳		3,100人	3,401人	91.1%
30～34歳		2,803人	3,495人	80.2%
35～39歳		3,825人	4,784人	80.0%
40～44歳		4,936人	5,969人	82.7%
45～49歳		3,825人	4,506人	84.9%
50～54歳		3,408人	3,818人	89.3%
55～59歳		2,911人	3,167人	91.9%
60～64歳		3,715人	3,853人	96.4%
65～69歳		5,070人	5,134人	98.8%
70～74歳		4,194人	4,249人	98.7%
75～79歳		2,791人	2,816人	99.1%
80～84歳		1,963人	1,979人	99.2%
85歳以上		1,768人	1,765人	100.2%
合計		70,340人	70,265人	100.1%

資料：国勢調査（平成27年）

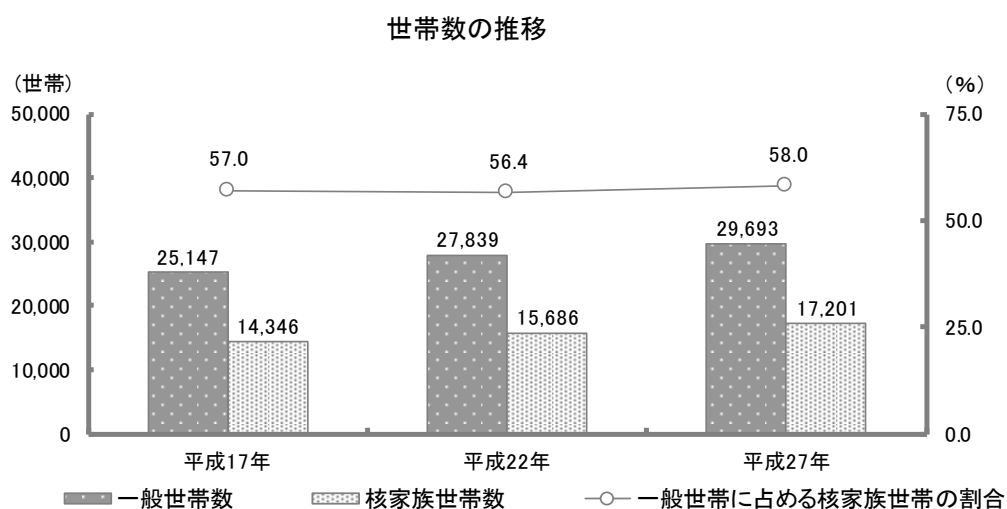


(2) 世帯の状況・・・・・・・・

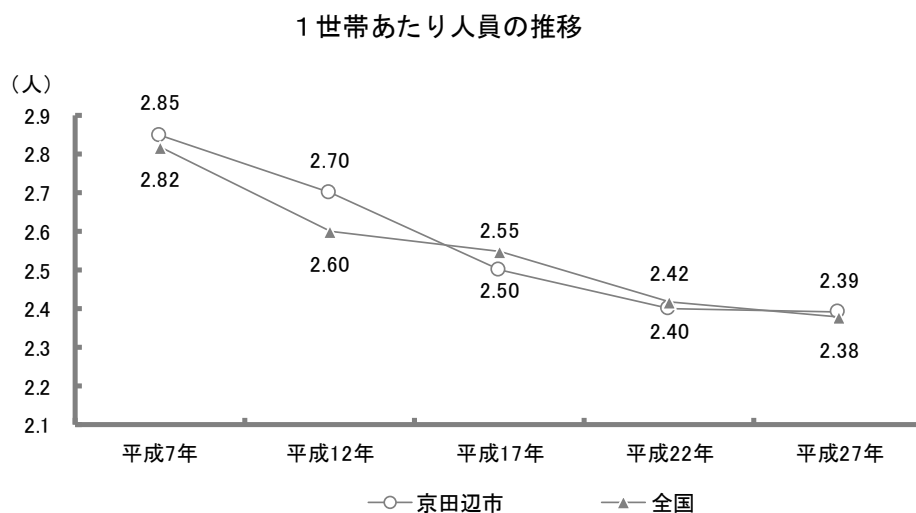
① 世帯数と世帯人員

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で17,201世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばい傾向で推移しています。

一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成7年の2.85人から平成27年では2.39人となっています。



資料：国勢調査

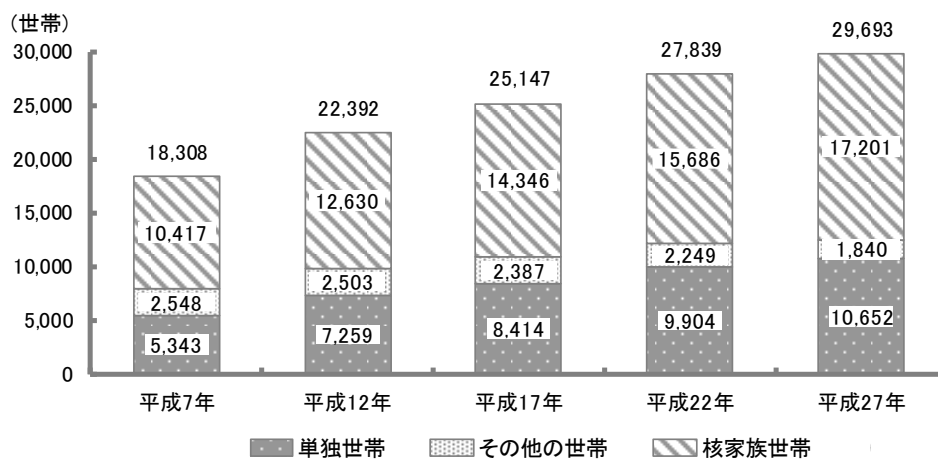


資料：国勢調査

## ② 一般世帯における世帯構成

本市の一般世帯における世帯構成の推移をみると、核家族世帯と単独世帯が年々増加し、平成27年には核家族世帯は17,201世帯、単独世帯は10,652世帯となっています。

一般世帯における世帯構成の推移



資料：国勢調査

## ③ 婚姻数・離婚数

本市の婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数・離婚数ともに増減を繰り返し、平成30年に結婚数は226件、離婚数は81件となっています。

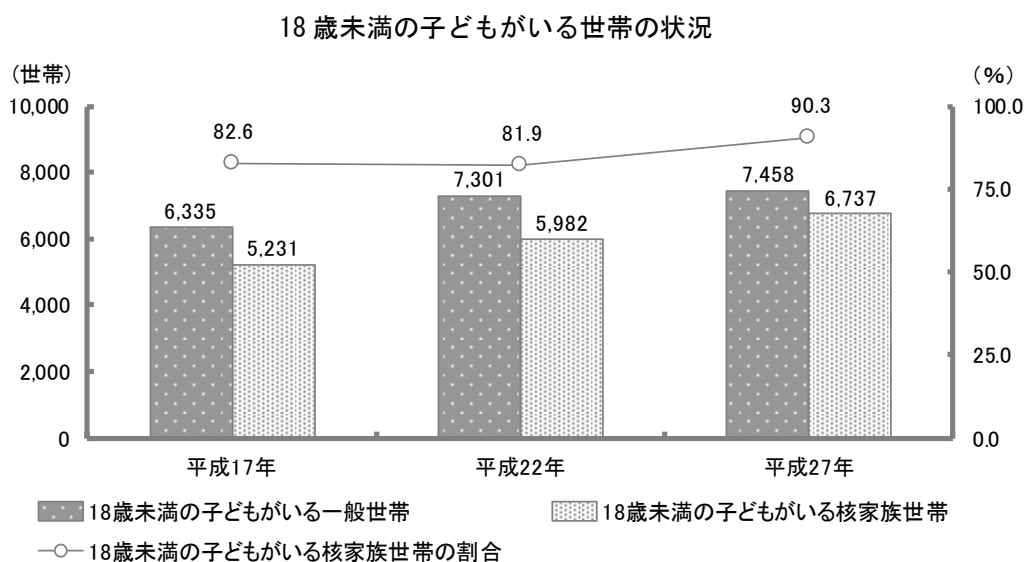
婚姻数・離婚数の推移

年	婚姻数	離婚数
平成23年	199件	78件
平成24年	286件	75件
平成25年	223件	96件
平成26年	261件	78件
平成27年	225件	91件
平成28年	225件	89件
平成29年	263件	94件
平成30年	226件	81件

資料：総務室、市民年金課

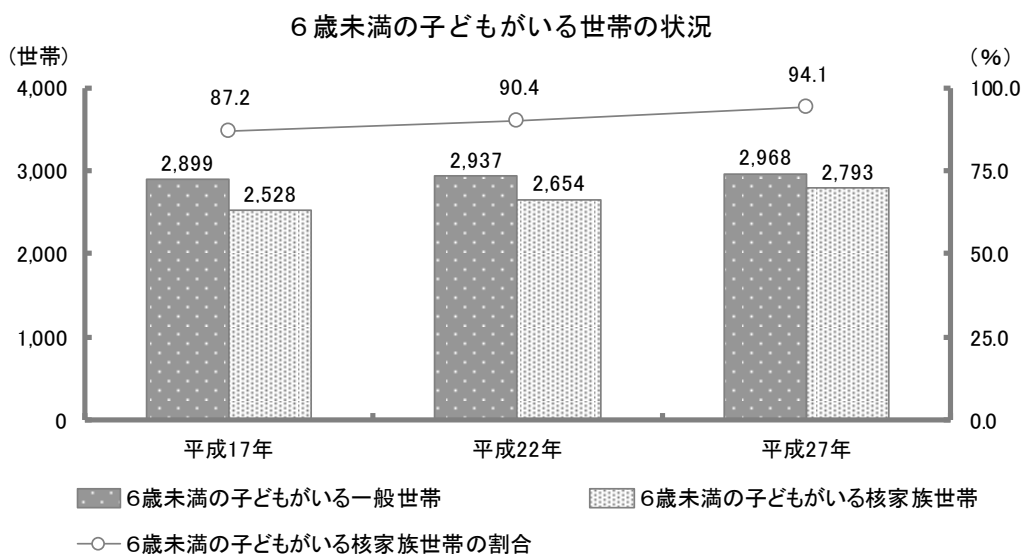
④ 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で7,458世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合も増加傾向となっています。



⑤ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

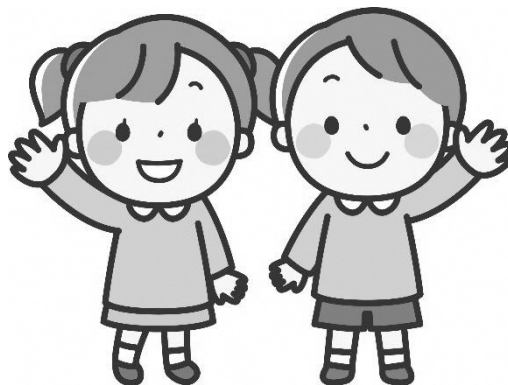
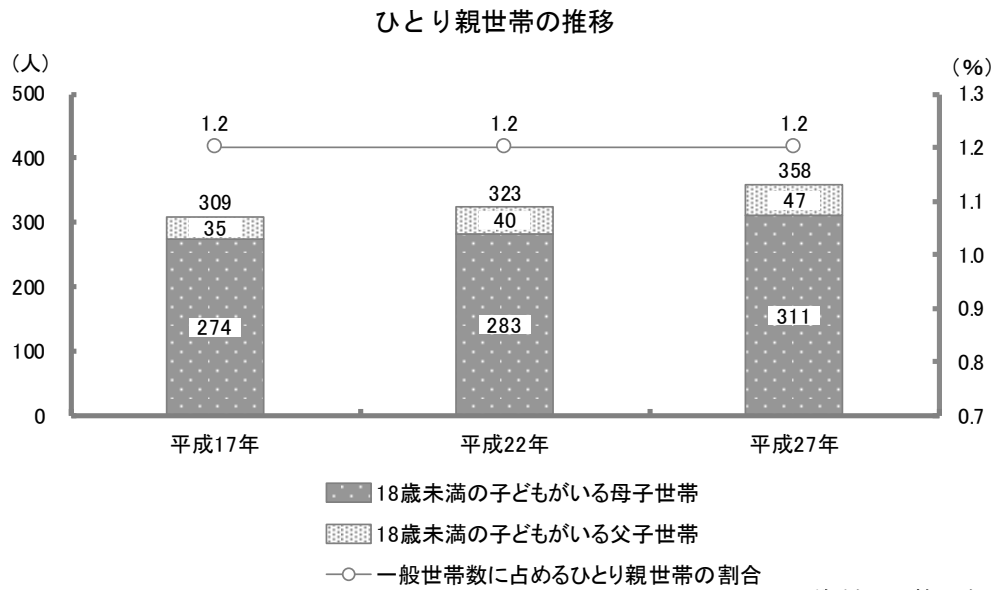
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で2,968世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合も増加しています。



## ⑥ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加しており、平成27年で311世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も増加しています。

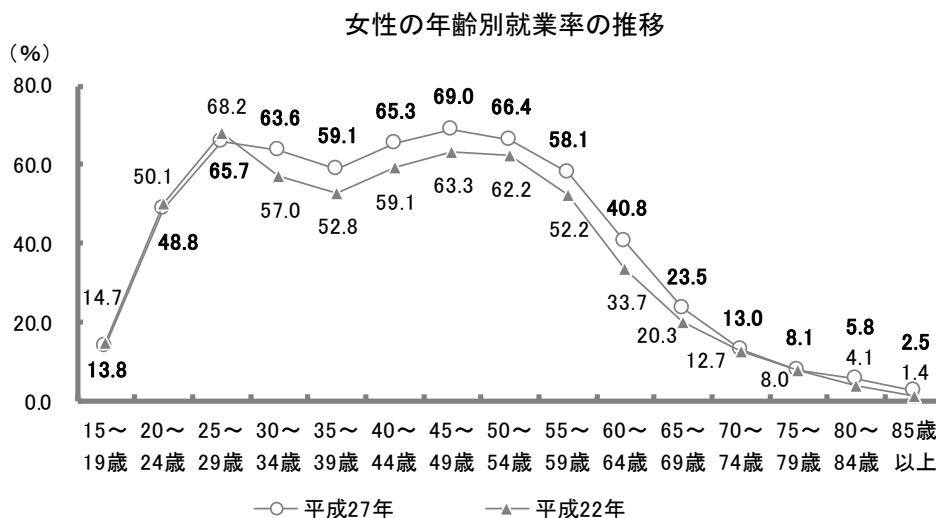
また、総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は横ばいとなっており、平成27年で1.2%となっています。



### (3) 女性の就労状況・・・・・・・・

#### ① 女性の年齢別就業率の推移

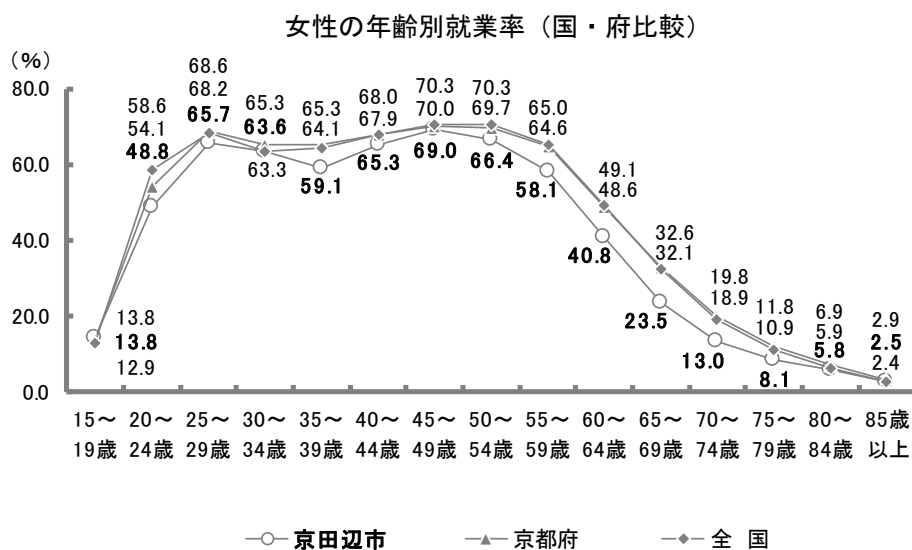
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

#### ② 女性の年齢別就業率（国・府比較）

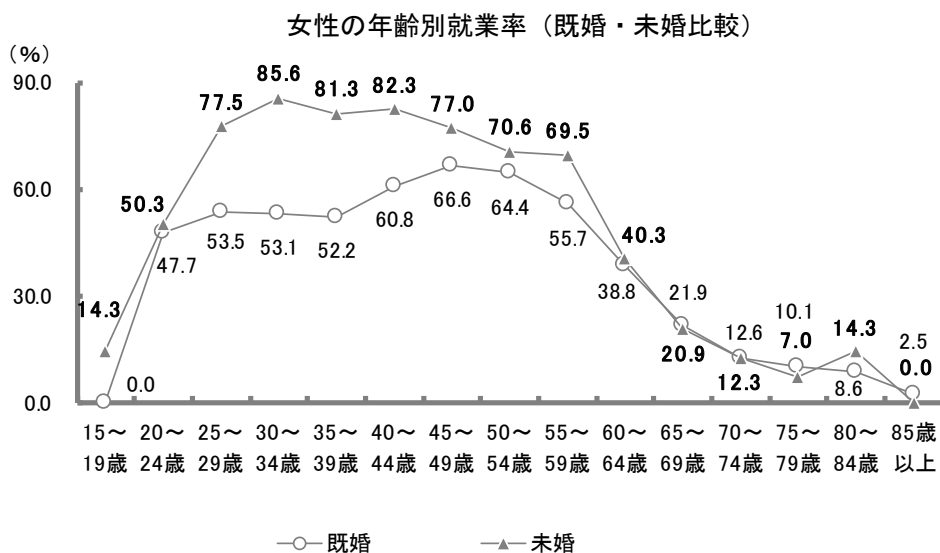
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、ほとんどの年齢で全国、京都府より低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

### ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

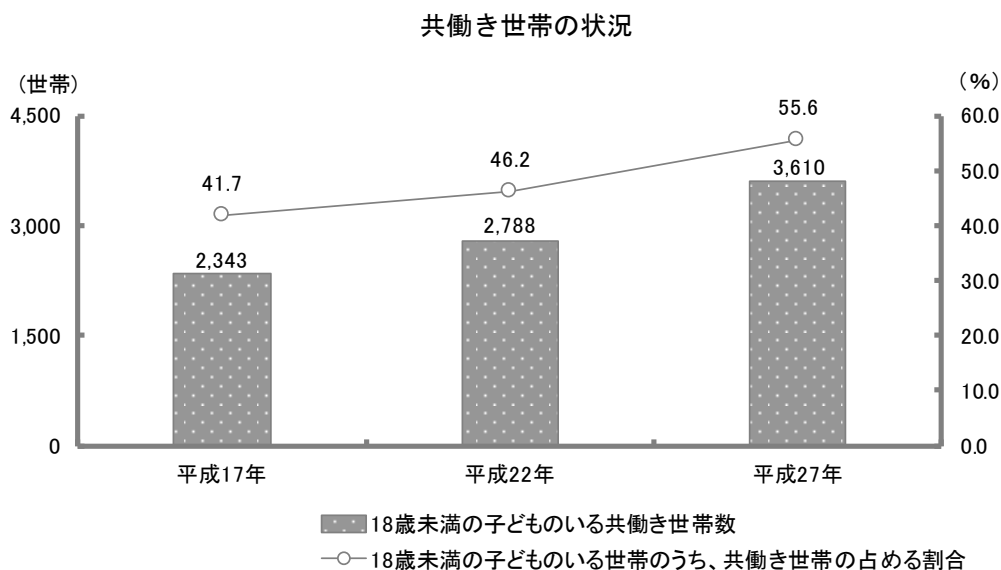


資料：国勢調査（平成27年）

### ④ 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き世帯数は、増加傾向にあり、平成27年で3,610世帯となっています。

また、その割合は増加傾向にあり、平成27年で5割半ばとなっています。



資料：国勢調査

(4) 子どもと子育てをめぐる状況・・・・・・・・

① 就学前児童の状況

ア 子どもが日中過ごす場所

子どもが日中過ごす場所として、3～5歳児では5割以上が幼稚園を利用し、3割半ばの人が保育所(園)を利用しています。

就学前児童の状況(平成31年度)

区分		歳児	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
総数			3,887	517	591	692	661	714	712
(園) 保育所	市立		646	25	103	150	112	131	125
	市立以外		354	20	57	66	68	71	72
	合計		1,000	45	160	216	180	202	197
幼稚園	市立		683	0	0	0	188	241	254
	市立以外		316	0	0	0	113	110	93
	合計		999	0	0	0	301	351	347
認定 こども園	保育所部分	市立	0	0	0	0	0	0	0
		市立以外	372	14	63	70	74	77	74
		計	372	14	63	70	74	77	74
	幼稚園部分	市立	0	0	0	0	0	0	0
		市立以外	218	0	0	0	79	63	76
		計	218	0	0	0	79	63	76
合計		590	14	63	70	153	140	150	
在家庭			1,298	458	368	406	27	21	18

資料：輝くこども未来室(4月1日現在)

※ 市立以外の幼稚園・認定こども園の園児数は、市外の幼稚園・認定こども園に通う児童数を含めた数値



## イ 幼稚園児数の推移

幼稚園児数は、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、市立幼稚園では 8 人減少しています。全体では 3 人増加しています。

幼稚園児数の推移

年度 幼稚園名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 27 年度 との増減
田辺幼稚園	106	112	134	134	129	23
田辺東幼稚園	40	37	38	38	31	-9
草内幼稚園	85	96	102	113	90	5
大住幼稚園	122	125	119	106	98	-24
三山木幼稚園	102	105	104	105	103	1
松井ヶ丘幼稚園	60	55	64	58	49	-11
薪幼稚園	114	123	132	135	124	10
普賢寺幼稚園	62	66	60	66	59	-3
市立幼稚園：小計	691	719	753	755	683	-8
市立以外の 幼稚園：小計	305	279	250	249	316	11
合計	996	998	1,003	1,004	999	3

資料：輝くこども未来室（4月1日現在）

※ 市立以外の幼稚園の園児数は、市外の私立幼稚園に通う児童数を含めた数値

## ウ 認定こども園児数の推移

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

本市では平成 31 年 4 月に 2 園の認定こども園が開園しました。

認定こども園児数の推移

種別	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 27 年度 との増減
保育部分	市立	-	-	-	-	-	-
	私立	43	62	73	61	372	329
	計	43	62	73	61	372	329
幼稚園部分	市立	-	-	-	-	-	-
	私立	218	225	188	160	218	0
	計	218	225	188	160	218	0
合計		261	287	261	221	590	329

資料：輝くこども未来室（4月1日現在）

※私立の認定こども園の園児数は、市外の私立認定こども園に通う児童数を含めた数値

## エ 保育所（園）児童数の推移

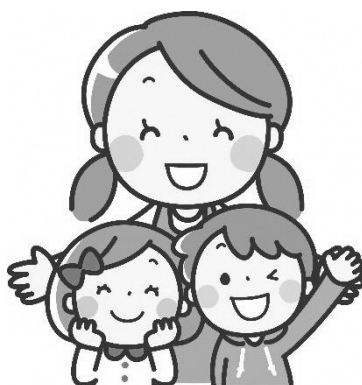
保育所（園）児童数は、平成27年度から平成31年度まででは、公立保育園で28人増加しています。なお、民間保育園で225人減少していますが、1園が認定こども園に移行したことによるものです。

保育所（園）児童数の推移

年度 保育所（園）名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度 との増減
河原保育所 （分園含む）	250	263	229	282	262	12
草内保育所	110	110	97	111	102	-8
三山木保育所	235	261	224	285	253	18
南山保育所	23	31	28	30	29	6
市立保育所：小計	618	665	578	708	646	28
大住保育園	125	133	141	129	126	1
松井ヶ丘保育園 （分園を含む）	226	226	251	236	—	—
みみづく保育園	226	229	229	234	226	0
市立以外の 保育園：小計	577	588	621	599	352	-225
合計	1,195	1,253	1,199	1,307	998	-197

資料：輝くこども未来室（4月1日現在）

※松井ヶ丘保育園は、平成31年度から「認定こども園」へ移行した。



## ② 小学生児童の状況

### ア 小学生児童数の推移

小学生児童数は6小学校で減少しているものの、三山木小学校、普賢寺小学校で大幅に増加していることから、全体では平成27年度から令和元年度までで118人増加しています。

小学生児童数の推移

学校名	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度との増減
松井ヶ丘小学校		773	759	758	777	744	-29
大住小学校		273	271	264	270	250	-23
桃園小学校		676	662	639	617	588	-88
薪小学校		648	631	614	601	603	-45
田辺小学校		635	627	643	630	626	-9
田辺東小学校		253	227	216	208	192	-61
草内小学校		347	353	336	353	353	6
三山木小学校		589	680	788	854	904	315
普賢寺小学校		71	74	77	82	95	24
市立小学校：小計		4,264	4,284	4,335	4,392	4,355	91
市立以外の小学校：小計		242	224	244	264	269	27
合計		4,506	4,508	4,579	4,656	4,624	118

資料：学校教育課（5月1日現在）

## イ 留守家庭児童会（学童保育）の在籍状況

留守家庭児童会（学童保育）は、保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に遊びや生活の場を提供し、放課後における児童の健全育成を行っています。

令和元年度には 940 人の児童が在籍しており、平成 27 年度から令和元年度までで 168 人増加しています。

## 留守家庭児童会（学童保育）の在籍状況

種別	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 27 年度との増減
クラス実施数		22	25	29	31	30	8
定員数（人）		831	831	831	831	831	0
在籍児童数（人）		772	840	867	933	940	168

資料：社会教育・スポーツ推進課（各年 5 月 1 日現在）

利用者の内訳をみると、低学年になるほど在籍児童数が多くなっています。

## 留守家庭児童会における学年別在籍状況

種別	学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
在籍児童数（人）		264	257	193	141	68	17
小学校児童数（人）		687	740	722	704	733	769

資料：社会教育・スポーツ推進課（令和元年 5 月 1 日現在）

## ウ 放課後子どもプラン実施状況

放課後子どもプランは、児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりと地域の方々との世代間交流をねらいとして実施しています。

### 放課後子どもプラン実施状況

種別	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (9月現在)
実施数(回)		106	106	109	87	23
延べ参加者数(人)		4,566	4,967	4,120	3,098	616

資料：社会教育・スポーツ推進課

※ 延べ参加者数は、年間延べ参加者数

## ③ 幼稚園事業

幼稚園では、通常の教育のほかに、下記の事業を実施しています。

### 幼稚園事業

平成 31 年(2019年)度実施

事業名	事業の内容	実施幼稚園
預かり保育事業	教育時間の前後に在園児を預かり、保護者の子育てを支援する	市立全園 こもれび 松井ヶ丘保育園
2歳児親子 なかよし学級	2歳児と保護者に親子で遊ぶ場を提供し、成長・発達を促すとともに親同士の交流の場とする 毎月1～2回実施	市立全園

資料：輝くこども未来室

④ 保育所（園）保育事業

保育所（園）では、通常の保育に加え、多様化する保育ニーズに応えるため、さまざまな保育事業を実施し、仕事と子育ての両立や、子育てに対する支援を行っています。

保育所（園）保育事業

平成 31 年（2019 年）度実施

事業名	事業の内容	実施保育所（園）等
乳児保育促進事業 (産明児童保育事業)	保育を必要とする生後 57 日目以降の乳児の保育の実施	全保育所（園）・ 全認定こども園
延長保育事業	18 時以降も保育を必要とする入所児童に対し、時間外で保育を行う事業	全保育所（園）・ 全認定こども園
一時保育事業	保護者の就労や通院、リフレッシュなどにより一時的に保育が必要となった就学前の子どもを保育所（園）で一時的に預かる事業	河原保育所 三山木保育所 松井ヶ丘保育園 こもれび
保育所（園） 地域活動事業	保育所（園）等に入っていない子どもを対象に、保育所（園）開放を行い、他の子ども達と一緒に遊んだり、子育て相談などを実施	草内保育所 南山保育所 大住保育園 みみづく保育園 松井ヶ丘保育園 こもれび
	地域の高齢者と保育所（園）児童が行事などを通じて触れ合い、保育所（園）において地域に開かれた活動として実施	草内保育所 三山木保育所 南山保育所 大住保育園 みみづく保育園 松井ヶ丘保育園
	子育て講座などを開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図る事業	松井ヶ丘保育園
保育所分園事業	保育所の分園として乳幼児の保育を実施し、待機児童の解消を図る事業	河原保育所分園
病児保育事業	病气中や病気の回復期にあり家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施する事業	医療法人浜ロキッズ クリニック 「にっこにこ」 医療法人社団 石鎚会 「やすらぎ保育園」
子育て相談事業	就学前の子育てについて、保育士が電話や面接などで相談に応じる事業	全保育所（園）・ 全認定こども園
障害児保育事業	保育を必要とする障がいのある児童、また、発達上配慮を要する児童の保育体制を整え、保育の実施を通じて子どもの発達支援を行う事業	全保育所（園）・ 全認定こども園

資料：輝くこども未来室

⑤ 地域における子育て支援事業

ア 児童館事業

児童館では、子どもたちの豊かな育ちを促すため、さまざまな事業を実施しています。

児童館事業

平成30年(2018年)度実施

年度	事業名	親子教室	なかよし クラブ	ふれあい 広場	育児相談	その他 (育児サークルなど)	合 計
	児童館名						
平成 26 年度	大住児童館	3,305	7,350	12,669	0	1,369	24,693
	田辺児童館	916	198	117	82	2,220	3,533
	南山こどもセンター	680	4,130	0	0	1,436	6,246
	普賢寺児童館	6,655	3,821	314	0	711	11,501
平成 27 年度	大住児童館	3,470	8,099	12,493	0	870	24,932
	田辺児童館	818	493	138	149	2,134	3,732
	南山こどもセンター	566	4,964	0	0	405	5,935
	普賢寺児童館	6,672	4,371	575	0	571	12,189
平成 28 年度	大住児童館	3,335	7,264	12,533	0	579	23,711
	田辺児童館	746	295	111	148	2,542	3,842
	南山こどもセンター	752	5,537	0	0	354	6,643
	普賢寺児童館	6,562	4,692	644	0	715	12,613
平成 29 年度	大住児童館	3,171	6,916	11,630	0	321	22,038
	田辺児童館	804	315	138	66	2,091	3,414
	南山こどもセンター	897	6,726	0	0	71	7,694
	普賢寺児童館	6,704	5,048	481	0	581	12,814
平成 30 年度	大住児童館	3,265	6,408	11,073	0	373	21,119
	田辺児童館	838	281	89	40	2,114	3,362
	南山こどもセンター	745	6,520	182	0	57	7,504
	普賢寺児童館	6,462	5,656	308	0	561	12,987

資料：子育て支援課

※ 各年度とも田辺児童館の親子教室は、「親子びびびよ教室」として育児の中で心配や不安のある3歳未満児とその保護者を対象に実施

平成30年(2018年)度実施

事業名	事業の内容	実施場所
児童発達支援事業 (京田辺市児童 デイサービス事業所)	就学前の心身の発達に弱さやつまづきなど育ちのための支援を必要とする子どもに、事業所に通所する方法で少人数グループにより、発達を促す働きかけを行う事業 延べ2,114人	田辺児童館

資料：田辺児童館

イ 地域における子育て支援事業

子どもが保育所（園）・幼稚園などに入所せず、在宅で保育している親が子どもとともに主に利用している事業があります。

地域における子育て支援事業

平成31年（2019年）度実施

事業名・団体名	事業の内容
地域子育て支援拠点事業	地域における子育て支援を総合的に実施 ・地域子育て支援センター事業（三山木保育所・河原保育所・松井山手） 子育て中の親子の交流と遊び場、子育てに関する情報の提供や相談、講習会、育児サークル支援等を実施 ・子育てひろば事業（てふてふ） 子育て中の親子の交流と遊び場・子育てに関する情報の提供や相談、講座等の実施 ・えぷろんママ（子育て支援ボランティア）の派遣 育児サークルなどの依頼に基づき、えぷろんママがそれぞれの活動場所に出向き活動支援を実施 ・地域の育児サークルの支援 育児サークルの自主的な活動を支援し、サークル交流会の実施や活動場所の提供などの支援を実施
子育て情報の提供	ホームページ、子育て応援ガイドブックの配布、はぐはぐ子育て支援事業ピックアップ情報紙の配布
児童福祉週間事業の実施	国の児童福祉週間にあわせて、本市においても子どもに対する理解を深めるために、5月5日を中心として子どもに係る事業を実施（こいのぼりの掲揚、親子ふれあい交流、プール無料開放、映画会など）
ファミリー・サポート・センター事業	地域における子どもの預かりなどを行うために、「おねがい会員」「まかせて会員」相互が登録を行い援助し合う事業で、主に乳幼児・小学生の子どもを持つ家庭へのサポートを実施
子どもの主張大会	市内の小・中学生が日常生活や学校などで体験したことや考えていること、また、主張したいことを発表する機会を設け、社会の一員としての自覚を高めるとともに、次代を担う児童の健全育成について、市民の理解と協力を深める契機とするために実施

資料：子育て支援課



## ⑥ 親と子の健康づくり支援

親と子の健康づくり支援は、健診、相談、家庭訪問、健康教室などの保健事業を中心に実施しています。健診・相談事業は、高い受診率となっています。

### 親と子の健康づくり支援事業（各種母子保健事業）

平成31年（2019年）度実施

事業名	事業の内容
不妊治療費助成事業 （市助成分）	妊娠を希望し、不妊治療を受けている夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る
妊産婦健康診査費助成事業	妊婦健診は妊娠中の異常を早期に発見し、妊婦の健康の向上及び安全な出産と健康な子の出生を支援し、産婦健診は産後間もない時期に実施し、産婦のこころとからだの健康状態を把握し必要な支援を行う
妊婦歯科健康診査助成事業	妊婦の歯科健康診査及び歯みがき指導を実施し、妊婦の健康増進を図るとともに、母親のむし歯菌が子どもに感染することを予防する
母子健康手帳の交付 父子健康手帳の交付	妊娠期から乳幼児期までの母子の健康に関する情報の管理を行うとともに、妊娠・出産の理解を深め出産後の子育てがスムーズにできることを目的に交付する
パパママセミナー	妊娠中からの母性・父性を育み、夫婦で子育てに取り組む意識を高めるとともに、また活用できる事業、相談窓口の周知、及び参加者同士の交流を図り、出産後における子育ての仲間づくりを目的に実施する
産前・産後ホームヘルパー 派遣事業	妊産婦が産前・産後の体調不良などのため、家事や育児を行う事が困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、家事の援助や乳幼児の育児等を行うことにより、乳幼児の健全な育成と妊産婦の健康増進を図る
家庭訪問事業	出産後4か月までの乳児、障がいや発達上に課題を持つ児童、虐待が疑われる児童などの家庭への訪問を通じて乳幼児の健全育成支援を行う（こんにちは赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業など）
乳幼児健診・発達相談事業	先天異常や病気などを早期に発見し、医療につなげるとともに、育児環境・栄養の保健指導などを通じて乳幼児の健やかな成長と良好な母子関係などへの支援を行う
予防接種事業	各種予防接種を実施し、子どもの疾病及び蔓延を予防する
産前・産後サポート事業	妊娠、出産、子育ての不安や悩みに対して、助産師が自宅に訪問し、相談支援を行う
産後ケア事業	出産後、心身のケア等が必要な方に助産師が自宅に訪問し、心身のケアや具体的な育児手技の指導等を行う
子育て世代包括支援センター はぐはぐ	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うため、すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者に対して、保健師等の専門職が、母子保健、育児に関する様々な悩みに対応する。また、保育士資格等を持った職員が、保育施設や地域の子育て支援事業など、市内の子育てに関する情報提供を行う

資料：子育て支援課

## ⑦ 各種手当支給事業など

子ども及びひとり親家庭に係る手当などの支給を行い、経済的側面から子育て支援を図っています。

## 子育て支援医療費助成制度

種別	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者証交付者数 (者)		10,709	10,790	10,954	11,017	10,972
件数 (件)		120,119	131,525	141,110	138,612	143,677
医療費助成額 (円)		238,580,481	266,622,853	276,893,930	273,096,047	280,590,993

資料：子育て支援課

## 児童手当

種別	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数 (人)		5,952	5,931	5,960	5,985	5,931
支給総額 (円)		1,242,435,000	1,235,655,000	1,223,965,000	1,224,295,000	1,211,535,000

資料：子育て支援課

## 児童扶養手当 (全部支給停止者を除く)

種別	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数 (人)		431	464	417	389	372
支給総額 (円)		199,071,700	205,471,920	208,093,760	203,928,650	195,962,180

資料：子育て支援課

## 特別児童福祉手当 (市単独)

種別	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数 (人)		482	467	443	455	440
支給総額 (円)		12,775,800	12,591,000	12,132,600	12,163,200	12,011,400

資料：子育て支援課

心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当（市単独）

種別		年度				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
心身障害 児童特別 手当	人数（人）	143	160	160	168	188
	支給総額（円）	4,185,600	4,824,000	4,944,000	5,037,600	5,565,600
特定心身 障害等児童 特別手当	人数（人）	24	24	27	23	25
	支給総額（円）	645,600	720,000	760,800	768,000	746,400
合計人数（人）		167	184	187	191	213
支給総額（円）		4,831,200	5,544,000	5,704,800	5,805,600	6,312,000

資料：子育て支援課

高等職業訓練給付金等事業

種別		年度				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数（人）		8	3	6	6	6
支給総額（円）		8,420,000	3,482,000	5,810,000	6,392,000	6,038,000

資料：子育て支援課

助産施設入所措置

種別		年度				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数（人）		6	2	3	2	0
支給総額（円）		2,541,346	841,470	1,134,300	818,290	0

資料：子育て支援課

私立幼稚園就園奨励費

種別		年度				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数（人）		500	305	279	251	243
支給総額（円）		65,273,300	38,751,600	35,472,800	33,123,500	34,860,100

資料：輝くこども未来室

## ⑧ 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、18歳までの子どもに係る相談に対応しており、相談種別は多様な内容になっています。

家庭児童相談室によせられた相談件数

相談種別	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		対応件数	うち平成28年度新規	対応件数	うち平成29年度新規	対応件数	うち平成30年度新規	
養護相談	児童虐待相談	260	174	271	111	285	152	
	その他相談	9	4	12	6	25	19	
その他相談	保健相談	0	0	0	0	0	0	
	障害相談	肢体不自由	0	0	0	0	0	0
		視聴覚障害	0	0	0	0	0	0
		言語発達障害など	0	0	0	0	0	0
		重症心身障害	0	0	0	0	0	0
		知的障害	0	0	0	0	0	0
		自閉症など	0	0	0	0	0	0
	非行相談	ぐ犯行為など	0	0	1	1	0	0
		蝕法行為など	0	0	0	0	0	0
	育児相談	性格行動	3	3	3	3	9	8
		不登校	10	10	7	2	6	5
		適正	0	0	0	0	0	0
		育児・しつけ	5	5	6	4	1	1
	その他		7	6	8	5	5	5
計		294	202	308	132	331	190	

資料：子育て支援課

## ⑨ 子どもの虐待に係る状況について

平成19年に「児童虐待の防止などに関する法律」の一部が改正されました。本市においても関係機関との連携強化などの取組が進み、福祉・保健・医療・教育や地域などの児童虐待防止のための関係機関から構成される「京田辺市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

本市では転入が多く、地域とのつながりが希薄になっているなど子育てにおける環境が変化している状況もあり、徐々に虐待の通告、及び相談件数が増えてきています。

また、近年では子どもや家庭を巡る問題が複雑・多様化してきており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るため、関係機関とのきめ細かい連携による援助や、定期的な安全確認のための訪問や関係機関での見守りなどを行っています。

児童虐待ケース数

種別	年度	児童虐待ケース数				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
虐待ケース件数		154	215	260	271	285
	うち、新規ケース件数	62	99	174	111	152
	うち、終結件数	38	129	100	138	127
児童相談所関係	児童相談所関与ケース件数	46	77	100	111	132
	うち、援助を依頼した件数	15	19	29	29	8
	うち、ケースを送致した件数	1	1	5	5	3
	うち、一時保護した件数	9	18	10	5	10
	うち、施設入所措置した件数	2	6	6	3	5

資料：子育て支援課

本市の世帯における虐待種別の割合（平成30年度）

- ネグレクト（35%）… 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、同居人などによる虐待行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること
- 身体的虐待（15%）… 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 心理的虐待（49%）… 児童に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、児童が同居する配偶者やきょうだいなどに対する暴力など、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 性的虐待（1%）… 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること

資料：輝くこども未来室

⑩ 子育てと地域社会

ア 子どもの遊び場等

本市の都市公園の状況は下記のとおりです。

都市公園の設置状況

区分	名称
総合公園	田辺公園
運動公園	田辺木津川運動公園、草内木津川運動公園
近隣公園	諏訪ヶ原公園、同志社山手さくらの丘公園、防賀川公園
街区公園	159 か所

資料：緑のまちづくり室（平成31年度）

イ 地域における団体活動

子どもたちの主体性を伸ばし、健全育成に取り組んでいる団体活動として、地域の子ども会をはじめ、各種子育て関係団体や民生児童委員・主任児童委員・社会福祉協議会によるものがあります。

また、スポーツ少年団をはじめ、さまざまな文化・スポーツ活動団体についても、子どもたちに活動や体験の機会を提供しています。

小学校区別子ども会数

種別 \ 小学校区	大住	松井ヶ丘	桃園	薪	田辺	田辺東	草内	三山木	普賢寺
団体数	9	2	4	4	6	1	3	11	2
会員数	248	191	710	615	725	356	247	556	29

資料：中央公民館（平成31年度）

## (5) その他の状況・・・・・・・・

### ① 待機児童数の推移

本市の10月1日時点の待機児童数の推移をみると、平成28年までは横ばいとなっており、平成29年には大幅に増加したものの、平成30年で29人と待機児童は減少傾向にあります。なお、4月1日時点では、平成29年を除き0人となっています。

平成29年4月1日時点で待機児童が発生した原因は、保育士の確保が困難となったためです。

待機児童数の推移

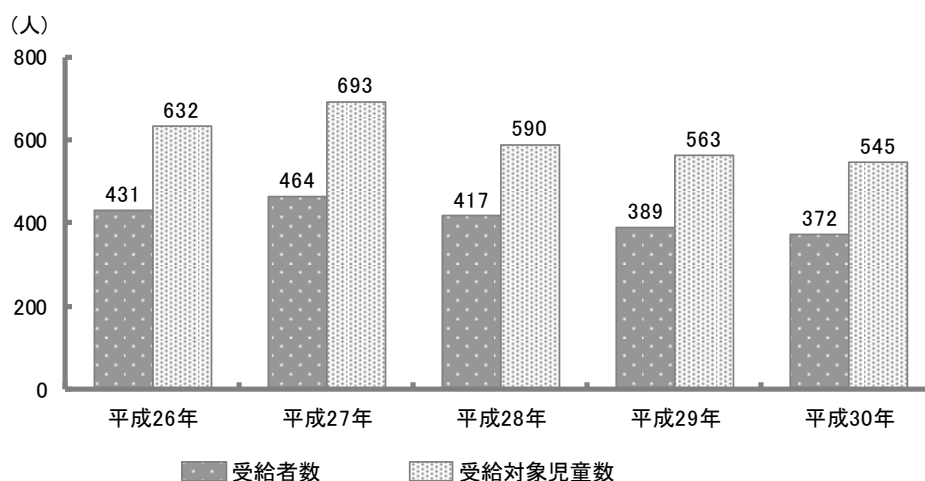
月日 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
4月1日現在	0人	0人	0人	140人	0人
10月1日現在	43人	45人	43人	83人	29人

資料：輝くこども未来室

### ② 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は平成27年まで増加し、その後減少しており、平成30年で受給者数が372人となっています。また、受給対象児童数は平成28年以降減少しており、平成30年で545人となっています。

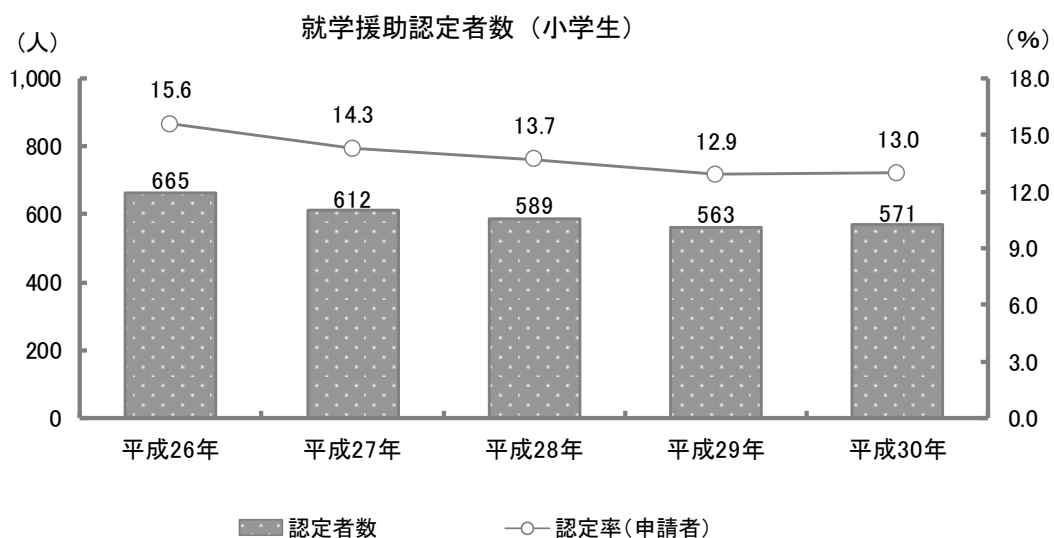
児童扶養手当受給者数（全部支給停止者を除く）



資料：輝くこども未来室

### ③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

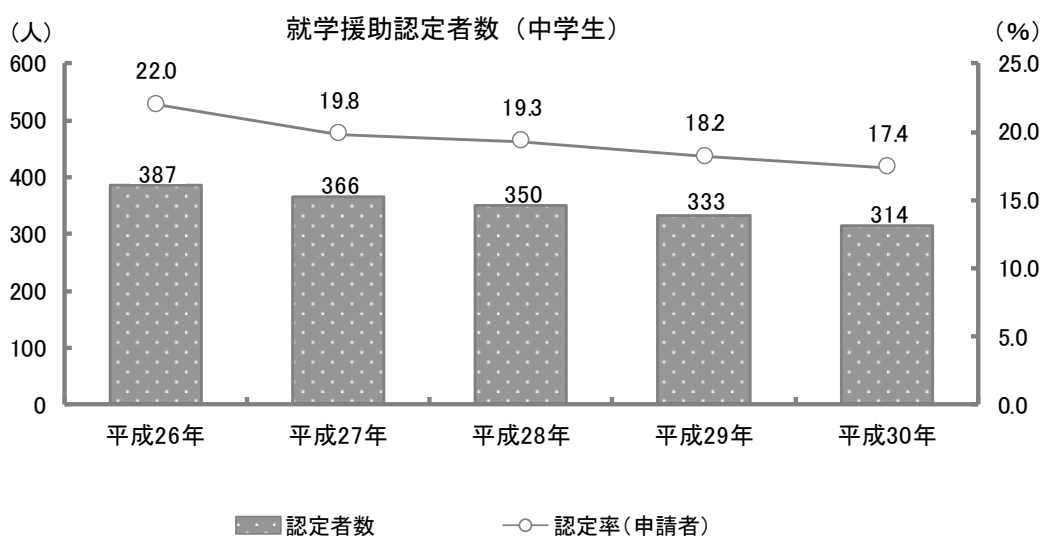
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向となっており、平成30年で認定者数が571人、認定率が13.0%となっています。



資料：学校教育課

### ④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、平成30年で認定者数が314人、認定率が17.4%となっています。



資料：学校教育課



### ⑤ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数・生徒数は年々減少していましたが、平成 28 年以後は横ばいとなっており、平成 30 年で 67 人となっています。

要保護児童・生徒数

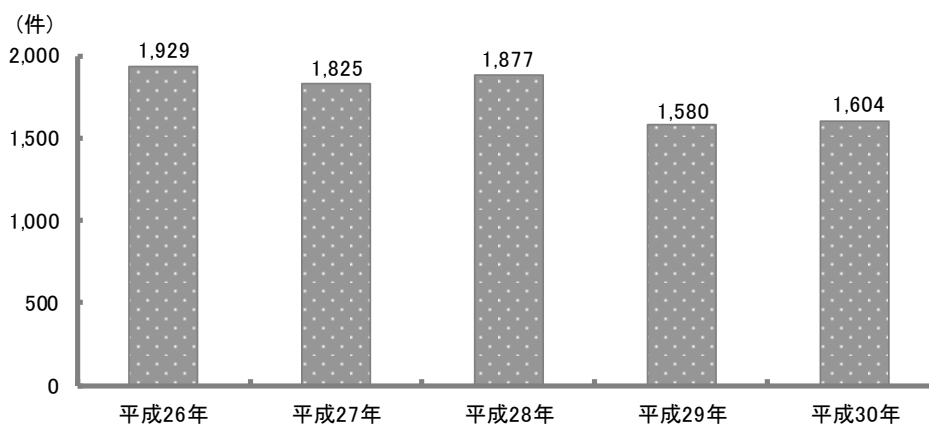
種別	年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
児童数・生徒数		6,166 人	6,268 人	6,259 人	6,321 人	6,365 人
要保護児童数・生徒数		94 人	82 人	68 人	67 人	67 人

資料：学校教育課

### ⑥ いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数は減少傾向ですが、平成 30 年で 1,604 件となっています。

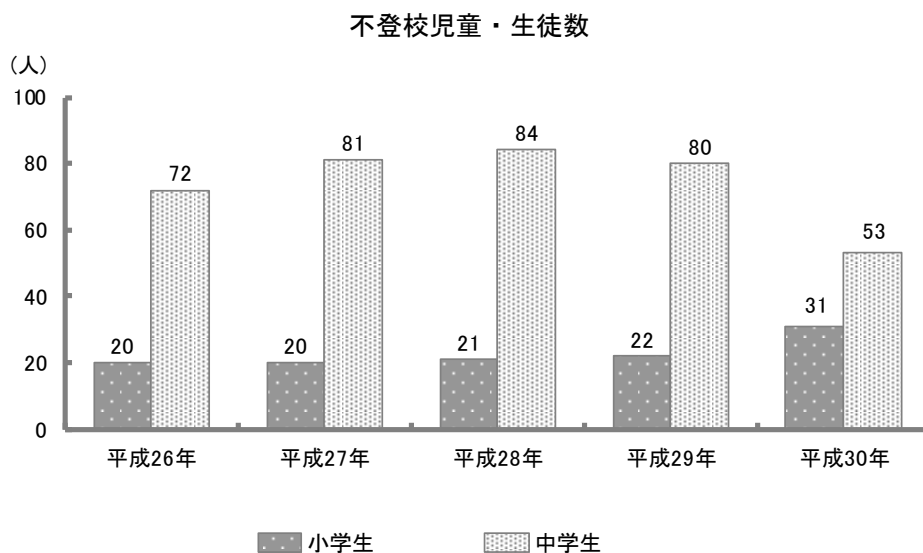
いじめ認知件数



資料：こども・学校サポート室

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童数（小学生）は増加しており、平成30年で31人となっています。また、不登校生徒数（中学生）は平成28年まで増加傾向となっていますが、平成30年には減少し、53人となっています。



資料：こども・学校サポート室

## 2 ニーズ調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について

#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が65.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が12.9%となっています。

回答者数 = 963

日常的に祖父母等の親族にみ  
てもらえる

緊急時もしくは用事の際には祖  
父母等の親族にみてもらえる

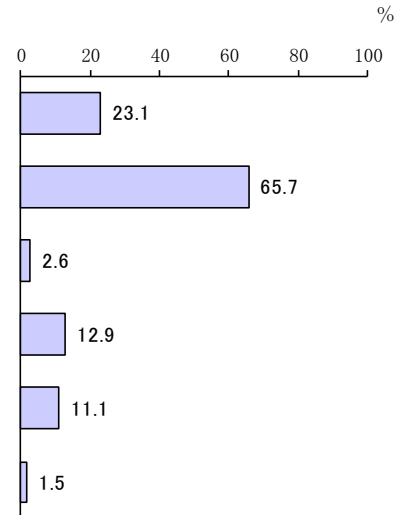
日常的に子どもをみてもらえる  
友人・知人がいる

緊急時もしくは用事の際には子  
どもをみてもらえる友人・知人  
がいる

いずれもない

無回答

[就学前児童調査]



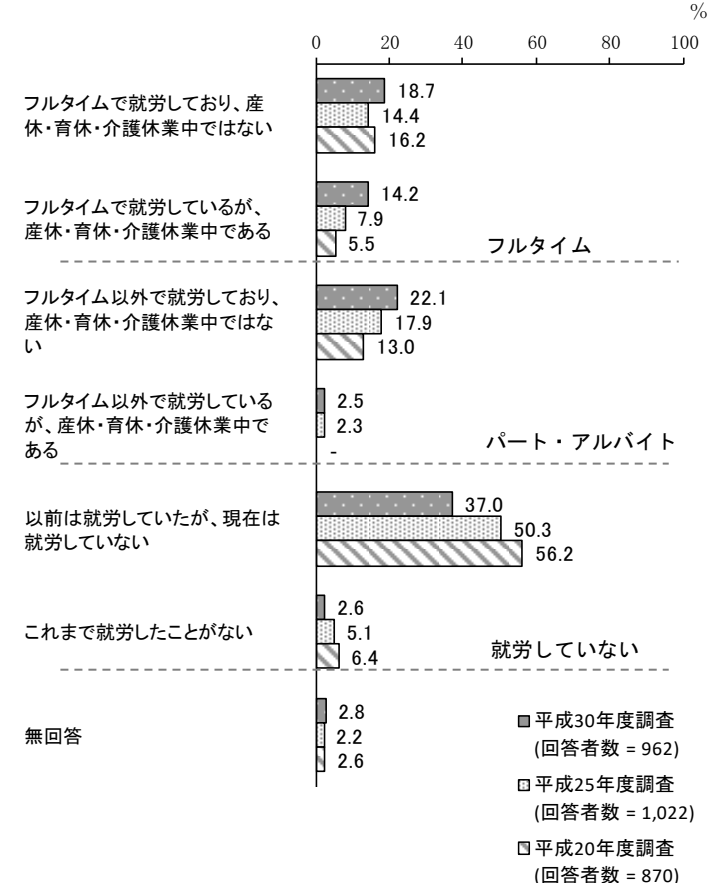
#### ② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.1%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が18.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

※「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は平成20年度調査ではありませんでした。

[就学前児童調査]



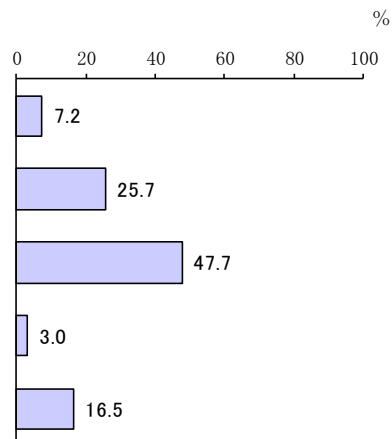
③ 母親の就労意向（フルタイム以外の就労者の就労意向）

「フルタイム以外の就労を続けることを希望」の割合が47.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が25.7%となっています。

回答者数 = 237

- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- フルタイム以外の就労を続けることを希望
- フルタイム以外の就労をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答

[就学前児童調査]

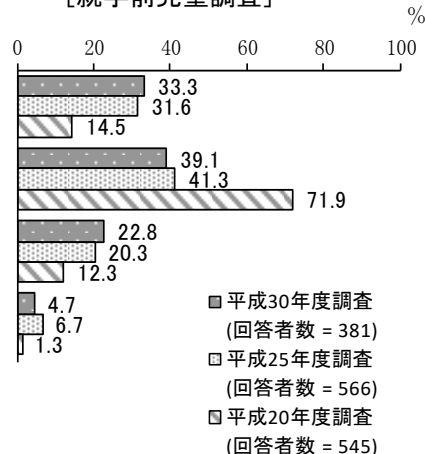


④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が39.1%と最も高く、次いで「今は子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が33.3%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が22.8%となっています。

- 今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが( )歳になったところに就労したい
- すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答

[就学前児童調査]



平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

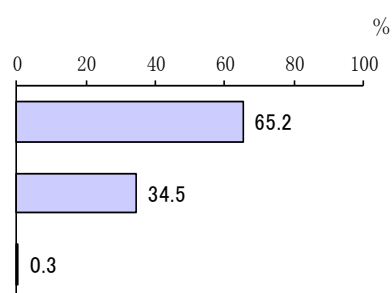
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が65.2%、「利用していない」の割合が34.5%となっています。

回答者数 = 963

- 利用している
- 利用していない
- 無回答

[就学前児童調査]

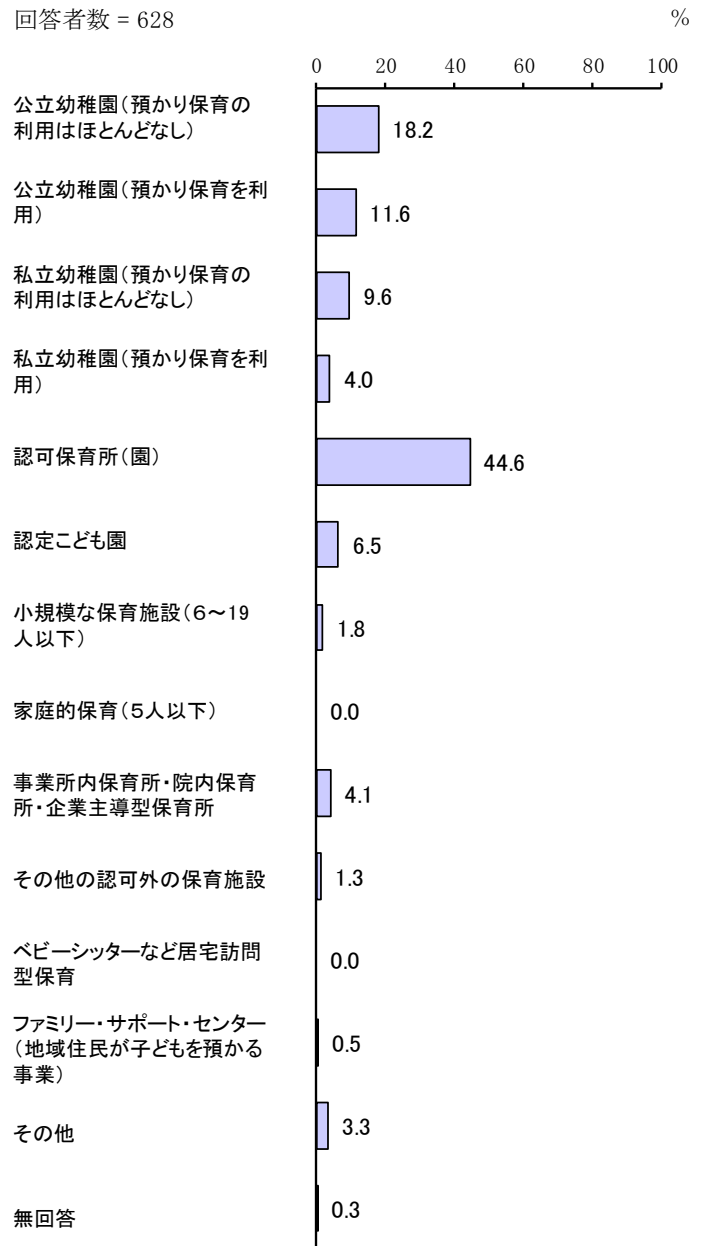


② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

[就学前児童調査]

「認可保育所(園)」の割合が44.6%と最も高く、次いで「公立幼稚園(預かり保育の利用はほとんどなし)」の割合が18.2%、「公立幼稚園(預かり保育を利用)」の割合が11.6%、「私立幼稚園(預かり保育を利用)」の割合が4.0%となっています。

回答者数 = 628

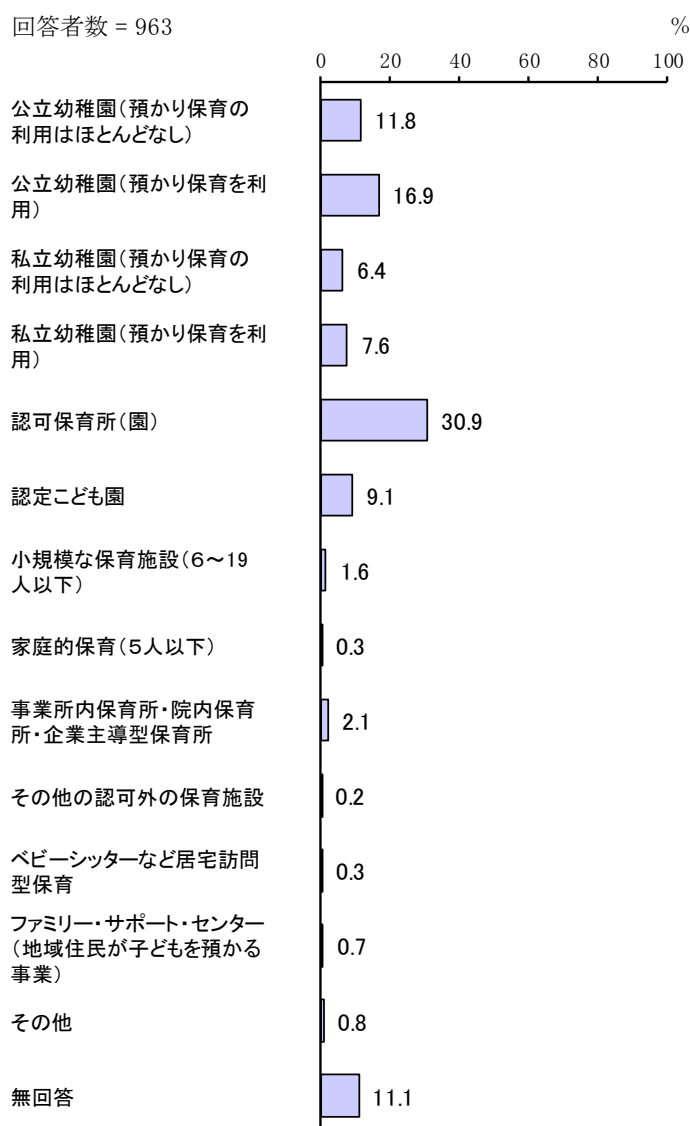


③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

現在、利用している、していないにかかわらず平日利用したい教育・保育事業として、「認可保育所（園）」の割合が30.9%と最も高く、次いで「公立幼稚園（預かり保育を利用）」の割合が16.9%、「公立幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が11.8%となっています。

回答者数 = 963

[就学前児童調査]



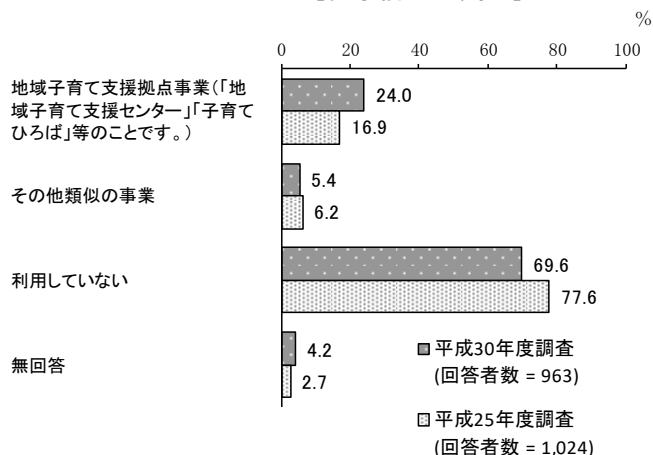
(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について . . . . .

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が69.6%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が24.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「地域子育て支援拠点事業」の割合が高くなっています。

[就学前児童調査]

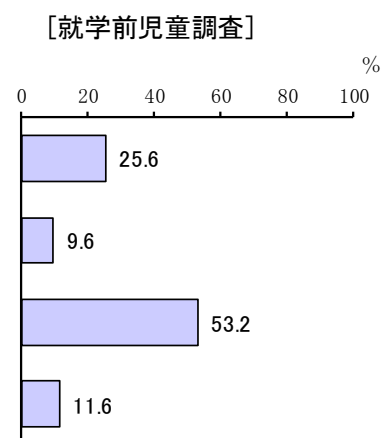


## ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が53.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が25.6%となっています。

回答者数 = 963

利用していないが、今後利用したい  
 すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい  
 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない  
 無回答



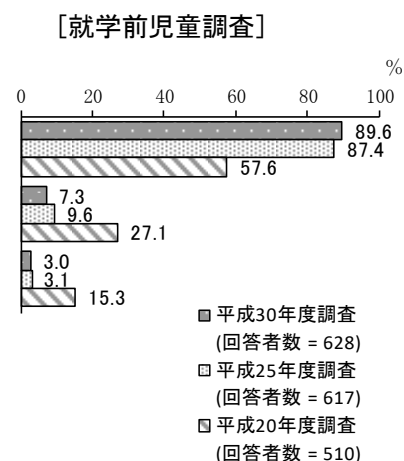
## (4) 病気等の際の対応について . . . . .

### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が89.6%、「なかった」の割合が7.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

あった  
 なかった  
 無回答

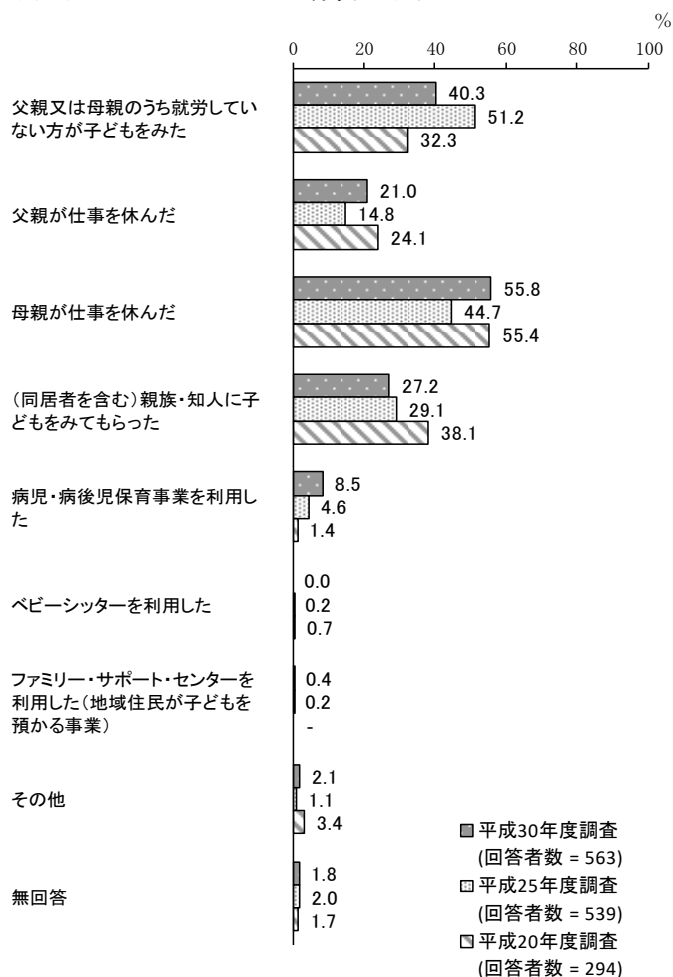


② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応  
(就学前児童調査)

「母親が仕事を休んだ」の割合が55.8%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が40.3%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が27.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

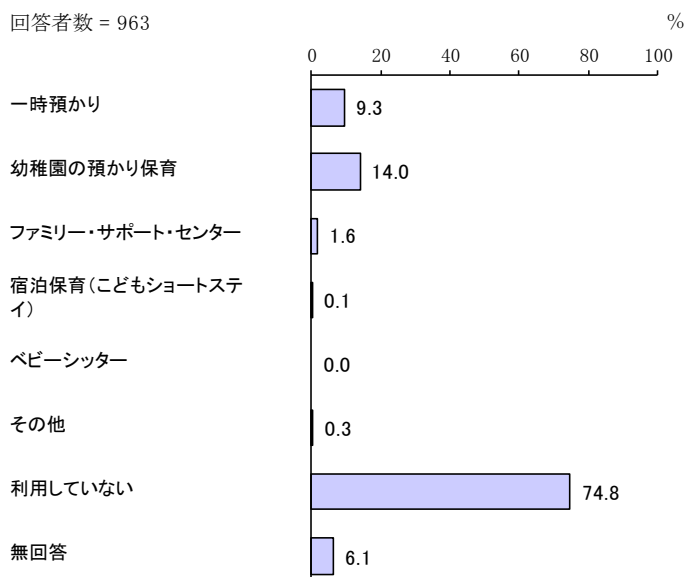
※「ファミリー・サポート・センターを利用した」は平成20年度調査ではありませんでした。



(5) 一時預かり等の利用状況について . . . . .

① 不定期の教育・保育の利用状況  
(就学前児童調査)

「利用していない」の割合が74.8%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が14.0%となっています。

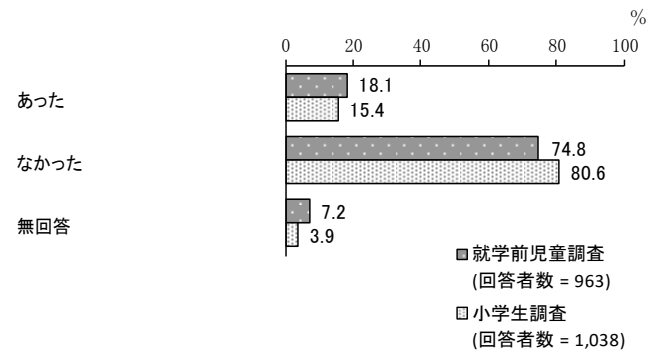




## ② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

就学前調査では、「あった」の割合が18.1%、「なかった」の割合が74.8%となっています。

小学生調査では、「あった」の割合が15.4%、「なかった」の割合が80.6%となっています。

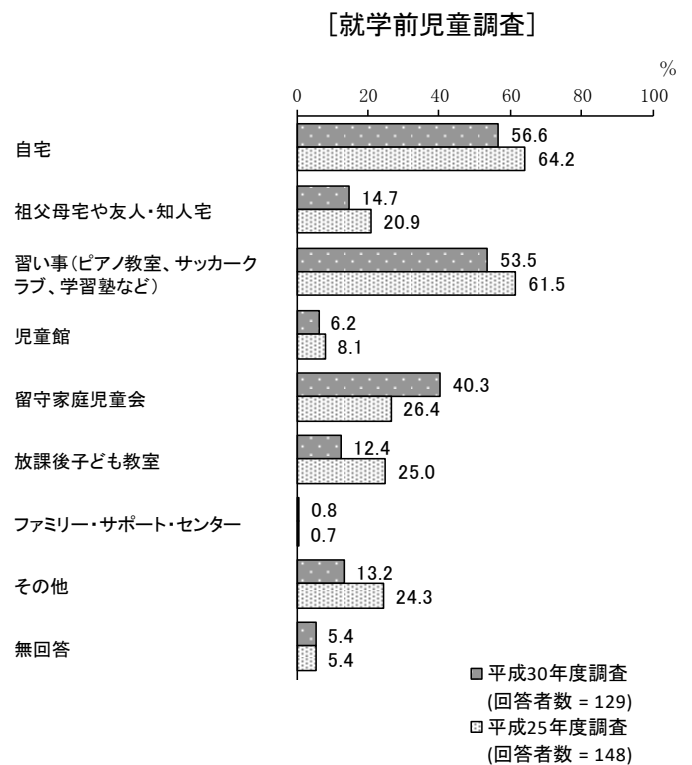


## (6) 小学校就学後の過ごさせ方について . . . . .

### ① 就学前児童保護者が小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が56.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が53.5%、「留守家庭児童会」の割合が40.3%となっています。

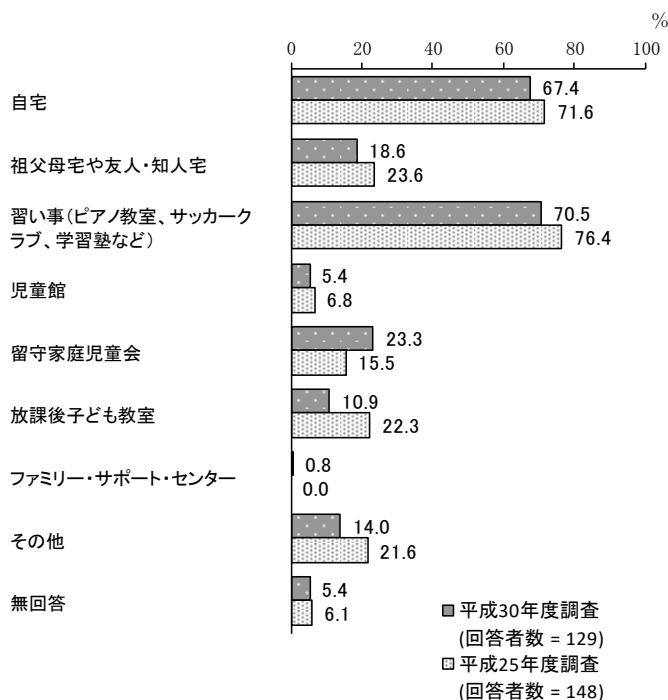
平成25年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者が小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童調査）

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が70.5%と最も高く、次いで「自宅」の割合が67.4%、「留守家庭児童会」の割合が23.3%となっています。

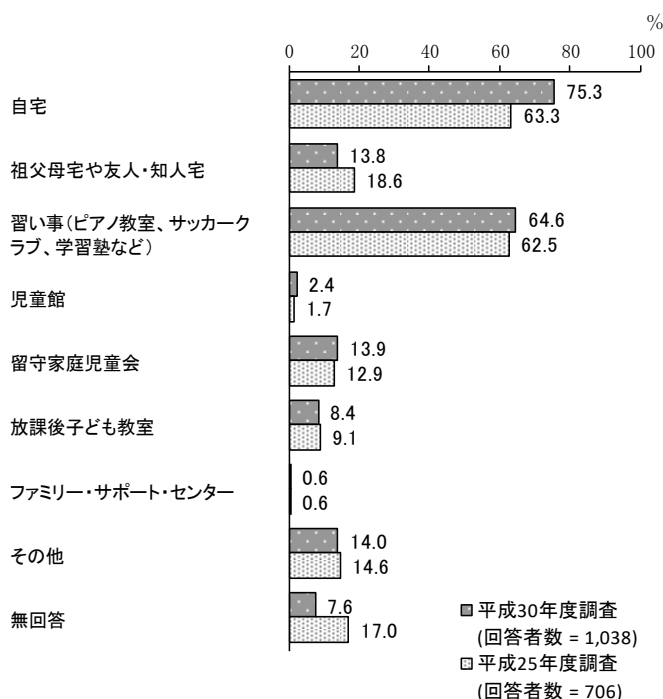
平成25年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



③ 就学児童保護者が小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（小学生調査）

「自宅」の割合が75.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が64.6%、「留守家庭児童会」の割合は13.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。

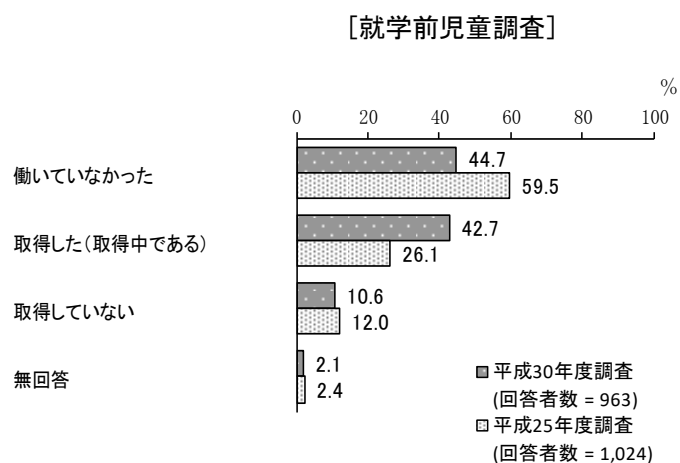


## (7) 育児休業制度や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について・・・

### ① 母親の育児休業の取得状況 (就学前児童調査)

「働いていなかった」の割合が44.7%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が42.7%、「取得していない」の割合が10.6%となっています。

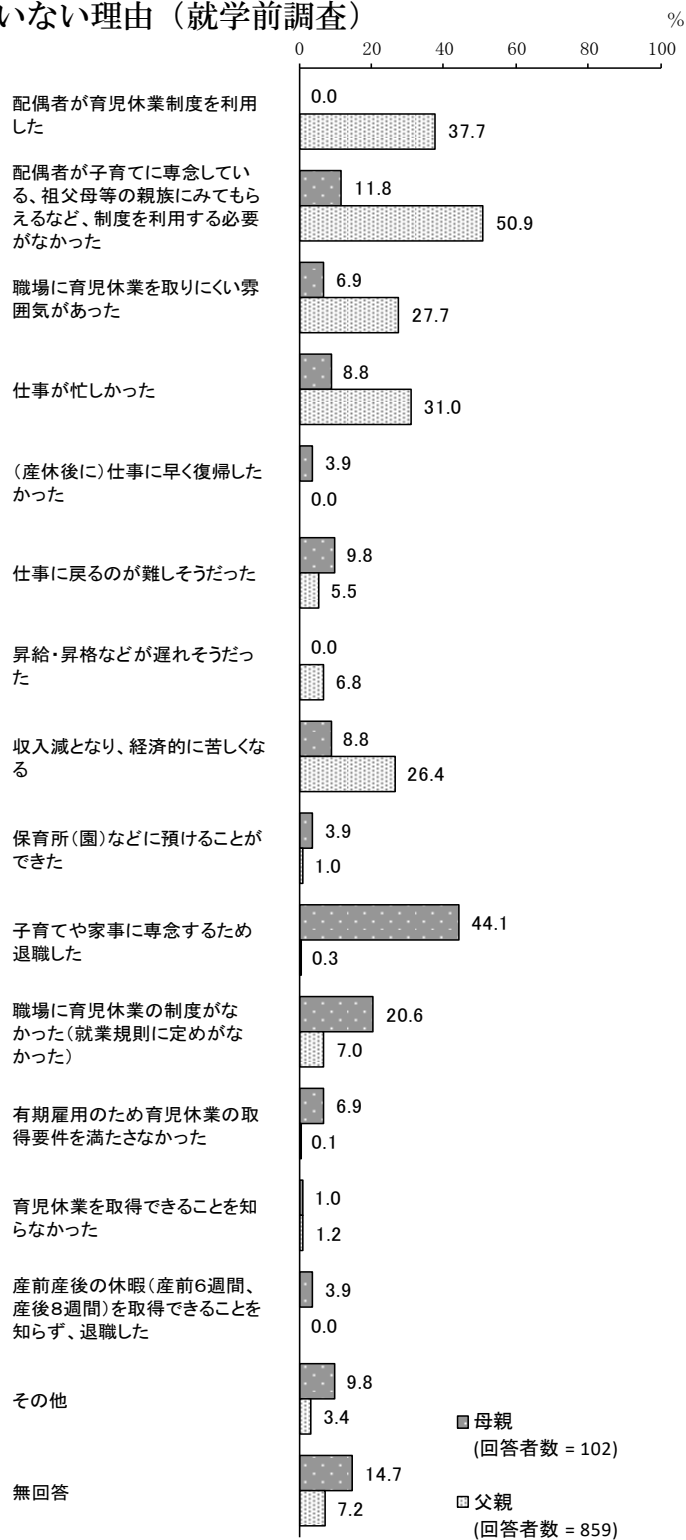
平成25年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親・父親の育児休業を取得していない理由（就学前調査）

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が44.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が20.6%、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が11.8%となっています。

父親では、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が50.9%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が37.7%、「仕事が忙しかった」の割合が31.0%となっています。



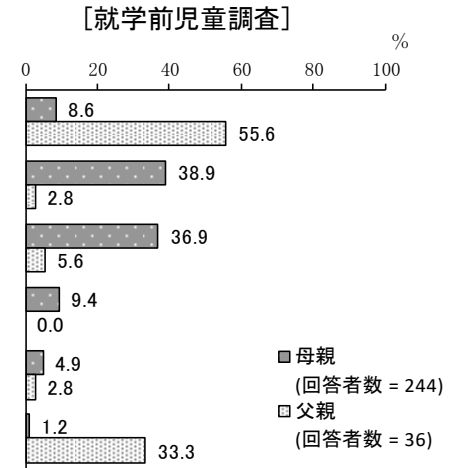
### ③ 育児休業の期間

(復帰したときの子どもの年齢)

母親は「7か月～1歳」の割合が38.9%と最も高く、次いで「1歳1か月～1歳6か月」の割合が36.9%となっています。

父親は「1か月～6か月」の割合が最も高くなっています。

1か月～6か月  
7か月～1歳  
1歳1か月～1歳6か月  
1歳7か月～2歳  
2歳1か月以上  
3歳

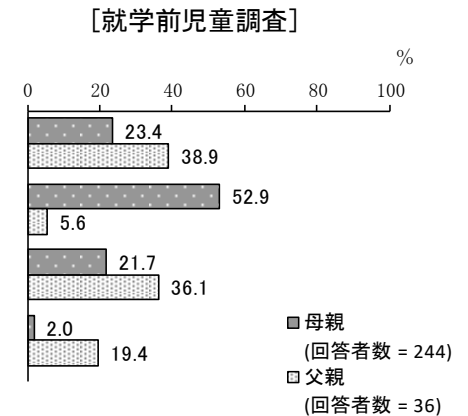


### ④ 育児休業からの復帰時の短時間勤務制度の利用

母親は「利用した」の割合が52.9%と最も高く、次いで「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと時短勤務だった)」の割合が23.4%、「利用できなかった」の割合が21.7%となっています。

父親は「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)」の割合が38.9%と最も高く、次いで「利用できなかった」が36.1%となっています。

利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)  
利用した  
利用できなかった  
無回答



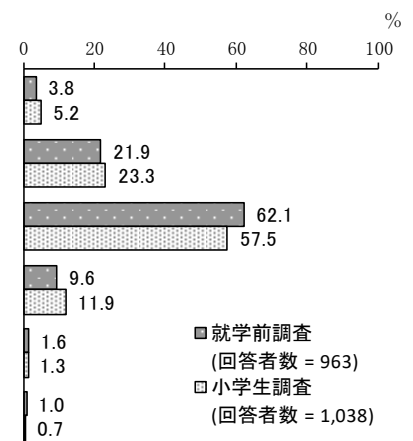
## (8) 子育て全般について . . . . .

### ① 現在の暮らしの状況について

就学前調査では、「普通」の割合が62.1%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が21.9%となっています。

小学生調査では、「普通」の割合が57.5%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が23.3%、「ややゆとりがある」の割合が11.9%となっています。

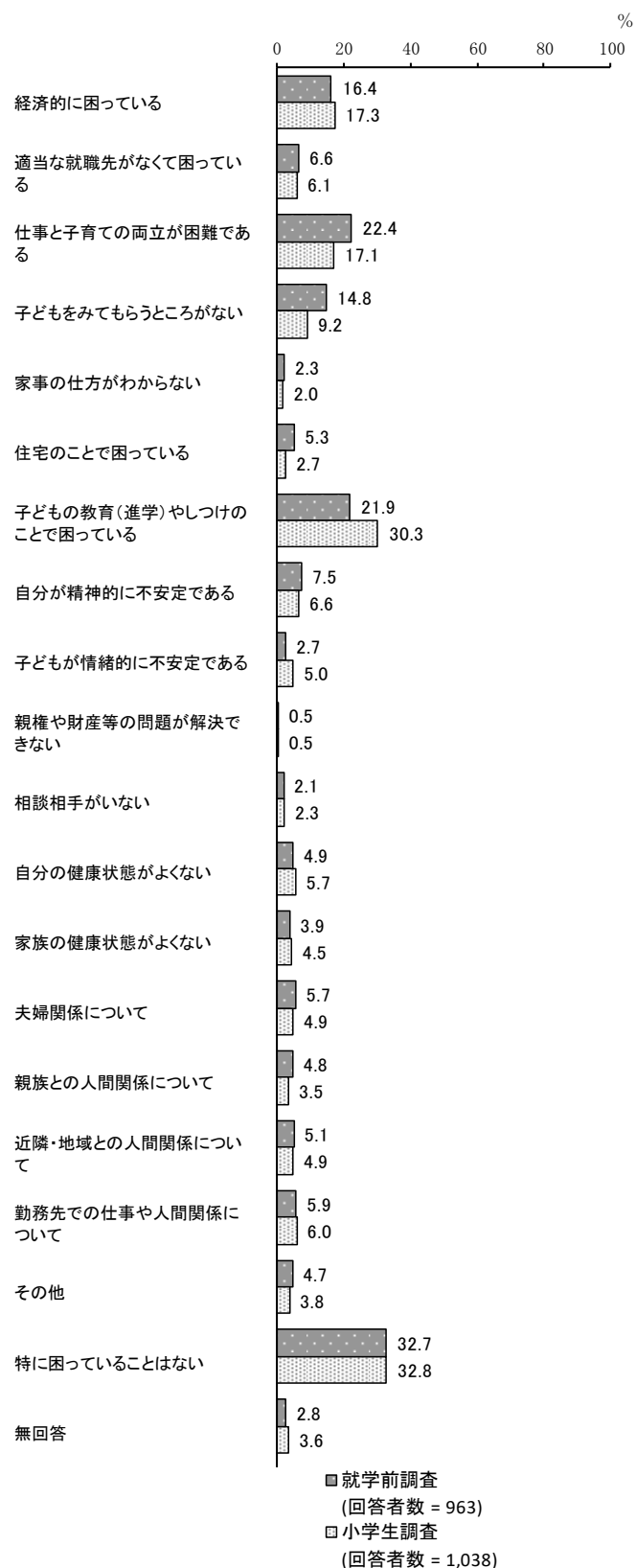
大変苦しい  
やや苦しい  
普通  
ややゆとりがある  
大変ゆとりがある  
無回答



② 現在の悩み・不安

就学前調査では、「特に困っていることはない」の割合が32.7%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が困難である」の割合が22.4%、「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」の割合が21.9%となっています。

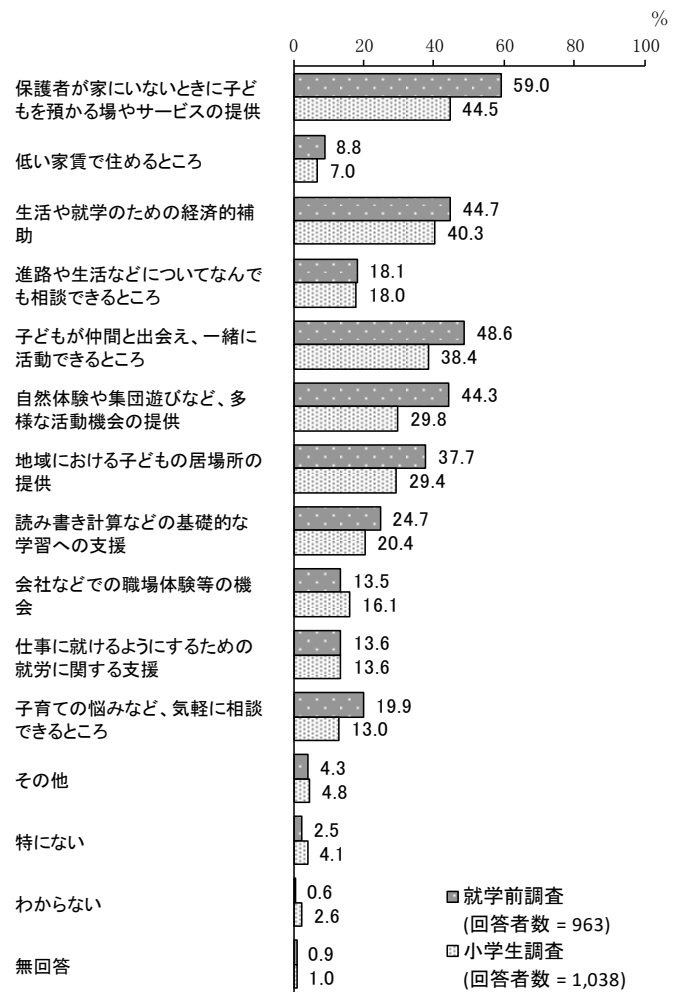
小学生調査では、「特に困っていることはない」の割合が32.8%と最も高く、次いで「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」の割合が30.3%、「経済的に困っている」の割合が17.3%となっています。



### ③ どういう支援があるとよいか

就学前調査では、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」の割合が59.0%と最も高く、次いで「子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ」の割合が48.6%、「生活や就学のための経済的補助」の割合が44.7%となっています。

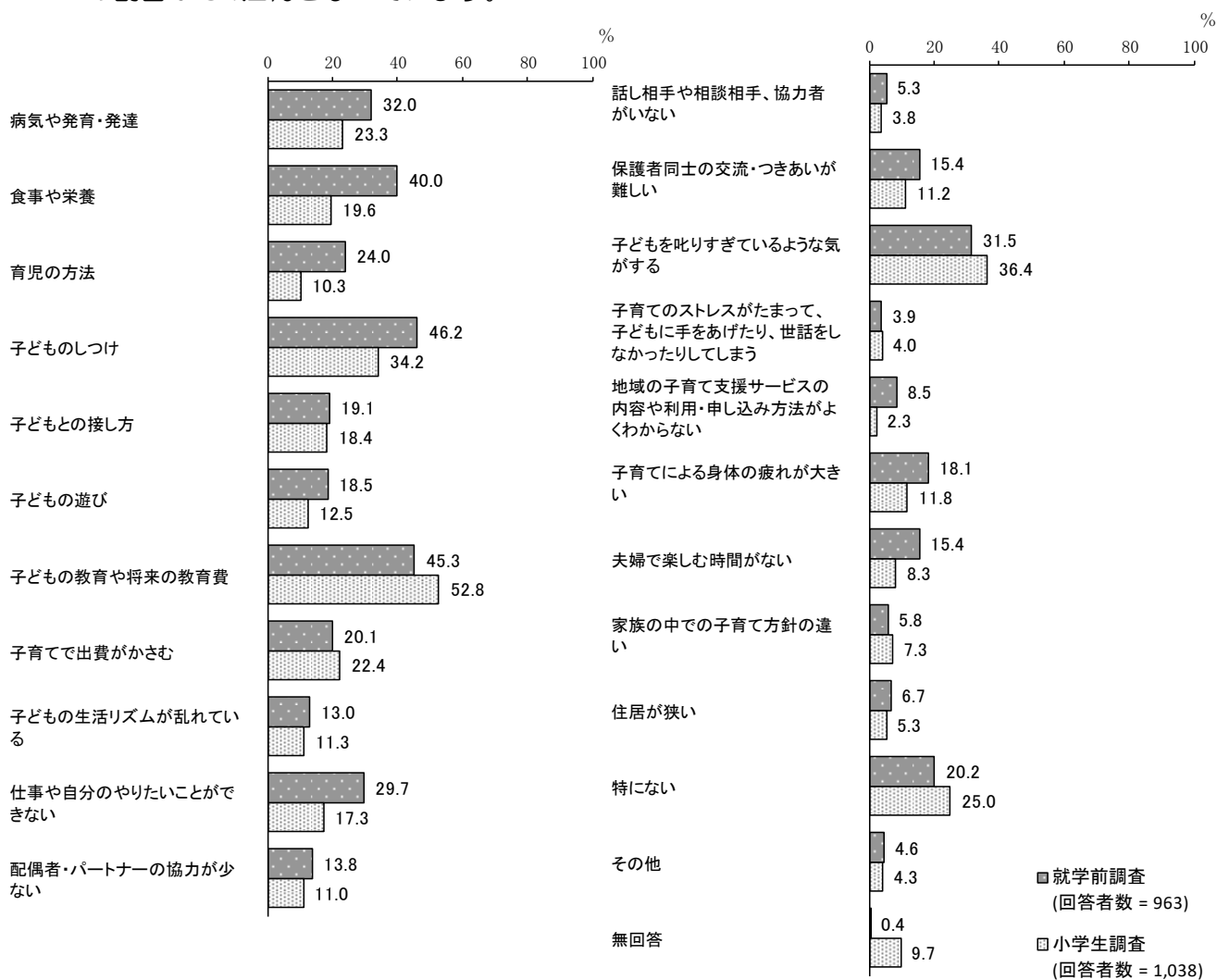
小学生調査では、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」の割合が44.5%と最も高く、次いで「生活や就学のための経済的補助」の割合が40.3%、「子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ」の割合が38.4%となっています。



④ 日頃悩んでいること、不安に感じていること

就学前調査では、「子どものしつけ」の割合が46.2%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」の割合が45.3%、「食事や栄養」の割合が40.0%となっています。

小学生調査では、「子どもの教育や将来の教育費」の割合が52.8%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が36.4%、「子どものしつけ」の割合が34.2%となっています。





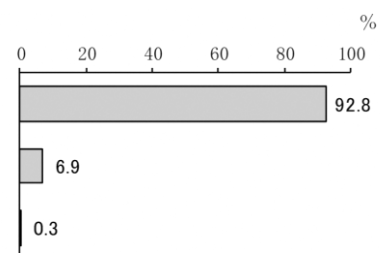
## (9) 相談の状況について . . . . .

### ① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.8%、「いない／ない」の割合が6.9%となっています。

回答者数 = 963

いる／ある  
いない／ない  
無回答

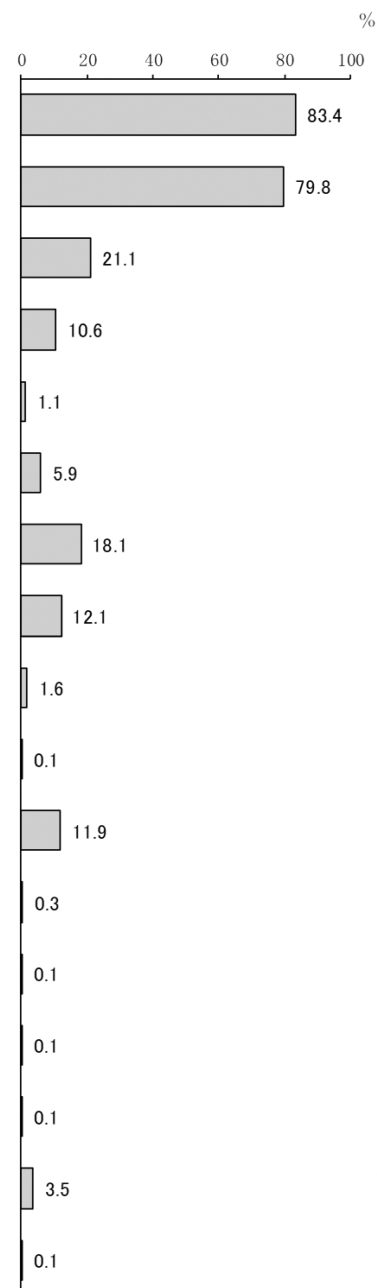


### ② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が83.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が79.8%、「近所の人」の割合が21.1%となっています。

回答者数 = 894

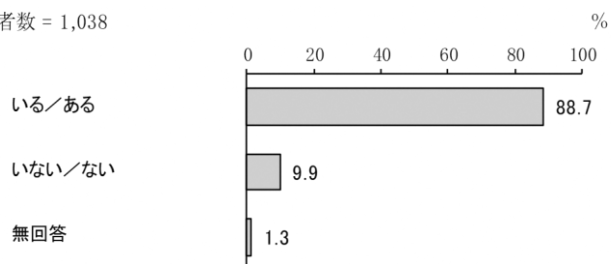
祖父母等の親族  
友人や知人  
近所の人  
子育てサークル・NPO・子育て支援施設(地域子育て支援センター・児童館等)  
保健所  
保健センター(健診の際)  
保育所(園)  
幼稚園  
認定こども園  
民生委員・児童委員  
かかりつけ医  
自治体の子育て関連担当窓口・子育ての総合相談窓口「はぐはぐ」  
母子・父子自立支援員  
児童相談所・家庭児童相談室  
民間の電話相談  
その他  
無回答



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が88.7%、「いない／ない」の割合が9.9%となっています。

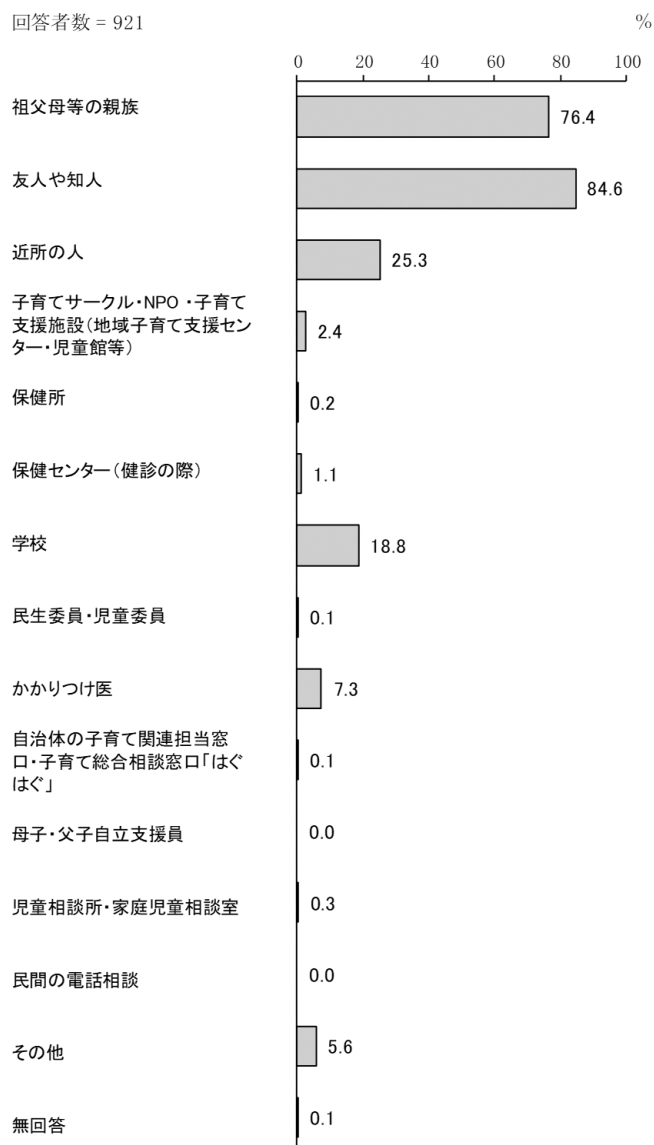
回答者数 = 1,038



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が84.6%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が76.4%、「近所の人」の割合が25.3%となっています。

回答者数 = 921

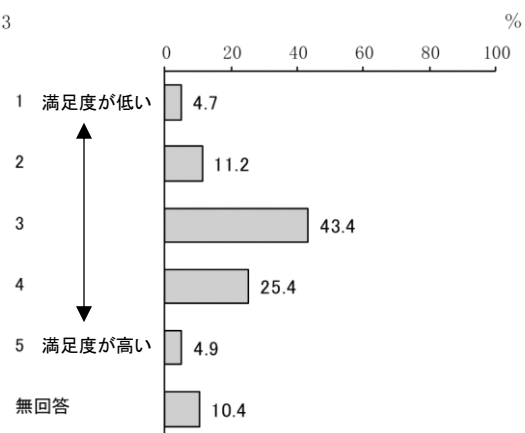


## (10) 子育て全般について・・・・・・・・

### ① 就学前児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が43.4%と最も高く、  
次いで「4」の割合が25.4%、「2」の  
割合が11.2%となっています。

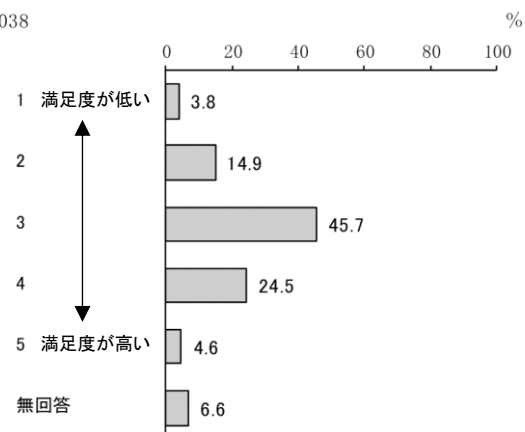
回答者数 = 963



### ② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が45.7%と最も高く、  
次いで「4」の割合が24.5%、「2」の  
割合が14.9%となっています。

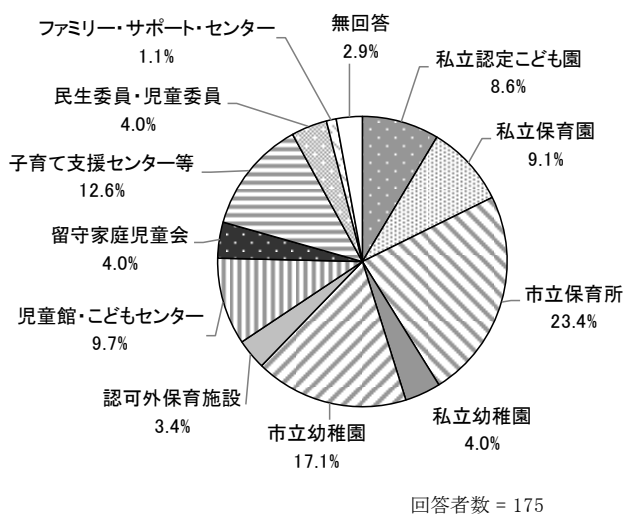
回答者数 = 1,038



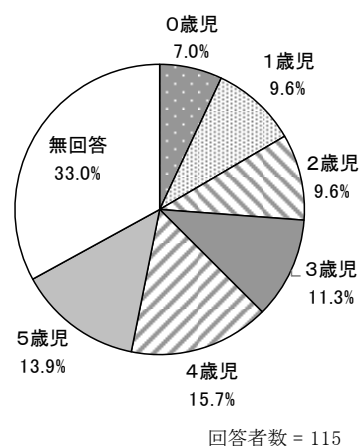
### 3 担い手アンケート調査結果から見える現状

「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等のみなさんから子どもの現状や課題等をお聞きしました。

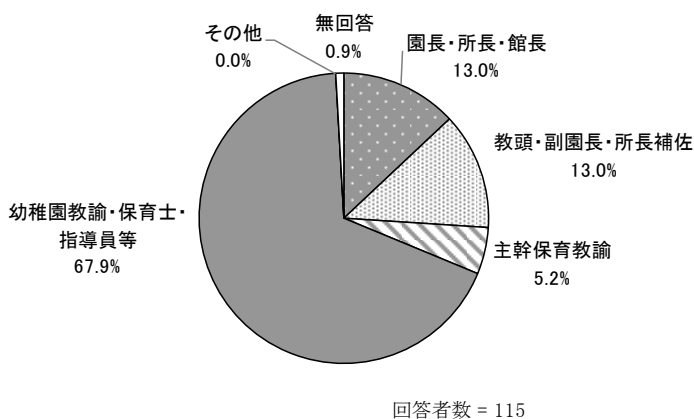
【問1】勤めている施設等について



【問2】担任するクラスについて

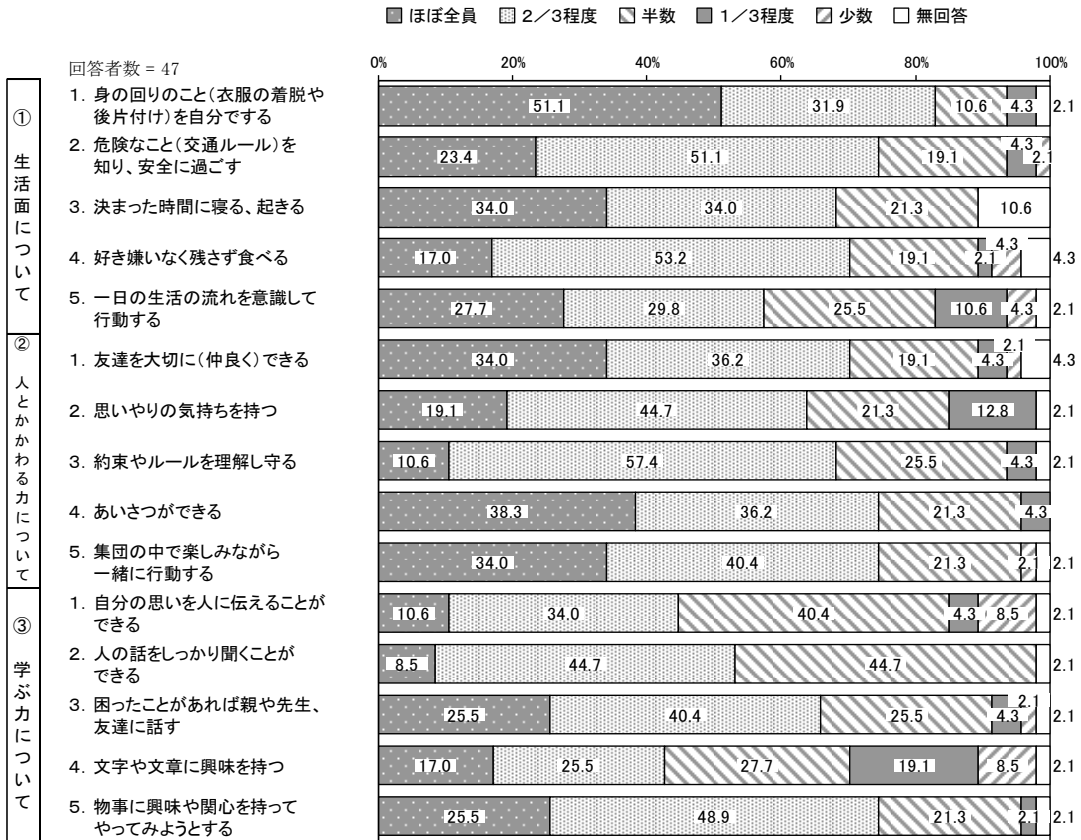


【問3】役職について



【問4】関わっている子どもたちができていることについて  
 (こども園・保育所(園)・幼稚園・認可外保育施設に勤めている人)

- 約5割の人が、ほぼ全員が身の回りのことを自分ですると回答しています。
- 約1割の人が、自分の思いを人に伝えることができる、文字や文章に興味を持っている子どもは少数であると回答しています。



【問5】 幼児期に身につけておくべき「生きる力」について（115件）

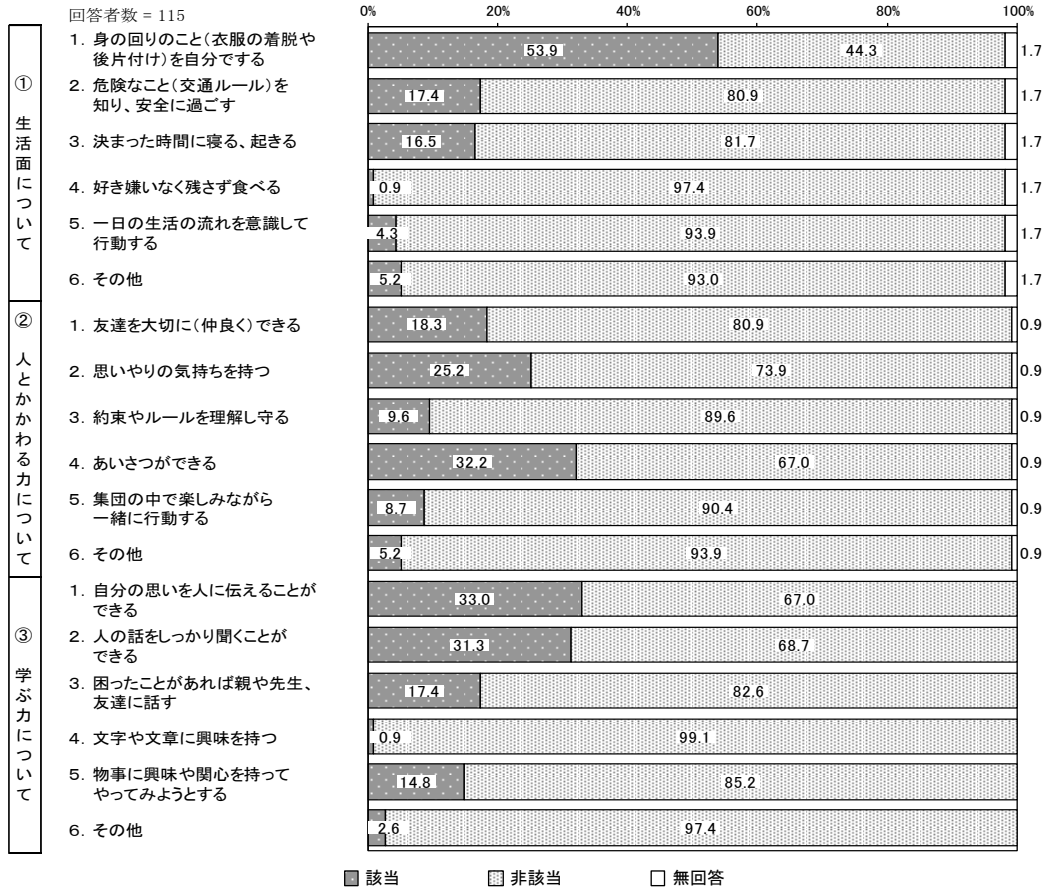
（こども園・保育所（園）・幼稚園・認可外保育施設に勤めている人）

※幼児期に身につけておくべき「生きる力」として生活していく基礎的な力、人とかかわる力、学ぶ力について、『小学校入学までに身につけてほしいこと』と『家庭でも積極的に取り組んでほしいこと』それぞれに、必要だと思う項目を順（1位～6位）に選んでいただきました。

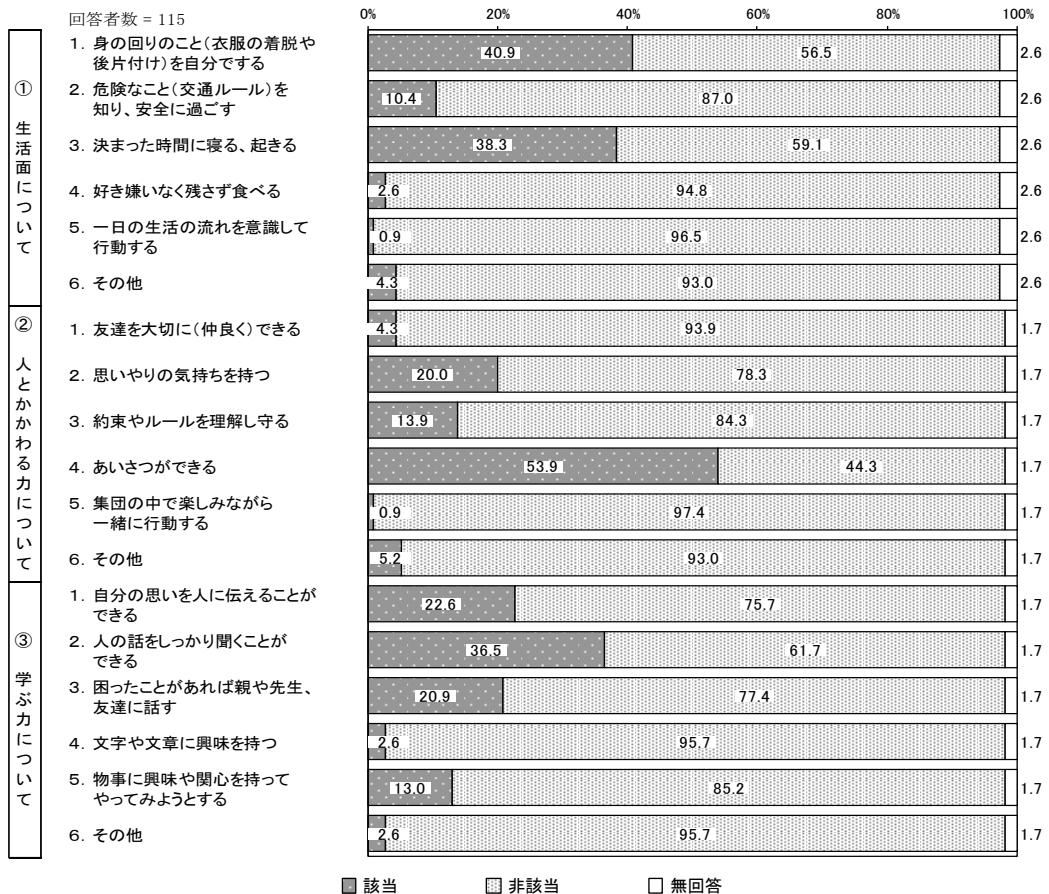
- 入学までに身につけておいてほしいことについては、生活面では「身の回りのこと（衣服の着脱や後片付け）を自分でする」、人とかかわる力では「あいさつができる」、学ぶ力では「自分の思いを人に伝えることができる」が最も高くなっています。家庭でも積極的に取り組んでほしいことについては、生活面では「身の回りのこと（衣服の着脱や後片付け）を自分でする」、人とかかわる力では「あいさつができる」、学ぶ力では「人の話をしっかり聞くことができる」が最も高くなっています。
- その中でも、入学までに身につけておいてほしいことでは「身の回りのこと（衣服の着脱や後片付け）を自分でする」、家庭でも積極的に取り組んでほしいことでは「あいさつができる」が半数を超える回答を得ています。



## ○ 入学までに身につけておいてほしいこと



## ○ 家庭でも積極的に取り組んでほしいこと



【問6】不安なく小学校生活をスタートできるようにするために必要なこと

【自由記載】(118件)

(こども園・保育所(園)・幼稚園・認可外保育施設に勤めている人)

- ・保育園・幼稚園・小学校・学童保育での連携(68件)
- ・自己肯定感を高める(19件)
- ・小学生との交流会(8件)
- ・規則正しい生活習慣を身につける(7件)
- ・小学校体験(6件)
- ・配慮の必要な子どもの情報共有(3件)
- ・親同士のつながり(3件)
- ・その他(4件)

【問7】「家庭の教育力」を高めるために重要なこと【自由記載】(166件)

- ・同じ時間を共に過ごす(52件)
- ・気軽に行ける相談の場の提供(39件)
- ・保護者の意識(19件)
- ・必要な情報を選べるような環境づくり(17件)
- ・保護者同士が関わる機会をもつ(15件)
- ・規則正しい生活習慣を身につける(6件)
- ・子どもの様子を伝えていく(6件)
- ・心に余裕をもてるようにする(5件)
- ・同年齢の子との交流(1件)
- ・その他(6件)

【問8】「地域の教育力」を高めるために重要なこと【自由記載】(157件)

- ・あいさつを交わす習慣づくり(42件)
- ・地域とのつながりを深める(39件)
- ・交流の場(29件)
- ・地域で子供達を見守る接しやすい関係性をつくる(22件)
- ・地域の子どもたちに積極的に関わっていくこと(14件)
- ・安心して遊べる場所(4件)
- ・地域住民の間に入る専門的な人材が必要(4件)
- ・その他(3件)

【問9】保護者が子育てをされていて困っていること【自由記載】(157件)

- ・育児相談(51件)
- ・子育ての仕方(22件)
- ・育児と仕事が両立(14件)
- ・子どもと接する時間が少ない(13件)



- 安全な遊び場が少ない（11件）
- 緊急時に専門知識を持つ人が対応できるサービス（9件）
- 発達の違い（9件）
- 預り保育・延長保育、早朝保育（7件）
- 病児保育が少ない（6件）
- 食事に関する悩み（好き嫌い、遊び食べ等）（2件）
- 施設のセキュリティ面や衛生面（2件）
- その他（11件）

#### 【問 10】 地域と接していて気になること【自由記載】（138件）

- 子育ての仕方（21件）
- 障がいを持つ子どもの受け入れ（19件）
- 子育ての孤立化（17件）
- 教育やしつけに対して園に頼りきっていること（9件）
- 関係機関との連携・情報共有（8件）
- 子育てについて相談できる場（6件）
- 親の生活習慣の乱れ（6件）
- ゲーム等の普及で発達への影響が気になる（6件）
- 心のゆとりがない（6件）
- 親が障がいをもっている家庭への支援（5件）
- 外国籍の方も安心して過ごせるような環境づくり（5件）
- 経済的な不安（4件）
- 虐待などに気づきにくい（4件）
- 安心して遊べる場が少ない（3件）
- 父子・母子家庭への援助（1件）
- 働きかたなど社会全体の意識改革（1件）
- その他（17件）

#### 【問 11】 その他自由意見（83件）

- 相談・交流の場（23件）…気軽に悩みを相談できる場がもっとあってもよい
- 仕事と育児の両立（2件）…子育てをしながら仕事が頑張れる環境をつくっていただきたい
- 保育所について（10件）…保育施設を増やしてほしい
- あそび場について（4件）…子どもとの遊び方、遊ぶことの楽しみ方を伝えていきたい
- 親の子育て意識について（8件）…子育てを楽しみ、悩みながら保護者自身の人間力も向上できるような支援
- 子育て支援について（26件）…保護者の便利さを追求するほうに傾らないで、子どもに視点をあてての子育て支援を考えていくことが大切
- その他（10件）…もっともっと子育てしている人に優しい社会になればよい

## 4 京田辺市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）の成果

本市では、これまで推進してきた「京田辺市次世代育成支援行動計画」を踏まえ、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間とする「京田辺市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を平成27年3月に策定しました。基本理念「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺一こどもの輝きが、全ての市民を結ぶー」を基に、3つの基本目標と8つの施策目標、162の事業を位置づけ、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みとともに、子育て支援施策を総合的に進めてきました。

### 基本目標Ⅰ 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

仕事と子育てを両立するための施策の充実は重要な課題であり、また、子育てに対する不安やストレス等の軽減を図るため、この分野では、「親〈保護者〉の支援」として、事業を展開しました。

主な取り組みとして、年々増加する保育ニーズに対応するため、保育所の移転・新築、幼保連携型認定こども園の開園などハード面の充実を図りました。

それに伴い、地域子育て支援センター、一時保育事業を新設し、さらに、市立幼稚園での預かり保育の実施時間の延長、長期休業期間中の実施、留守家庭児童会の利用対象者を小学6年生へ拡大など、共働き家庭の子育て支援を行ってきました。

新規事業として利用者支援事業「はぐはぐ」、保育コンシェルジュによる保育所入所に関する相談を開始し、平成29年からは毎年、子育て応援ガイドブックを作成・発行し、情報提供や相談に応じました。

また、産前産後ホームヘルパー派遣事業、産前産後サポート事業や産後ケア事業による育児不安の解消のほか、平成31年4月には、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育てまで切れ目のない総合的な支援を進める体制づくりに取り組みました。

## 基本目標Ⅱ こどもの笑顔があふれ、健やかに育つ環境づくり

この分野では、「子どもの支援」としての事業を展開しました。

主な取り組みとして、三山木小学校の増築事業ほか、市立幼稚園の全保育室にエアコンを整備し、子どもを健全に育成するための環境づくりを行いました。そして、普賢寺小学校においてコミュニティスクール制度を導入し、地域との協働による開かれた学校づくりを進めました。

また、児童虐待防止の取り組みをさらに進めるため、京田辺市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議等による情報共有を進め、児童相談所、医療機関をはじめ関係機関との連携による見守り体制の強化が図られました。

乳児期の相談窓口として、地域子育て支援センター等での子育て相談を始め、小中学校でのカウンセラーや臨床心理士など専門家による相談体制を充実するとともに、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業や適応指導教室〈ポットラック〉の移転・拡充を行いました。

さらに、ひとり親家庭、障害のある児童に対する各種手当の支給や子育て医療費助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図りました。

## 基本目標Ⅲ 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

この分野では、「親・子どもを取り巻く環境整備」として事業を展開しました。

主な取り組みとして、子育て家庭の保護者と子どもの気軽な交流の場として、各地域で民生委員・児童委員が実施する「子育てサロン」活動を支援しました。

また、市内の各児童館ののべ利用者は、平成 25 年度のべ約 1 万人から平成 30 年度にのべ約 2 万 1 千人と 2 倍の増加となりました。

さらに、区・自治会による「子どもの居場所づくり」や「ふるさと体験学習」、地域の子供会の育成等に取り組みました。

## 教育・保育や地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園・・・・・・・・

保育所（園）において、平成29年度当初に待機児童が発生しましたが、その後保育士等の確保対策を進めたほか、企業主導型保育事業の地域枠、幼保連携型認定こども園の新設などによる施設定員の増により、現在は年度当初の待機児童は発生していません。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業について・・・・・・・・

教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、在宅を含む全ての子育て家庭を対象とする以下の14事業については計画どおり、事業を進めることができました。

- ①時間外保育事業
- ②放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
- ③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤幼稚園における一時預かり事業
- ⑥保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業
- ⑦病児・病後児保育事業
- ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑨利用者支援事業
- ⑩妊婦健康診査
- ⑪乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑫養育支援訪問事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

平成29年に策定した「子どもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」に基づき、幼稚園と保育所の両方の機能を有する幼保連携型認定こども園を民設民営で整備しました。

また、5歳児を対象とした「幼小接続カリキュラム」を策定しました。

## 放課後子ども総合プランに基づく取り組み

放課後子どもプランについては、市内9小学校区全てで実施しており、うち8小学校区で留守家庭児童会を小学校と同一敷地内で実施しています。いずれも、多くの子どもの参加があり、概ね計画どおり事業が進められました。

## 5 第2期計画に向けた課題

第2期計画に向け、「国の方針及び社会動向」「市の現状」「ニーズ調査結果」などを踏まえ、第1期計画の成果をもとに課題を整理しました。

### (1) 基本目標1 子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり・・・

#### 《相談等》

- 保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うこと。
- 相談相手がない方や子どもの預け先がない方への対策(周知やアウトリーチなど)を行い、既存事業へつなげること。
- 複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門的な相談ができる体制の整備や専門機関同士の連携を行うこと。

#### 《生活に困難を抱える家庭への支援》

- 支援が必要な家庭に適切なサービスを結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実すること。

#### 《障がい児への支援》

- 障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実すること。
- 医療的ケア児・重度心身障がい児に対する支援施策を推進していくこと。

#### 《ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり》

- 利用者のニーズに対応して多様な子育て支援サービスの展開や保育所(園)、留守家庭児童会などを整備すること。
- 社会全体で育児休暇制度等を利用しやすい気運の醸成を図ること。

(2) 基本目標2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり・・・

《保育所や留守家庭児童会等の整備等》

- 子ども人口が減少する中、母親の就業率の増加や保護者の就労形態の変化を踏まえて利用者のニーズに対応し、待機児童を発生させないために、計画的な施設整備を行うこと。
- 保育士及び支援員等の担い手の確保をしていくこと。
- 保育士及び支援員等の資質向上に努め、質の高い保育を進めること。

《心を豊かにする学習・体験》

- 体験的な学習活動を通じて子どもの創造性と自主性を育む教育を充実させていくこと。

《虐待防止対策》

- 児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し、連携・支援できる体制を強化すること。
- 関係機関とともに、虐待防止対策に対する知識を深めること。

《子ども、家庭、学校への支援》

- 関連機関が連携し、一貫した支援体制を整備すること。
- 発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を行うために連携を強化し、相談体制の充実を図ること。
- 発達に支援が必要な子どもの地域の居場所において、支援体制の充実を図ること。
- いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応できる対策を総合的に進めていくこと。
- 学校の集団生活や学習に困難を抱える子どもの増加に伴い、指導方法の助言など学校支援のニーズに対応していくこと。

(3) 基本目標3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり・・・

《地域の担い手》

- 地域における支え合いの基盤が弱まる中、新たな担い手を発掘していくこと。

《環境整備》

- 子育て中の方が乳幼児を連れて気軽に外出できる環境を整備すること。

《安心・安全》

- 警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続すること。
- 子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を地域ぐるみで見守る意識を高めること。

第1期計画の成果	第2期計画に向けた課題 (第1期計画の成果からの課題)
<b>I 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり</b>	
<p>■親（保護者）の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所の移転・新築、幼保連携型認定こども園の開園などハード面を充実</li> <li>○地域子育て支援センター、一時保育事業を新設し、さらに、市立幼稚園での預かり保育の実施時間の延長、長期休業期間中の実施、留守家庭児童会の利用対象者を小学6年生へ拡大</li> <li>○利用者支援事業「はぐはぐ」を開始</li> <li>○平成29年からは毎年、子育て応援ガイドブックの作成・発行</li> <li>○子育て世代包括支援センターを設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行う</li> <li>○地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行う</li> <li>○ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実する</li> <li>○障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実する</li> <li>○利用者のニーズに対応して多様な子育て支援サービスの展開や保育所（園）や留守家庭児童会などを整備する</li> <li>○ワーク・ライフ・バランスの理解や促進</li> </ul>
<b>II 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり</b>	
<p>■子どもの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三山木小学校の増築事業ほか、市立幼稚園の全保育室にエアコンを整備</li> <li>○普賢寺小学校においてコミュニティスクール制度を導入</li> <li>○児童相談所、医療機関をはじめ関係機関との連携による見守り体制を強化</li> <li>○地域子育て支援センター等での子育て相談を始め、小中学校でのカウンセラーや臨床心理士など専門家による相談体制を充実</li> <li>○生活困窮世帯の子どもの学習支援事業や適応指導教室（ポットラック）の移転・拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士及び支援員等の担い手の確保をしていく</li> <li>○体験的な学習活動を通じて子どもの創造性と自主性を育む教育を充実させていく</li> <li>○いじめ、不登校や児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応できる対策を総合的に進めていく</li> <li>○学校の集団生活や学習に困難を抱える子どもの増加に伴い、指導方法の助言など学校支援のニーズに対応していく</li> </ul>
<b>III 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり</b>	
<p>■親・子どもを取り巻く環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域で民生委員・児童委員が実施する「子育てサロン」活動を支援</li> <li>○各児童館の利用者が平成25年度から平成30年度にかけて約2倍の増加</li> <li>○区・自治会による「子どもの居場所づくり」や「ふるさと体験学習」、地域の子供会の育成等に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における支え合いの基盤が弱まる中、新たな担い手を発掘していく</li> <li>○子育て中の方が乳幼児を連れて気軽に外出できる環境を整備する</li> <li>○子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を地域ぐるみで見守る意識を高める</li> </ul>



## 第3章 計画の基本理念、基本目標



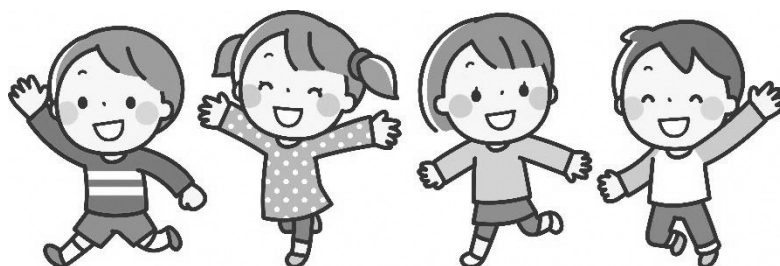
## 1 基本理念

本計画では、第1期計画の基本理念「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 ～ 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ ～」を継承し、これからの京田辺を担う子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。



### 基 本 理 念

**みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺**  
**～ 子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ ～**



## 2 基本的な視点

次の5つの基本的な視点に基づき、計画を推進していきます。

### (1) 子どもの健やかな成長と子育てを喜びと感じられる支援・・・・・・・・

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもが家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育が良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

### (2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援・・・・・・・・

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、専門機関との連携を図りながら保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に対する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

### (3) 地域社会全体で子育てを支援・・・・・・・・

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

#### (4) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・

本市では、平成22年10月に「男女共同参画推進条例」を制定しました。男女が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野で性別にかかわらず、一人ひとりが自立して個性と能力を十分に発揮し連帯できる地域社会づくりが求められています。

「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、就労の場において男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりを促進するとともに、子育てにおいては、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援します。

#### (5) 京田辺らしい個性と魅力を生かした子育て支援・・・・・・・・

本市は、木津川や甘南備山をはじめとする水と緑豊かな自然環境に恵まれ、古くは筒城宮が遷都された地として、多彩な伝統行事や歴史文化を現代に引き継ぐまちです。

また、京都市・大阪市・奈良市を結ぶ中間に位置し優れた交通利便性があり、同志社大学・同志社女子大学等の学生も多く市内に暮らしており、毎年転入が転出を上回る社会増が続いてきました。

子どもの健やかな成長を見守り育む環境づくりに向け、このような京田辺らしい個性と魅力を生かした総合的かつ多面的な子育て支援を行います。

### 3 基本目標

この計画では、次の3つを基本目標として計画を推進していきます。

#### (1) 子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

そして、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや新・放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

## (2) 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりを進めます。

いじめや不登校、ひきこもり、虐待といった子どもを取り巻く課題に対し、家庭・地域及び関係機関との連携による、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

特に、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

また、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員の学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等を進め、幼稚園・保育所（園）・小学校等の連携による円滑な接続を図ります。

## (3) 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり・・・・・・・・

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

また、子どもの自主性や社会性の育成、家庭、地域の子育て・教育力の向上など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

そして、子どもや親子連れが安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備、地域ぐるみの防犯体制の整備など、引き続き安心、安全な環境づくりに努めます。

## 4 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向 ]

みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺  
子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ

I 子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり

(1) 母と子の健康づくり支援

(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実

(3) 仕事と子育ての両立支援

(4) 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

II 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

(2) 多様な学びが実現できる居場所づくり

(3) 子どもの権利擁護の推進

(4) 子どもの虐待防止対策の充実

(5) 子どもの貧困対策

III 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

(1) 地域における子育て支援の推進

(2) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

### 第3章 計画の基本理念、基本目標

<p><b>重点事業</b>○子育て世代包括支援センターの運営事業 ○子ども家庭総合支援拠点整備事業 ○産後ケア事業 ○妊婦・周産期の母子保健事業</p> <p><b>実施事業</b>・乳幼児期の健康診査事業 ・乳幼児期の相談事業 ・乳幼児期の訪問事業 ・感染症予防対策の充実 ・児童・生徒の健康づくり ・健康づくり事業における重点プロジェクト ・健康づくり事業における検(健)診等の実施 ・子どもの発達支援事業 ・医療体制の整備・充実のための働きかけ事業 ・ひとり親家庭医療費助成事業 ・子どもの医療費の助成 ・子どもの事故防止、救急対応などの教育事業 ・障がい児保育・教育などの推進</p>
<p><b>重点事業</b>○子育て世代包括支援センターの運営事業 ○地域みんなで子育て推進事業 ○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 ○情報発信強化事業 ○子育てに係る情報提供体制の充実</p> <p><b>実施事業</b>・男女共同参画に係る啓発事業 ・地域子育て支援事業 ・将来における少子化や子育てに係る関心の喚起 ・明日の親となるための子育て理解講座 ・子どもの事故防止、救急対応などの教育事業 ・民生児童委員・主任児童委員による相談 ・子どもへの相談支援 ・家庭児童相談室での相談 ・事業所への啓発事業 ・保育所(園)・幼稚園・こども園・学校・児童館・子育て支援拠点での相談事業 ・児童虐待防止啓発事業 ・子育て支援のネットワークづくり</p>
<p><b>重点事業</b>○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進 ○公立中学校における給食実施事業 ○市立幼保連携型認定こども園の整備事業 ○民間保育園等の整備事業 ○保育料の無償化 ○留守家庭児童会施設の整備事業 ○留守家庭児童会の推進事業 ○新・放課後子ども総合プランの実施事業 ○待機児童ゼロ事業</p> <p><b>実施事業</b>・事業所への啓発事業 ・病児・病後児保育事業 ・保育サービスの実施 ・保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上 ・保育サービスの第三者評価の実施 ・苦情解決システムの整備 ・施設の自主点検の継続実施 ・男女共同参画に係る啓発事業 ・女性相談 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・小学校給食運営事業</p>
<p><b>重点事業</b>○子育て世代包括支援センターの運営事業 ○地域における子育て支援体制の充実事業 ○田辺児童館・児童発達支援センターの今後のあり方検討事業 ○障がい児保育事業の充実 ○障がいがある児童の自立支援事業 ○産後うつ啓発事業 ○子ども生活・学習支援事業 ○ひとり親家庭に対する相談体制の充実</p> <p><b>実施事業</b>・障がいがある児童の自立と社会参加促進事業 ・各種健診・発達相談などにおける相談事業 ・豊かな人間性を育む教育の推進 ・家庭児童相談室での相談 ・障がい児支援利用計画の作成事業 ・障がい児施策の情報提供・啓発の実施 ・障がい児保育・教育などの推進 ・京田辺市障害福祉計画に係る事業の推進 ・ひとり親家庭医療費助成事業 ・ひとり親家庭の日常生活支援 ・ひとり親家庭の各種手当の支給による支援 ・ひとり親家庭の交流促進 ・教育・保育費用の負担軽減 ・自立促進総合対策事業</p>
<p><b>重点事業</b>○子育て世代包括支援センターの運営事業 ○保育士・幼稚園教諭等の確保事業 ○子ども生活・学習支援事業</p> <p><b>実施事業</b>・意見発表などの機会の充実 ・豊かな人間性を育む教育の推進 ・安全教育の推進 ・教育・保育内容の充実 ・保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上 ・国際化・情報化などの社会の変化に対応する教育の推進 ・民生児童委員・主任児童委員への活動支援 ・民生児童委員・主任児童委員による相談 ・国際交流の推進 ・家庭児童相談室での相談 ・保育所(園)・幼稚園・こども園・学校・児童館・子育て支援拠点での相談事業 ・各種手当等の支給による支援 ・子どもの医療費の助成 ・養育医療給付事業 ・学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 ・自然体験活動などの促進 ・絵本にふれる機会の充実 ・児童館事業の推進</p>
<p><b>重点事業</b>○同志社大学等と連携した子どもの学びの機会づくり ○放課後子ども教室 ○子どもの居場所づくりの推進事業</p> <p><b>実施事業</b>・各種教室・大会などの実施 ・児童館等での子育て拠点事業 ・スポーツクラブなどの育成 ・地域組織によるスポーツの推進 ・生涯学習人材バンク ・地域伝統的体験学習の推進 ・子ども会育成事業の推進</p>
<p><b>重点事業</b>○LGBTへの理解促進事業 ・○京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進</p> <p><b>実施事業</b>・障がいがある児童の自立と社会参加促進事業 ・人権意識の高揚 ・「生きる」という教育の実施 ・いじめ防止対策の充実 ・不登校児童に対するネットワークの構築 ・障がい児保育・教育などの推進 ・子どもの権利、児童福祉の理念の周知 ・人権教育の充実 ・乳幼児期の訪問事業 ・民生児童委員・主任児童委員への活動支援 ・女性相談 ・外国人が住みやすいまちづくりの推進</p>
<p><b>重点事業</b>○子育て世代包括支援センターの運営事業 ○子ども家庭総合支援拠点整備事業 ○要保護児童対策地域協議会の機能強化</p> <p><b>実施事業</b>・家庭児童相談室での相談 ・乳幼児期の健康診査事業 ・乳幼児期の訪問事業 ・豊かな人間性を育む教育の推進 ・乳幼児期の相談事業 ・保育所(園)・幼稚園・こども園・学校・児童館・子育て支援拠点での相談事業 ・民生児童委員・主任児童委員による相談 ・女性相談 ・児童虐待防止啓発事業</p>
<p><b>重点事業</b>○仕事とくらしの相談室「ぶらす」による相談事業 ○子ども生活・学習支援事業 ○くらしサポート資金による貸付事業</p> <p><b>実施事業</b>・教育の支援 ・生活の安定に資するための支援 ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ・経済的支援</p>
<p><b>重点事業</b>○大学生等による子どもの多様な学びの機会提供に対する支援 ○高齢者いきいきポイント事業 ○子どもの居場所づくりの推進事業 ○地域における子育て支援体制の充実事業</p> <p><b>実施事業</b>・地域伝統的体験学習の推進 ・子ども会育成事業の推進 ・市民活動の推進 ・育児サークルの支援 ・地域に開かれた保育事業の推進 ・学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 ・子ども・子育て支援事業計画に係る事業の推進 ・保育・教育内容の充実 ・平和推進事業 ・児童館事業の推進</p>
<p><b>重点事業</b>○インフラ長寿命化計画策定事業 ○市立幼保連携型認定こども園の整備事業 ○通学・通園路の安全対策事業 ○公園の新設・整備事業 ○園庭改善プロジェクト ○自転車の乗り方教室</p> <p><b>実施事業</b>・自然体験活動などの促進 ・京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の充実 ・水辺の散策路環境整備事業の推進 ・緑化の推進 ・地域の防犯パトロールへの支援 ・学校施設のバリアフリー化 ・子どもの事故防止、救急対応などの教育事業 ・循環型社会の構築 ・交通安全対策の充実 ・喫煙・受動喫煙防止事業 ・地域での防犯対策の充実 ・子ども連絡網の活用 ・警察による交通安全教室の開催 ・京田辺市バリアフリー基本構想の実施 ・福祉のまちづくりの推進</p>





## 第4章 施策の展開



## 基本目標Ⅰ 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり

### 施策の方向（１）母と子の健康づくり支援・・・・・・・・

妊娠する前や妊娠期から不安なく子どもを産むことができるよう、また、子どもが健やかに育つよう、医療機関、保育所（園）・幼稚園などの関係機関と連携を強化しながら、母子保健事業をきめ細かく実施していきます。

各成長発達段階での健康診査や相談を通じて、疾病の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育によって、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、適切な支援につなげます。

また、乳幼児期・学童期における食生活は、今後の食習慣を形成し、生涯の健康の基礎となるものであり、「食」を通じて子どもの心と身体の健やかな成長を支援するため、正しい食習慣の知識・技術の習得など、子どもの成長、発達にあわせて切れ目のない食育推進事業を展開します。

### 重点事業

No	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> 子育て世代包括支援 センターの運営事業	○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行う  (再掲Ⅰ- (2)、Ⅰ- (4)、Ⅱ- (1)、Ⅱ- (4))	専門職員の 配置	子育て支援課
2	<新規> 子ども家庭総合支援 拠点整備事業	○子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う拠点の整備・運営を行う  (再掲Ⅱ- (4))	1か所で 実施	子育て支援課
3	<新規> 産後ケア事業	○産後ケア事業（宿泊型）の導入	実施	子育て支援課
4	妊婦・周産期の母子 保健事業	○妊婦健康診査（14回）、産婦健康診査助成事業（2回）・妊婦歯科検診事業・産前産後ケア事業・産後サポート事業・産前産後ヘルパー派遣事業・養育支援訪問  (再掲Ⅱ- (5))	費用の助成 ・妊婦健康 診査(14回分) ・産婦健康 診査(2回)	子育て支援課

## 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
5	乳幼児期の健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3か月児健康診査</li> <li>○1歳6か月児健康診査</li> <li>○3歳6か月児健康診査</li> <li>(再掲Ⅱ-(4))</li> </ul>	子育て支援課
6	乳幼児期の相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン</li> <li>○10か月児発達相談</li> <li>○2歳児発達相談</li> <li>○発達相談員による発達相談</li> <li>○転入時アンケート</li> <li>(再掲Ⅱ-(4))</li> </ul>	子育て支援課
7	乳幼児期の訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問)</li> <li>○妊産婦訪問</li> <li>○未熟児訪問</li> <li>○乳幼児訪問</li> <li>○障がいのある児童の訪問</li> <li>○養育支援訪問事業</li> <li>(再掲Ⅱ-(3)、Ⅱ-(4)、Ⅱ-(5))</li> </ul>	子育て支援課
8	感染症予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防接種事業</li> <li>○感染症に係る危機管理</li> <li>○感染症に係る情報提供</li> <li>○感染症予防事業</li> </ul>	安心まちづくり室 子育て支援課 健康推進課
9	児童・生徒の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園・保育所(園)・認定こども園における健康診査などの実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科・歯科健康診査</li> <li>・尿検査</li> <li>・視力測定</li> </ul> </li> <li>○幼稚園・保育所(園)・認定こども園における健康教育の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士による歯みがき教室</li> <li>・手洗い教室</li> <li>・運動教室</li> </ul> </li> <li>○食中毒などの予防</li> <li>○幼保合同保健研修</li> <li>○私立幼稚園健康診断事業への補助               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内私立幼稚園への補助</li> </ul> </li> <li>○児童の健康教育実施などに係る相談・支援等</li> <li>○小・中学校健康管理事業(定期健康診断の実施)</li> <li>○健康教育               <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズに関する指導を含む性教育</li> <li>・喫煙、薬物乱用の防止など、健康に関する課題への対応</li> </ul> </li> </ul>	輝くこども未来室 学校教育課 こども・学校サポート室

	事業名	事業概要	主担当課
10	健康づくり事業における重点プロジェクト	○健康増進計画・食育推進計画に係る重点プロジェクトの推進 ①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③休養・こころの健康 ④たばこ	健康推進課
11	健康づくり事業における検(健)診等の実施	○若い世代の健康管理の促進 ・健康診査・保健指導・健康教育 ○各種がん検診	健康推進課
12	子どもの発達支援事業	○耳の聞こえチェックリストの配布 ○子どもの聞こえ支援事業 ・軽中等度難聴児への聞こえの確保と言語の発達支援するため、補聴器購入などの費用を助成	子育て支援課 障がい福祉課
13	医療体制の整備・充実のための働きかけ事業	○小児救急電話相談「#8000」 ○小児救急医療体制 ○休日応急診療所事業(本市・八幡市) ○関係機関との連携強化 ・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など	子育て支援課 健康推進課
14	ひとり親家庭医療費助成事業	○ひとり親への家庭医療費(保険適用分)の自己負担額助成 (再掲Ⅰ-(4)、Ⅱ-(5))	国保医療課
15	子どもの医療費の助成	○子どもの医療費助成を行い、子育て家庭への経済的支援を行う (再掲Ⅱ-(1)、Ⅱ-(5))	子育て支援課
16	子どもの事故防止、救急対応などの教育事業	○子どもの事故防止など救急対応に係わる健康教育の実施及び救急処置に係わるパンフレットの発行 ○市民への応急手当の普及 (再掲Ⅰ-(2)、Ⅲ-(2))	子育て支援課 警防課
17	障がい児保育・教育などの推進	○障がい児保育の実施 ・保育所(園)等での保育の必要がある障がいのある児童の受入れ ○障がいのある児童の訪問 ○児童デイサービス事業 ○就学相談委員会活動の充実 ○特別支援教育の推進 (再掲Ⅰ-(4)、Ⅱ-(3))	輝くこども未来室 子育て支援課 障がい福祉課 学校教育課 こども・学校サポート室

## 施策の方向(2) 子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実・・・・・・・・

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの不安や負担が増大していると言われていたことから、子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

そのため、子育てについて不安や負担を抱えこむことなく、ゆとりをもって子育てができるように身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> 子育て世代包括支援 センターの運営事業	○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行う (再掲Ⅰ-(1)、Ⅰ-(4)、Ⅱ-(1)、Ⅱ-(4))	専門職員の 配置	子育て支援課
2	<新規> 地域みんなで子育て 推進事業	○祖父母世代への子育て講座の開催と祖父母手帳の活用	出前講座の 実施	子育て支援課
3	<新規> 京田辺市男女共同参 画計画に係る事業の 推進	○第3次京田辺市男女共同参画計画の策定と事業の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 (再掲Ⅰ-(3))	計画の策定 と事業の実 施	人権啓発推進 課
4	<拡充> 情報発信強化事業	○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設 ○SNSを活用した情報発信の強化	SNSを活用した情報 発信	子育て支援課
5	<拡充> 子育てに係る情報提 供体制の充実	○子育て世代包括支援センターの開設に伴う利用者支援事業の充実 (再掲Ⅱ-(5))	子育て応援 ガイドブックの発行	子育て支援課

実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
6	男女共同参画に係る啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい夢フェスタなど</li> </ul> </li> <li>○学習機会の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書などの貸出しなど</li> </ul> </li> <li>○子どもに対する男女共同参画への意識啓発(再掲Ⅰ-(3))</li> </ul>	人権啓発推進課 女性交流支援ルーム
7	地域子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立幼稚園における地域子育て井戸端会議の開催支援</li> <li>○地域子育てセミナーの開催支援</li> </ul>	社会教育課
8	将来における少子化や子育てに係る関心の喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発活動の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙への記事掲載</li> <li>・パンフレットの配布</li> </ul> </li> </ul>	輝くこども未来室
9	明日の親となるための子育て理解講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学生を対象とした子育て理解講座</li> <li>○乳幼児ふれあい体験事業</li> </ul>	子育て支援課 社会教育課
10	子どもの事故防止、救急対応などの教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの事故防止など救急対応に係わる健康教育の実施及び救急処置に係わるパンフレットの発行</li> <li>○市民への応急手当の普及(再掲Ⅰ-(1)、Ⅲ-(2))</li> </ul>	子育て支援課 警防課
11	民生児童委員・主任児童委員による相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生児童委員・主任児童委員による相談支援(再掲Ⅱ-(1)、Ⅱ-(4))</li> </ul>	社会福祉課
12	子どもへの相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童館における相談事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員と子どものふれあいの中での相談、手助け</li> </ul> </li> <li>○家庭児童相談室における相談事業</li> <li>○小・中学校での教育相談(再掲Ⅱ-(5))</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課 こども・学校サポート室 大住児童館 田辺児童館 南山こどもセンター 普賢寺児童館
13	家庭児童相談室での相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭児童相談室における相談事業(再掲Ⅰ-(4)、Ⅱ-(1)、Ⅱ-(4))</li> </ul>	子育て支援課
14	事業所への啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所への啓発の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・母性保護についての啓発</li> <li>・父親の子育て参加など</li> <li>・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発</li> </ul> </li> <li>○京田辺市特定事業主行動計画の推進(再掲Ⅰ-(3))</li> </ul>	職員課 人権啓発推進課 社会福祉課 産業振興課

	事業名	事業概要	主担当課
15	保育所(園)・幼稚園・こども園・学校・児童館・子育て支援拠点での相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所(園)・幼稚園・認定こども園における相談事業</li> <li>○児童館における相談事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員と子どもとのふれあいの中での相談、手助け</li> </ul> </li> <li>○小・中学校での教育相談</li> <li>○小・中学校でのカウンセラーなど専門家による教育相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士など専門家による学校復帰や進学などに対する支援と保護者への相談体制の充実強化</li> </ul> </li> <li>○通級教室</li> <li>○子育て支援拠点における相談事業</li> <li>○家庭児童相談室における相談事業</li> <li>○園庭開放 (再掲Ⅱ-(1)、Ⅱ-(4)、Ⅱ-(5))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝くこども未来室</li> <li>子育て支援課</li> <li>大住児童館</li> <li>田辺児童館</li> <li>南山こどもセンター</li> <li>普賢寺児童館</li> <li>学校教育課</li> <li>こども・学校サポート室</li> </ul>
16	児童虐待防止啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発</li> <li>・広報紙やホームページによる啓発</li> <li>・リーフレット、子育て相談カード、SOSカードの作成・配布</li> <li>・#189(児童相談所全国共通ダイヤル)の周知</li> </ul> </li> <li>○講演会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て講演会の開催</li> </ul> </li> <li>○研修会などの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにかかわる関係機関への研修会の実施</li> <li>・民生児童委員など地域での虐待防止のための活動支援</li> </ul> </li> </ul> (再掲Ⅱ-(4))	子育て支援課
17	子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ファミリー・サポート・センター事業の推進</li> <li>○育児サークルの支援</li> </ul>	子育て支援課

## 施策の方向（3）仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・

女性の社会進出や働き方の多様化により、様々な保育ニーズが生まれています。一方で、職場の理解が進まないために、出産により就労を諦める女性も未だ多い状況です。仕事と子育ての両立を図るためには、育児休業が取得しやすい環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が求められます。

そのため、乳幼児期・学童期を通じて、個々の事情に応じた利用しやすい保育サービスを提供できるよう、一時保育や病児保育、留守家庭児童会など多様な保育を展開します。また、幼稚園における預かり保育も充実します。

また、事業者に対しても、働きながら安心して子育てができるよう、子育て休業に関するさまざまな制度の実施や母性保護、父親の子育て参加への意識啓発を働きかけていきます。

### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> 京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進	○第3次京田辺市男女共同参画計画の策定と事業の推進 ○ワークライフバランスの啓発 (再掲Ⅰ-(2))	計画の策定と事業の実施	人権啓発推進課
2	<新規> 公立中学校における給食実施事業	○学校給食による食育の重要性や経済的な困窮対策、子育て支援などの社会的経済情勢の変化から、中学校給食の早期実現を目指す	中学校での給食提供	学校教育課
3	<新規> 市立幼保連携型認定こども園の整備事業	○市立大住幼稚園を建て替えて併せて北部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園として整備する ○体調不良児対応型の病児保育事業の実施 ○一時保育事業の実施 (再掲Ⅲ-(2))	北部市立幼保連携型認定こども園の開園	輝くこども未来室
4	<新規> 民間保育園等の整備事業	○今後も就学前児童数の増加が見込まれる中、待機児童の発生を抑制するため、保育園等を民設民営方式で整備する	民間保育園等の開園	輝くこども未来室
5	<新規> 保育料の無償化	○3歳から5歳の子どもと0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもの保育料の無償化	実施	輝くこども未来室 障がい福祉課
6	<新規> 留守家庭児童会施設の整備事業	○入会希望者の増加に対応するため、留守家庭児童会施設を整備する	希望者全員の受入れ	社会教育課

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
7	<拡充> 留守家庭児童会の推 進事業	○平日の放課後のほか、土曜日、夏休み 期間中などの入会希望者の増加に対 応	希望者全員 の受入れ	社会教育課
8	<拡充> 新・放課後子ども総 合プランの実施事業	○児童が放課後を安全で健やかに過ご せる居場所づくりと地域の方々との 世代間交流をねらいとして実施 (再掲Ⅱ-(5))	実施	社会教育課
9	待機児童ゼロ事業	○年度当初で保育所(園)・こども園等 への入所希望者全員の受入れ	希望者全員 の受入れ	輝くこども未 来室

## 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
10	事業所への啓発事業	○事業所への啓発の推進 ・母性保護についての啓発 ・父親の子育て参加など ・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発 ○京田辺市特定事業主行動計画の推進 (再掲Ⅰ-(2))	職員課 人権啓発推進 課 社会福祉課 産業振興課
11	病児・病後児保育事 業	○病气中や病気の回復期にあり家庭での保育が困難 な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置 した医療機関において保育を実施する事業 (再掲Ⅱ-(5))	輝くこども未 来室
12	保育サービスの実施	○通常保育事業 ○延長保育事業 ○障がい児保育事業 ○預かり保育事業 ○一時保育事業 ○低年齢児保育(産休明け児童の保育) (再掲Ⅱ-(5))	輝くこども未 来室
13	保育士・幼稚園教諭 等の資質・専門性の 向上	○子どもの健康や安全の確保、就学前教育・保育の幼 小接続カリキュラムを基に質の向上、連携の推進を 図る ○就学前施設の保育士・幼稚園教諭等を対象にした幼 保合同研修会を実施する (再掲Ⅱ-(1))	輝くこども未 来室 こども・学校 サポート室
14	保育サービスの第三 者評価の実施	○第三者評価の実施	輝くこども未 来室
15	苦情解決システムの 整備	○苦情解決システムを整備	輝くこども未 来室



	事業名	事業概要	主担当課
16	施設の自主点検の継続実施	○施設の自主点検を継続して実施	輝くこども未来室 学校教育課
17	男女共同参画に係る啓発事業	○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実 ・ふれあい夢フェスタなど ○学習機会の充実 ・女性交流支援ルーム情報ライブラリーでの関連図書などの貸出しなど ○子どもに対する男女共同参画への意識啓発 (再掲Ⅰ-(2))	人権啓発推進課 女性交流支援ルーム
18	女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲Ⅱ-(3)、Ⅱ-(4))	女性交流支援ルーム
19	ファミリー・サポート・センター事業	○ファミリー・サポート・センター事業 ・育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合う事業 (再掲Ⅱ-(5))	子育て支援課
20	小学校給食運営事業	○小学校給食運営事業 ・生きた教材として給食を活用した食育(お茶育)の推進や地産地消に配慮した安全で安心な給食の提供	学校教育課

## 施策の方向(4) 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実・・・

子どもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える環境づくりが求められています。

特に、近年ではひとり親の増加や、発達に課題のある子どもなど、様々な環境の人々を認め合い、人権を尊重する意識を醸成することが重要となっています。

そのため、障がいがある人などが持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保育施設や学校での生活を支援します。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制の充実に努めます。

### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> 子育て世代包括支援 センターの運営事業	○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行う  (再掲Ⅰ-(1)、Ⅰ-(2)、Ⅱ-(1)、Ⅱ-(4))	専門職員の 配置	子育て支援課
2	<新規> 地域における子育て 支援体制の充実事業	○幼保連携型認定こども園の整備に併せて、地域子育て支援センターを整備  (再掲Ⅱ-(5))	北部市立幼 保連携型認 定こども園 に併せて整 備	子育て支援課
3	<新規> 田辺児童館・児童発 達支援センターの今 後のあり方検討事業	○老朽化が進み、手狭になっている田辺児童館・京田辺市児童デイサービス事業所の今後のあり方について検討	整備に係る 基本構想の 策定	子育て支援課
4	<新規> 障がい児保育事業の 充実	○軽度の医療ケア児の受入を中心に、子どもの健康管理等のため、保育所等に看護師を配置する ○加配教諭の配置 ○医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置(保健・医療・保育・教育・福祉等)	保育所等に 看護師の配 置	子育て支援課 輝くこども未 来室 障がい福祉課

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
5	<拡充> 障がいがある児童の 自立支援事業	○地域自立支援協議会や支援機関が連携し、その子の一生を見据え、その子を中心に据えた一貫した支援ができるためのシステムづくりの課題を整理し、中長期的な取り組みを支援	対象者全員 への支援の 実施	障がい福祉課 子育て支援課 こども・学校 サポート室 輝くこども未 来室
6	産後うつ啓発事業	○産後うつの啓発やスクリーニングを実施することで、産後うつ病の客観的評価と早期・継続的支援を行う	啓発の実施	子育て支援課
7	子ども生活・学習支 援事業	○家庭で学習環境が整えにくい子どもを対象に実施 (再掲Ⅱ-(1)、Ⅱ-(5))	2か所で 継続実施	社会福祉課
8	ひとり親家庭に対す る相談体制の充実	○母子・父子自立支援員などによる、ひとり親家庭への相談支援 ○養育費の確保策の強化に関する研修や関係機関との連携 ○離婚・DV等の専門法律相談の実施 (再掲Ⅱ-(5))	離婚・DV等 の専門法律 相談を実施	子育て支援課 女性交流支援 ルーム

### 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
9	障がいがある児童の 自立と社会参加促進 事業	○「あしあとファイル」や「連携シート」の継続的支援への活用 ・発達などに障がいがある児童の自立と社会参加に向けて、ライフステージを通して、医療・福祉・保健・教育・労働などのスムーズな引継ぎを行うため、継続的支援への活用を促進 (再掲Ⅱ-(3))	障がい福祉課 子育て支援課 学校教育課 こども・学校 サポート室
10	各種健診・発達相談 などにおける相談事 業	○健診・相談事業の未受診者の把握 ○継続的な相談・訪問支援の実施	子育て支援課
11	豊かな人間性を育む 教育の推進	○適応指導教室(ポットラック)の充実 (再掲Ⅱ-(1)、Ⅱ-(4))	こども・学校 サポート室
12	家庭児童相談室での 相談	○家庭児童相談室における相談事業 (再掲Ⅰ-(2)、Ⅱ-(1)、Ⅱ-(4))	子育て支援課
13	障がい児支援利用計 画の作成事業	○利用者を支援するための中心的な計画の作成	障がい福祉課
14	障がい児施策の情報 提供・啓発の実施	○障がいへの理解を深めるための研修 ○サービス・相談場所等の情報提供	障がい福祉課

	事業名	事業概要	主担当課
15	障がい児保育・教育などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児保育の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所(園)等での保育の必要がある障がいのある児童の受入れ</li> </ul> </li> <li>○障がいのある児童の訪問</li> <li>○児童デイサービス事業</li> <li>○就学相談委員会活動の充実</li> <li>○特別支援教育の推進 (再掲Ⅰ-(1)、Ⅱ-(3))</li> </ul>	輝くこども未来室 子育て支援課 障がい福祉課 学校教育課 こども・学校サポート室
16	京田辺市障害福祉計画に係る事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・日中一時支援事業</li> <li>・日常生活用具給付等</li> </ul> </li> </ul>	障がい福祉課
17	ひとり親家庭医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭への医療費(保険適用分)の自己負担額助成 (再掲Ⅰ-(1)、Ⅱ-(5))</li> </ul>	国保医療課
18	ひとり親家庭の日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子・父子自立支援員などによる、ひとり親家庭への相談支援</li> <li>○母子家庭日常生活支援事業(府制度)</li> <li>○母子世帯府営住宅優先入居(府制度) (再掲Ⅱ-(5))</li> </ul>	子育て支援課
19	ひとり親家庭の各種手当の支給による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当</li> <li>○母子家庭奨学金(府制度)</li> <li>○市特別児童福祉手当</li> <li>○交通遺児奨学金(府制度) (再掲Ⅱ-(5))</li> </ul>	子育て支援課
20	ひとり親家庭の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭新入学児童を祝い励ます会の開催</li> <li>○京田辺・さくら(母子会)の支援 母子家庭交流事業支援など</li> </ul>	子育て支援課
21	教育・保育費用の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所(園)・幼稚園・認定こども園保育料の軽減(生活保護・ひとり親世帯など)</li> <li>○各種援助・補助金による保護者負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行費</li> <li>・就学援助費</li> <li>・特別支援教育就学奨励費</li> </ul> </li> <li>○留守家庭児童会負担金の減免</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
22	自立促進総合対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さまざまな困難のなかで生活に困窮している方に包括的な支援を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援の相談、住宅確保給付金の支給</li> <li>・生活困窮者貸付事業</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉課

## 基本目標Ⅱ 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

### 施策の方向（１）心身を健やかに育む子育て環境の充実・・・・・・・・

子どもを取り巻く環境は日々変化しています。すべての子どもが自分らしく育ち、現代の社会を生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指すことが必要です。特に、次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くためには、目標に向かって頑張る集中力や忍耐力、他人とうまく関わるための協調性や理解力、感情をコントロールする自制心等の人間として生きていく力を育むことが必要です。

そのため、教育の出発点である就学前教育・保育から遊びを通じた学びの基礎力や道徳心を育成するとともに、基本的な生活習慣の定着、心身の健康の保持・増進を図ります。また、学校教育においては、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、他者への理解や思いやりを育む道徳教育を推進します。

さらに、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うため、体験や交流機会の確保、関係機関との連携をさらに進め、指導・支援体制の強化を行います。あわせて、外国籍や性的マイノリティー等の子どもたちが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図り、多様性を理解し認め合う教育を進めることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度末目標	主担当課
1	<新規> 子育て世代包括支援センターの運営事業	○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行う (再掲Ⅰ- (1)、Ⅰ- (2)、Ⅰ- (4)、Ⅱ- (4))	専門職員の配置	子育て支援課
2	<新規> 保育士・幼稚園教諭等の確保事業	○就職フェアの開催	年2回開催	輝くこども未来室
3	子ども生活・学習支援事業	○家庭で学習環境が整えにくい子どもを対象に実施 (再掲Ⅰ- (4)、Ⅱ- (5))	2か所で継続実施	社会福祉課

## 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
4	意見発表などの機会の充実	○「子どもの主張大会」の実施	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 こども・学校サポート室
5	豊かな人間性を育む教育の推進	○適応指導教室（ポットラック）の充実 （再掲Ⅰ-（4）、Ⅱ-（4））	こども・学校サポート室
6	安全教育の推進	○日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、安全な生活を送る基礎を培う	こども・学校サポート室
7	教育・保育内容の充実	○保幼小中の連携の取り組みの推進（幼小接続カリキュラムの活用） ○保育内容の充実 ○家庭支援推進保育事業 ・特に配慮を要する児童の家庭を支援するため、家庭支援推進保育士等を配置 ○図書館活動の充実 ・図書の充実 ・点字図書作成 ・子どもの本の講座など ・移動図書館 ・障がいのある人への対面朗読 など ○地域子育てセミナーの開催支援 ○特色ある園づくり ○職場体験事業	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 中央図書館 こども・学校サポート室
8	保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上	○子どもの健康や安全の確保、就学前教育・保育の幼小接続カリキュラムを基に質の向上、連携の推進を図る ○就学前施設の保育士・幼稚園教諭等を対象にした幼保合同研修を実施する （再掲Ⅰ-（3））	輝くこども未来室 こども・学校サポート室
9	国際化・情報化などの社会の変化に対応する教育の推進	○国際理解教育の充実 ・ALTの活用 ○環境教育の充実 ○情報教育の充実 ・ICT環境の充実 ・情報活用能力の育成 （再掲Ⅱ-（5））	学校教育課 こども・学校サポート室
10	民生児童委員・主任児童委員への活動支援	○京田辺市民生児童委員協議会への支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成 （再掲Ⅱ-（3）、Ⅱ-（5））	社会福祉課
11	民生児童委員・主任児童委員による相談	○民生児童委員・主任児童委員による相談支援 （再掲Ⅰ-（2）、Ⅱ-（4））	社会福祉課

	事業名	事業概要	主担当課
12	国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海外都市などとの友好交流 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の子どもや留学生などとの交流</li> </ul> </li> <li>○多文化交流の機会づくり・情報提供</li> <li>○国際交流体験の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームステイ受入れや海外での留学体験などの支援</li> </ul> </li> </ul> (再掲Ⅱ- (5))	市民参画課
13	家庭児童相談室での相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭児童相談室における相談事業</li> </ul> (再掲Ⅰ- (2)、Ⅰ- (4)、Ⅱ- (4))	子育て支援課
14	保育所(園)・幼稚園・こども園・学校・児童館・子育て支援拠点での相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所(園)・幼稚園・認定こども園における相談事業</li> <li>○児童館における相談事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員と子どもとのふれあいの中での相談、手助け</li> </ul> </li> <li>○小・中学校での教育相談</li> <li>○小・中学校でのカウンセラーなど専門家による教育相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士など専門家による学校復帰や進学などに対する支援と保護者への相談体制の充実強化</li> </ul> </li> <li>○通級教室</li> <li>○子育て支援拠点における相談事業</li> <li>○家庭児童相談室における相談事業</li> <li>○園庭開放</li> </ul> (再掲Ⅰ- (2)、Ⅱ- (4)、Ⅱ- (5))	輝くこども未来室 子育て支援課 大住児童館 田辺児童館 南山こどもセンター 普賢寺児童館 学校教育課 こども・学校サポート室
15	各種手当等の支給による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校奨学金(府制度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金により支援を行う(生活保護・ひとり親・市民税非課税世帯)</li> </ul> </li> <li>○児童手当</li> <li>○児童扶養手当</li> <li>○母子家庭奨学金(府制度)</li> <li>○交通遺児奨学金(府制度)</li> <li>○市特別児童福祉手当</li> <li>○特別児童扶養手当(国制度)</li> <li>○市心身障害児童特別手当</li> <li>○市特定心身障害等児童特別手当</li> <li>○各種援助・補助金による保護者負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行費</li> <li>・就学援助費</li> <li>・特別支援教育就学奨励費</li> </ul> </li> </ul>	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課
16	子どもの医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの医療費助成を行い、子育て家庭への経済的支援を行う</li> </ul> (再掲Ⅰ- (1)、Ⅱ- (5))	子育て支援課

	事業名	事業概要	主担当課
17	養育医療給付事業	○身体の発育が未熟なまま出生した乳児の養育医療の給付 (再掲Ⅱ-(5))	子育て支援課
18	学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進	○特色ある学校づくり ・社会人講師の活用(地域人材の活用) ・総合的な学習の時間の充実 ・コミュニティ・スクールの運営 (再掲Ⅱ-(5)、Ⅲ-(1))	学校教育課 こども・学校サポート室
19	自然体験活動などの促進	○自然体験活動 ・薪甘南備山生活環境保全林の活用など ○野外活動のつどい ○子どもの日(野外活動に親しむ日)無料開放 ○夕涼みのつどい ○学校・園での野外体験活動 (再掲Ⅲ-(2))	農政課 野外活動センター
20	絵本にふれる機会の充実	○おはなし会 ○赤ちゃん向けおはなし会 ○絵本読み聞かせ入門講座 ○ふれあい絵本スタート事業 ○絵本の紹介	子育て支援課 中央図書館
21	児童館事業の推進	○なかよしクラブ (再掲Ⅲ-(1))	大住児童館 田辺児童館 南山こどもセンター 普賢寺児童館



## 施策の方向（２）多様な学びが実現できる居場所づくり・・・・・・・・

児童館などを子どもたちにとって居心地の良い場所にしていくための環境整備を行うとともに、事業へ参加していない児童、中高生、障がい児のニーズに対応した企画内容の検討や運営のあり方の見直しを行い、地域での居場所づくりを推進します。

また、放課後や休日における学校の校庭や体育館の開放を実施するとともに、「放課後子ども教室」について、地域住民等の主体的な取り組みとして、子どもたちの放課後の遊びと学びの場として充実が図れるよう、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）等と連携等も含めて取り組んでいきます。

### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> 同志社大学等と連携 した子どもの学びの 機会づくり	○子どもたちに理科・スポーツ等への 興味・関心を高める取組の実施	年3回実施	市民参画課
2	放課後子ども教室	○児童が放課後を安全で健やかに過ご せる居場所づくりと地域の方々との 世代間交流をねらいとして実施	9小学校区 で実施	社会教育課
3	<拡充> 子どもの居場所づく りの推進事業	○子どもたちが安心して過ごせる場所 の確保 (再掲Ⅲ-(1))	15か所で 実施	社会教育課

## 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
4	各種教室・大会などの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ教室など <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年スポーツ教室、各種水泳教室など</li> </ul> </li> <li>○健康体力づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・京田辺市生涯スポーツフェスティバルなど</li> </ul> </li> <li>○野外活動のつどい</li> <li>○野外活動に親しむ日</li> <li>○わくわく体験クラブ</li> <li>○夕涼みのつどい</li> <li>○夏休み子どもフェスティバル <ul style="list-style-type: none"> <li>・手づくり会、人形劇、映画会など</li> </ul> </li> <li>○おはなし会</li> <li>○市民総合体育大会 など <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民総合体育大会、市民マラソン大会など</li> </ul> </li> <li>○子ども体験教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・陶芸教室</li> <li>・書道（書き初め）教室</li> <li>・親子スイーツ教室 など</li> </ul> </li> </ul>	文化・スポーツ振興課 中央公民館 北部住民センター 中部住民センター 中央図書館 野外活動センター
5	児童館等での子育て拠点事業	○子育て中の親子の交流と遊び場、子育てに関する情報の提供や相談の実施	大住児童館 田辺児童館 南山こどもセンター 普賢児童館
6	スポーツクラブなどの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツクラブなどの育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・京たなべ・同志社スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の育成</li> </ul> </li> </ul>	文化・スポーツ振興課
7	地域組織によるスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域スポーツ大会開催など <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リーダー研修会</li> <li>・スポーツリーダー研修会</li> <li>・水泳指導者研修会</li> </ul> </li> </ul>	文化・スポーツ振興課
8	生涯学習人材バンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習事業保育ボランティア事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の生涯学習事業支援のための人材派遣・斡旋</li> </ul> </li> </ul>	社会教育課
9	地域伝統的体験学習の推進	○地域伝統的体験学習の開催（再掲Ⅱ-（5）、Ⅲ-（1））	社会教育課
10	子ども会育成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども会育成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども会の育成と支援（再掲Ⅲ-（1））</li> </ul> </li> </ul>	中央公民館

## 施策の方向（3）子どもの権利擁護の推進・・・・・・・・

子どもが健やかに成長するためには、すべての子どもがひとりの人間として尊重される必要があります。特に、近年では外国籍の子どもが増加していることから、様々な環境の人を認め合い、人権を尊重する意識を醸成することが重要となっています。

そのため、言語、文化などの違いにより子育てなどに不安を感じている外国人や援護を要する帰国者の子どもと保護者も安心して健康に暮らせるよう、子どもの人権とノーマライゼーション、人権三法（障害者差別解消法・部落差別解消推進法・ヘイトスピーチ対策法）の趣旨の普及及び啓発を進めるとともに、サポート体制を充実します。

### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> LGBTへの理解促進事業	○子ども・親・教員向けへの周知・研修会の開催	年1回開催	人権啓発推進課 輝くこども未来室 こども・学校サポート室
2	<新規> 京田辺市“生きる”支援計画に基づく事業の推進	○孤立させない仕組みづくり	ゲートキーパー養成講座の開催	障がい福祉課

### 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
3	障がいがある児童の自立と社会参加促進事業	○「あしあとファイル」や「連携シート」の継続的支援への活用 ・発達などに障がいがある児童の自立と社会参加に向けて、ライフステージを通して、医療・福祉・保健・教育・労働などのスムーズな引継ぎを行うため、継続的支援への活用を促進 (再掲I-(4))	障がい福祉課 子育て支援課 学校教育課 こども・学校サポート室

	事業名	事業概要	主担当課
4	人権意識の高揚	○人権問題研修会 ○わくわくワークショップ ○広報紙、啓発冊子などによる啓発 ○ヒューマン映画上映会	人権啓発推進課
5	「生きる」という教育の実施	○エイズに関する指導を含む性教育の実施	こども・学校サポート室
6	いじめ防止対策の充実	○児童・生徒の電話相談、相談窓口の周知、啓発カードの配付	こども・学校サポート室
7	不登校児童に対するネットワークの構築	○学校・臨床心理士・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携し対応する	こども・学校サポート室
8	障がい児保育・教育などの推進	○障がい児保育の実施 ・保育所（園）等での保育の必要がある障がいのある児童の受入れ ○障がいのある児童の訪問 ○児童デイサービス事業 ○就学相談委員会活動の充実 ○特別支援教育の推進 (再掲Ⅰ- (1)、Ⅰ- (4))	輝くこども未来室 子育て支援課 障がい福祉課 学校教育課 こども・学校サポート室
9	子どもの権利、児童福祉の理念の周知	○「児童福祉週間」の実施 ○「子どもの権利条約」のホームページによる周知	子育て支援課
10	人権教育の充実	○価値観の違いを認める意識の醸成 ・保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小・中学校 ○研修会 ・ハートフルフェスタ、幼児、小・中学生の作品展 ・人権に係る学習会 (再掲Ⅱ- (5))	輝くこども未来室 学校教育課 社会教育課 こども・学校サポート室
11	乳幼児期の訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問） ○妊産婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業 (再掲Ⅰ- (1)、Ⅱ- (4)、Ⅱ- (5))	子育て支援課
12	民生児童委員・主任児童委員への活動支援	○京田辺市民生児童委員協議会への活動費の支援 ・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成 (再掲Ⅱ- (1)、Ⅱ- (5))	社会福祉課
13	女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲Ⅰ- (3)、Ⅱ- (4))	女性交流支援ルーム

	事業名	事業概要	主担当課
14	外国人が住みやすいまちづくりの推進	○サポート体制の充実 ・市内在住の外国人などへの情報提供など	市民参画課 輝くこども未来室 子育て支援課 学校教育課



## 施策の方向（4）子どもの虐待防止対策の充実・・・・・・・・

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において各機関の更なる連携と機能の強化を図ります。

また、子どもの虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる様々な機関や地域に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

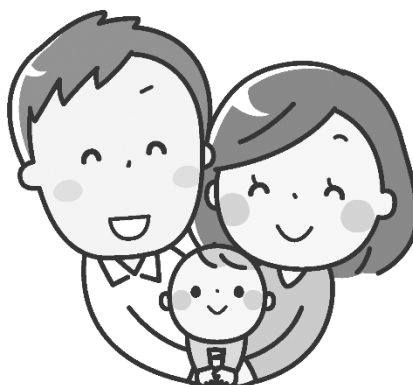
### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> 子育て世代包括支援 センターの運営事業	○妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行う  (再掲Ⅰ-(1)、Ⅰ-(2)、Ⅰ-(4)、Ⅱ-(1))	専門職員の 配置	子育て支援課
2	<新規> 子ども家庭総合支援 拠点整備事業	○子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う拠点の整備・運営を行う  (再掲Ⅰ-(1))	1か所で 実施	子育て支援課
3	要保護児童対策地域 協議会の機能強化	○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援を図る	代表者会 議：年2回 実務者会 議：年5回	子育て支援課

## 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
4	家庭児童相談室での相談	○家庭児童相談室における相談事業 (再掲Ⅰ-(2)、Ⅰ-(4)、Ⅱ-(1))	子育て支援課
5	乳幼児期の健康診査事業	○3か月児健康診査 ○1歳6か月児健康診査 ○3歳6か月児健康診査 (再掲Ⅰ-(1))	子育て支援課
6	乳幼児期の訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問) ○妊産婦訪問 ○未熟児訪問 ○乳幼児訪問 ○障がいのある児童の訪問 ○養育支援訪問事業 (再掲Ⅰ-(1)、Ⅱ-(3)、Ⅱ-(5))	子育て支援課
7	豊かな人間性を育む教育の推進	○適応指導教室(ポットラック)の充実 (再掲Ⅰ-(4)、Ⅱ-(1))	こども・学校サポート室
8	乳幼児期の相談事業	○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン ○10か月児発達相談 ○2歳児発達相談 ○発達相談員による発達相談 ○転入時アンケート (再掲Ⅰ-(1))	子育て支援課
9	保育所(園)・幼稚園・こども園・学校・児童館・子育て支援拠点での相談事業	○保育所(園)・幼稚園・認定こども園における相談事業 ○児童館における相談事業 ・指導員と子どもとのふれあいの中での相談、手助け ○小・中学校での教育相談 ○小・中学校でのカウンセラーなど専門家による教育相談 ・臨床心理士など専門家による学校復帰や進学などに対する支援と保護者への相談体制の充実強化 ○通級教室 ○子育て支援拠点における相談事業 ○家庭児童相談室における相談事業 ○園庭開放 (再掲Ⅰ-(2)、Ⅱ-(1)、Ⅱ-(5))	輝くこども未来室 子育て支援課 大住児童館 田辺児童館 南山こどもセンター 普賢寺児童館 学校教育課 こども・学校サポート室
10	民生児童委員・主任児童委員による相談	○民生児童委員・主任児童委員による相談支援 (再掲Ⅰ-(2)、Ⅱ-(1))	社会福祉課
11	女性相談	○女性の相談室 ・一般相談、専門相談、法律相談、女性の再就職・チャレンジ相談 (再掲Ⅰ-(3)、Ⅱ-(3))	女性交流支援ルーム

	事業名	事業概要	主担当課
12	児童虐待防止啓発事業	<p>○啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭啓発、オレンジリボン運動などの市民への啓発</li> <li>・広報紙やホームページによる啓発</li> <li>・リーフレット、子育て相談カード、SOSカードの作成・配布</li> <li>・#189（児童相談所全国共通ダイヤル）の周知</li> </ul> <p>○講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て講演会の開催</li> </ul> <p>○研修会などの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関わる関係機関への研修会の実施</li> <li>・民生児童委員など地域での虐待防止のための活動支援</li> </ul> <p>（再掲Ⅰ-（2））</p>	子育て支援課





## 施策の方向（５）子どもの貧困対策・・・・・・・・

核家族化や地域のつながりの希薄を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けており、すべての子ども達が心身ともに健やかに成長し、また教育の機会均等が補償され、夢や希望を持つことが出来る社会の構築が求められています。こうした中、国においては「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、より実効的な子どもの貧困対策の推進が図られることになりました。

本市では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、次の点を旨として取り組みを推進します。

- 年齢及び発達 の程度に応じて、子どもの意見や最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されること
- 子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、国・府はもとより、関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取り組みとして行うこと
- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援及び経済的支援といった施策を、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講じること

### 「教育の支援」に係る取り組み

一人ひとりを大切にされた教育を推進、教育の実質的な機会均等の実現や基礎学力の充実など

### 「生活の安定に資するための支援」に係る取り組み

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供など

### 「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」に係る取り組み

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんなど

### 「経済的支援」に係る取り組み

各種手当等の支給、生活資金の貸付け、その他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援など

## 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度末目標	主担当課
1	<新規> 仕事とくらしの相談室「ぷらす」による相談事業	○生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援へとつなげる	1 か所で継続実施	社会福祉課
2	子ども生活・学習支援事業	○家庭で学習環境が整えにくい子どもを対象に実施 (再掲Ⅰ-(4)、Ⅱ-(1))	2 か所で継続実施	社会福祉課
3	<新規> くらしサポート資金による貸付事業	○経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、生活困窮世帯に対し、くらしの維持に必要な資金の貸付を行う	継続実施	社会福祉課

## 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
4	教育の支援	○学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 (再掲Ⅱ-(1)、Ⅲ-(1)) ○国際化・情報化などの社会の変化に対応する教育の推進 (再掲Ⅱ-(1)) ○地域伝統的体験学習の推進 (再掲Ⅱ-(2)、Ⅲ-(1)) ○国際交流の推進 (再掲Ⅱ-(1)) ○人権教育の充実 (再掲Ⅱ-(3))	こども・学校サポート室 学校教育課 社会教育課 輝くこども未来室 市民参画課
5	生活の安定に資するための支援	○乳幼児期の訪問事業 (再掲Ⅰ-(1)、Ⅱ-(3)、Ⅱ-(4)) ○妊婦・周産期の母子保健事業 (再掲Ⅰ-(1)) ○地域子育て支援拠点事業 ○地域における子育て支援体制の充実事業 (再掲Ⅰ-(4)) ○子育てに係る情報提供体制の充実 (再掲Ⅰ-(2)) ○ファミリー・サポート・センター事業 (再掲Ⅰ-(3)) ○新・放課後子ども総合プランの実施事業 (再掲Ⅰ-(3))	学校教育課 社会教育課 こども・学校サポート室 社会福祉課 輝くこども未来室 子育て支援課 大住児童館 田辺児童館 南山こどもセンター 普賢寺児童館 女性交流支援ルーム

	事業名	事業概要	主担当課
5	(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭に対する相談体制の充実 (再掲Ⅰ- (4))</li> <li>○保育所(園)・幼稚園・こども園・学校・児童館・子育て支援拠点での相談事業 (再掲Ⅰ- (2)、Ⅱ- (1)、Ⅱ- (4))</li> <li>○子どもへの相談支援 (再掲Ⅰ- (2))</li> <li>○民生児童委員・主任児童委員への活動支援 (再掲Ⅱ- (1)、Ⅱ- (3))</li> <li>○ひとり親家庭の日常生活支援 (再掲Ⅰ- (4))</li> </ul>	
6	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービスの充実 (再掲Ⅰ- (3))</li> <li>○病児・病後児保育事業 (再掲Ⅰ- (3))</li> </ul>	輝くこども未来室
7	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭医療費助成事業 (再掲Ⅰ- (1)、Ⅰ- (4))</li> <li>○各種手当での支給による支援</li> <li>○子どもの医療費の助成 (再掲Ⅰ- (1)、Ⅱ- (1))</li> <li>○保育・教育費用の負担軽減</li> <li>○養育医療給付事業 (再掲Ⅱ- (1))</li> <li>○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援 (再掲Ⅰ- (4))</li> <li>○生活保護の実施</li> </ul>	学校教育課 社会福祉課 子育て支援課 国保医療課 輝くこども未来室

## 基本目標Ⅲ 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

### 施策の方向（1）地域における子育て支援の推進・・・・・・・・

子どもが乳幼児期から社会性を獲得し、心豊かにたくましく成長するためには、地域の様々な人とのふれあいが不可欠です。

そのため、地域社会全体での子育てを推進するため、地域の人材活用や参加支援体制の充実を図ります。

また、子ども同士の交流、親同士の交流のため、子どもの居場所の提供や育児サークルの活動を支援するとともに、多年代での交流のため、保育所（園）児童の福祉施設訪問などを行ないます。

さらに、幼稚園・保育所（園）なども地域での子育ての場となるよう、園庭開放や育児講座などを行ない、地域における子育て支援を推進します。

#### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> 大学生等による子どもの多様な学びの機会提供に対する支援	○大学教員、学生サークル等による子育て支援サポート活動に対する支援	活動に対する支援の実施	市民参画課
2	<新規> 高齢者いきいきポイント事業	○高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを依頼により、保育所等のこども関連施設に派遣するもの	登録者数の増加	高齢者支援課
3	<拡充> 子どもの居場所づくりの推進事業	○子どもたちが安心して過ごせる場所の確保 (再掲Ⅱ-(2))	15か所で実施	社会教育課
4	<新規> 地域における子育て支援体制の充実事業	○幼保連携型認定こども園の整備に併せて、地域子育て支援センターを整備 (再掲Ⅰ-(4))	北部市立幼保連携型認定子ども園に併せて整備	子育て支援課

## 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
5	地域伝統的体験学習の推進	○地域伝統的体験学習の開催 (再掲Ⅱ-(2)、Ⅱ-(5))	社会教育課
6	子ども会育成事業の推進	○子ども会育成事業 ・地域子ども会の育成と支援 (再掲Ⅱ-(2))	中央公民館
7	市民活動の推進	○市民団体の活動助成 ○市民活動に関する講座	市民参画課
8	育児サークルの支援	○子育てサークルの支援 ・サークルリーダー交流会 ○保健師などの派遣 ○えぷろんママの派遣 ○活動場所の提供など(児童館など)	子育て支援課
9	地域に開かれた保育事業の推進	○保育所(園)地域活動事業 ・保育所(園)体験事業(園庭開放) ・育児講座 ・世代間交流事業	輝くこども未来室
10	学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進	○特色ある学校づくり ・社会人講師の活用(地域人材の活用) ・総合的な学習の時間の充実 ・コミュニティ・スクールの運営 (再掲Ⅱ-(1)、Ⅱ-(5))	学校教育課 こども・学校サポート室
11	子ども・子育て支援事業計画に係る事業の推進	○市子ども・子育て会議の開催 ・第2期市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理	輝くこども未来室
12	保育・教育内容の充実	○地域子育てセミナーの開催支援	社会教育課
13	平和推進事業	○平和を考える小・中学生ひろしま訪問事業 ○戦争と平和を考えるバスツアーの実施 ○平和書道展	総務室
14	児童館事業の推進	○なかよしクラブ (再掲Ⅱ-(1))	大住児童館 田辺児童館 南山こどもセンター 普賢寺児童館

## 施策の方向（2）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり・・・・・・・・

本市は、木津川や甘南備山をはじめとする水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。その豊かな自然環境や歴史風土の中で子どもたちが伸び伸びと成長し、また、自然の恵みに感謝する心を育てるため、自然体験活動などを行ないます。

また、普段の遊びでも、子どもが自由に、安全に過ごすことができる遊び場を身近に確保するため、子どもにとって魅力のある公園や緑地の整備などを進めます。

さらに、近年では、子どもが被害にあう事件も起こっていることから、子どもの安全・安心を確保し、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や交通安全、防犯対策などを総合的に推進します。

加えて、誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながることから、人にやさしいまちをめざして、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方による施設整備・道路整備を推進します。

### 重点事業

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
1	<新規> インフラ長寿命化計画策定事業	○長寿命化修繕計画及び更新計画を策定する	計画策定と修繕工事の実施	輝くこども未来室 学校教育課
2	<新規> 市立幼保連携型認定こども園の整備事業	○市立大住幼稚園を建て替えて併せて北部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園として整備する ○体調不良児対応型の病児保育事業の実施 ○一時保育事業の実施 (再掲 I - (3))	北部市立幼保連携型認定こども園の開園	輝くこども未来室
3	<拡充> 通学・通園路の安全対策事業	○踏査事業の実施 ○交通安全施設(ゾーン30・路肩のカラー塗装等)の設置及び管理 ○通学路安全推進会議の開催 ○ボランティア、通学安全整理員の配置	踏査事業の実施	輝くこども未来室 学校教育課 都市整備課 施設管理課
4	<拡充> 公園の新設・整備事業	○市民が緑にふれあう交流拠点として田辺公園拡張整備事業の推進	田辺公園拡張工事実施	緑のまちづくり室

	事業名	事業概要	令和6年度 末目標	主担当課
5	<新規> 園庭改善プロジェクト	○子どもたちの好奇心や想像力を育む 園庭（砂場）づくり	2施設以上 で整備	輝くこども未 来室
6	自転車の乗り方教室	○こども自転車安全教室開催事業 ・ツアー・オブ・ジャパン京都ステー ジの開催を契機として、安全な自 転車利用を進めるとともに、自転 車に乗る楽しさを体験することに より、国際自転車レースがあるま ちへの誇りや愛着形成につなげる	実施	文化・スポー ツ振興室

### 実施事業

	事業名	事業概要	主担当課
7	自然体験活動などの 促進	○自然体験活動 ・薪甘南備山生活環境保全林の活用など ○野外活動のつどい ○子どもの日（野外活動に親しむ日）無料開放 ○夕涼みのつどい ○学校・園での野外体験活動 （再掲Ⅱ-（1））	農政課 野外活動セン ター
8	京田辺市環境基本計 画に基づく総合的な 環境施策の充実	○きょうたなべ環境市民パートナーシップ活動支援 ○美化意識向上のための啓発 ・市民一斉清掃の推進など ○環境フェスタ ○地球温暖化防止活動の促進	環境課
9	水辺の散策路環境整 備事業の推進	○河川堤防を活用した緑道などの環境整備や散策路 ネットワーク化	緑のまちづく り室
10	緑化の推進	○誕生記念樹配布 ○市民記念植樹祭	緑のまちづく り室
11	地域の防犯パトロー ルへの支援	○京田辺市青少年問題連絡協議会防犯パトロールへの 支援	社会教育課
12	学校施設のバリアフ リー化	○学校施設のバリアフリー化 ・小・中学校への障がいのある児童の受け入れに当 たり、エレベーター・多目的トイレ等の施設のバ リアフリー化を図る	学校教育課
13	子どもの事故防止、救 急対応などの教育事 業	○子どもの事故防止など救急対応に係わる健康教育の 実施及び救急処置に係わるパンフレットの発行 ○市民への応急手当の普及 （再掲Ⅰ-（1）、Ⅰ-（2））	子育て支援課 警防課

	事業名	事業概要	主担当課
14	循環型社会の構築	<p>○ごみの分別収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみカレンダー、ごみガイドブック、広報紙、ホームページなどにより、ごみの分別を周知</li> </ul> <p>○家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの発生抑制を促すため、家庭生ごみ自家処理容器などを購入する経費に対する補助金を交付し、生ごみの再生利用・排出抑制を推進</li> </ul> <p>○再生資源集団回収事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活で排出されるもので資源として活用できるもの（古紙・段ボール、空きカンなど）を、自治会などの地域団体に回収する集団回収事業に対して補助金を交付し、資源ごみのリサイクルを推進</li> </ul> <p>○環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の環境教育に力を入れ、ごみの減量化等の環境学習を推進</li> </ul> <p>○市民ボランティア団体「京田辺エコパークかんなび」との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ボランティア団体「京田辺エコパークかんなび」と協働して、市民から提供された不要品をリユース品として再使用する環境の構築を図る</li> </ul>	清掃衛生課
15	交通安全対策の充実	○交通安全施設の設置及び管理	施設管理課
16	喫煙・受動喫煙防止事業	<p>○健康増進計画に係る重点プログラムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙防止啓発事業の充実</li> <li>・受動喫煙防止に関する環境整備</li> <li>・禁煙個別支援</li> </ul>	健康推進課
17	地域での防犯対策の充実	<p>○防犯灯の設置</p> <p>○防犯カメラの設置</p> <p>○地域防犯体制の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防犯活動の芽を育成し、交流とネットワーク化の構築</li> </ul>	安心まちづくり室
18	子ども連絡網の活用	○子どもの安全を守るために、迅速かつ公平に正確な情報発信の実施	こども・学校サポート室
19	警察による交通安全教室の開催	○交通安全の意識高揚と交通事故防止を図るため開催	計画交通課
20	京田辺市バリアフリー基本構想の実施	<p>○鉄道駅、道路、公園など、公共公益施設のバリアフリー化</p> <p>○大型商業施設や病院のバリアフリー化</p>	計画交通課
21	福祉のまちづくりの推進	<p>○道路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道補修の際、子どもやベビーカーに配慮し、必要な箇所の段差の解消、細目グレーチングの使用、危険箇所の転落防止柵の設置</li> </ul>	都市整備課 施設管理課







## 第5章

# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに新・放課後子ども総合プランに基づく取組

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、自治体は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域は子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して定める必要があります。

これまで、本市のまちづくり計画は、北部地域、中部地域、南部地域の3地域を基本としていることが多くなっていますが、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえると、教育・保育提供区域を3つに分けて計画を策定することは地域間の偏りが大きく、確保の方策を設定する上で無理が生じることから、教育・保育提供区域を1区域（全市域）とします。



## 2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園・・・・・・・・

#### 【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所（園）は、保護者が日中就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供します。

#### 【現状】

本市には、令和元年時点で、保育所（園）は公立保育所が4園、私立保育園が2園、幼稚園は公立幼稚園が8園、私立幼稚園が2園、認定こども園は私立認定こども園が2園あります。それぞれの施設が本市の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。

		平成31年度（4月1日現在）					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
児童数		2,087人		1,283人	517人		
入所者数		1,217人		1,372人			
提供量（確保方策）							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	1,095人				1,413人	
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	338人				—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—				—	
企業主導型保育事業		—				52人	
提供量合計		1,433人				1,465人	

※ 児童数には市外在住者を含む。

## 【今後の方向性】

1号認定子ども（3歳以上教育希望＝従来の幼稚園枠）については、既存の市立幼稚園、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園により受入れを図ります。また、市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などによって施設定員の適正化を図ります。

2号認定子ども（3歳以上保育が必要＝従来の保育所枠）及び3号認定子ども（3歳未満保育が必要＝従来の保育所枠）については、既存の市立保育所、私立保育園、幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業所の地域枠（※1）に加え、保育所等の新設及び市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行による施設定員の増により受入れを図ります。

なお、各年度に生じる不足分については、保育所（園）及び幼保連携型認定こども園における利用定員の弾力化や広域入所（※2）によって対応し、待機児童を生じさせないように努めます。

- ※1 従業員以外の地域住民が利用できる定員枠  
 ※2 住居地以外の市町村に所在する保育所等への入所

## （2）令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の方策・・・・・・・・

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
（参考）児童数推計		2,226人		1,268人	568人	
ニーズ量の見込み		933人	398人	833人	578人	99人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	1,095人	836人	480人	97人	
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	338人	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
企業主導型保育事業		—	30人	18人	4人	
提供量合計		1,433人	866人	498人	101人	
過不足分（提供量－ニーズ量）		102人	33人	-80人	2人	

※ 「確認を受けない幼稚園」は、新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと  
確保方策並びに新・放課後子ども総合プランに基づく取組

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,195人		1,258人	568人	
ニーズ量の見込み		920人	392人	834人	558人	110人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所(園)、認 定こども園	1,101人	896人	502人	105人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	338人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—	—	—	—	
企業主導型保育事業		—	30人	18人	4人	
提供量合計		1,439人	926人	520人	109人	
過不足分(提供量－ニーズ量)		127人	92人	-38人	-1人	

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,197人		1,255人	571人	
ニーズ量の見込み		920人	392人	835人	556人	111人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所(園)、認 定こども園	1,101人	896人	502人	105人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	338人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—	—	—	—	
企業主導型保育事業		—	30人	18人	4人	
提供量合計		1,439人	926人	520人	109人	
過不足分(提供量－ニーズ量)		127人	91人	-36人	-2人	

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,105人		1,258人	575人	
ニーズ量の見込み		882人	376人	800人	558人	112人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所(園)、認 定こども園	1,026人	941人	530人	111人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	338人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—	—	—	—	
企業主導型保育事業		—	30人	18人	4人	
提供量合計		1,364人	971人	548人	115人	
過不足分(提供量－ニーズ量)		106人	171人	-10人	3人	

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,070人		1,251人	562人	
ニーズ量の見込み		867人	370人	787人	555人	109人
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育所(園)、認 定こども園	1,026人	941人	530人	111人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	338人	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—	—	19人	—	
企業主導型保育事業		—	30人	18人	4人	
提供量合計		1,364人	971人	567人	115人	
過不足分(提供量－ニーズ量)		127人	184人	12人	6人	

### 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 時間外保育事業・・・・・・・・

##### 【事業概要】

保護者の就労形態の多様化などにより、18時以降も保育を必要とする児童に対し、時間外保育を実施する事業です。

##### 【現状】

市内認可保育所(園)が6か所と幼保連携型認定こども園が2園で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	440人	445人	520人	760人	623人
実施箇所数	7か所	7か所	7か所	7か所	8か所

令和元年度の数値は、いずれも見込み値です。

##### 【今後の方向性】

18時台の保育終了時間希望の保護者には、時間外保育で対応できるよう、提供量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	582人	576人	576人	564人	556人
実施箇所数 (確保方策)	8か所	9か所	9か所	10か所	10か所
提供量	582人	576人	576人	564人	556人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人



## (2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）・・・・・・・・

### 【事業概要】

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中にも実施しています。

### 【現状】

保護者の希望により小学校1～6年生の児童を入会させ、放課後における児童の健全育成を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	830人	830人	830人	830人	830人
在籍児童数	772人	840人	867人	933人	940人
実施箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

各年度5月1日現在

### 【今後の方向性】

ニーズ量が増加傾向にあり、小学校区によっては提供量が不足することも見込まれることから、学校施設や教育・保育施設等の活用により提供量の拡大を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	1年生	256人	274人	259人	289人	259人
	2年生	269人	265人	283人	268人	299人
	3年生	226人	220人	216人	230人	217人
	4年生	169人	172人	167人	165人	174人
	5年生	35人	37人	38人	37人	35人
	6年生	17人	17人	18人	18人	18人
計		972人	985人	981人	1,007人	1,002人
実施箇所数 (確保方策)		8か所	9か所	9か所	9か所	9か所
提 供 量		1,129人	1,169人	1,169人	1,169人	1,169人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)		157人	184人	188人	162人	167人

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

#### 【事業概要】

保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設などにおいて一定の期間、養育または保護を行う事業です。

#### 【現状】

平成25年度から、市が委託する乳児院及び児童養護施設で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年延べ利用者数	7人	5人	5人	26人	4人
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

令和元年度の数値はいずれも見込み値です。

#### 【今後の方向性】

ニーズ量は出ていませんが、今後に対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	0人	0人	0人	0人	0人
実施箇所数 (確保方策)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量	20人	20人	20人	20人	20人
過不足 (提供量－ニーズ量)	20人	20人	20人	20人	20人

#### (4) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

##### 【事業概要】

在宅の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### 【現状】

3か所の地域子育て支援センター、1か所の子育てひろばで実施しています。また、児童館・こどもセンター4か所でも実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	68,446人	65,538人	66,224人	61,101人	61,641人
実施箇所数	8か所	8か所	8か所	7か所	8か所

令和元年度の数値はいずれも見込み値です。

##### 【今後の方向性】

地域子育て支援センター等で実施する事業は希望どおりに参加できるように、事業数を増やします。

引き続き、児童館などを子育て支援の場として事業を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	66,675人	66,312人	66,312人	66,566人	65,840人
実施箇所数 (確保方策)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
提供量	69,262人	69,262人	69,262人	69,262人	69,262人
過不足 (提供量－ニーズ量)	2,587人	2,950人	2,950人	2,696人	3,422人

## (5) 幼稚園における一時預かり事業・・・・・・・・

### 【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、園児を保育する事業です。

### 【現状】

現在は、市立幼稚園8園と幼保連携型認定こども園2園で実施しており、利用者数も増加しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年延べ利用者数	28,473人	27,980人	32,144人	32,635人	32,647人
実施箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	10か所

令和元年度の数値はいずれも見込み値です。

### 【今後の方向性】

一時預かり事業は幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるので、引き続き提供量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(1号認定による利用)	13,744人	13,552人	13,565人	12,997人	12,781人
ニーズ量(2号認定による利用)	10,116人	9,975人	9,984人	9,566人	9,407人
計	23,860人	23,527人	23,549人	22,563人	22,188人
実施箇所数(確保方策)	10か所	11か所	11か所	11か所	11か所
提供量	85,200人	86,640人	86,640人	86,640人	86,640人
過不足(提供量-ニーズ量)	61,340人	63,113人	63,091人	64,077人	64,452人

※ 私立幼稚園で実施している預かり保育は除きます。

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業・・・

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）で一時的に預かる（保育）事業です。

【現状】

市立保育所2園と幼保連携型認定こども園2園で一時預かり（保育）事業を実施しています。また、ファミリー・サポート・センターの事業として子どもを預かっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年延べ利用者数	4,649 人	4,230 人	5,284 人	4,473 人	6,092 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	5 か所

令和元年度の数値はいずれも見込み値です。

【今後の方向性】

全体で提供量がニーズ量を下回らないため、希望者全員の受入れを行います。ただし、施設によっては利用希望が集中する日もあることから、事前の利用者調整を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	5,477 人	5,447 人	5,447 人	5,469 人	5,409 人
実施箇所数（確保方策）	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所
提供量	保育所等	13,920 人	13,920 人	13,920 人	13,920 人
	ファミリー・サポート・センター	600 人	600 人	600 人	600 人
過不足（提供量－ニーズ量）	9,043 人	9,073 人	9,073 人	9,051 人	9,111 人

※ 実施箇所（保育所等）における年間提供量

15 人×290 日×3 か所＝13,050 人

3 人×290 日×1 か所＝ 870 人

※ 令和 5 年度創設の一時預かり事業の年間提供量は未定です。

## (7) 病児・病後児保育事業・・・・・・・・

### 【事業概要】

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所（園）・医療機関などに付設された専用スペースなどで看護師などが一時的に保育する事業です。

### 【現状】

病児・病後児保育を2か所で行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年延べ利用者数	1,092人	1,194人	1,174人	1,160人	1,060人

令和元年度の数値は見込み値です。

### 【今後の方向性】

引き続き事業を実施します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (就学前)		820人	812人	812人	795人	784人
ニーズ量 (小学生)		205人	208人	209人	212人	209人
計		1,025人	1,020人	1,021人	1,007人	993人
病児対応型	実施箇所数 (確保方策)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	提供量	2,880人	2,880人	2,880人	2,880人	2,880人
体調不良児対応型	実施箇所数 (確保方策)	—	—	—	1か所	1か所
	提供量	—	—	—	—	—
過不足 (提供量－ニーズ量)		1,855人	1,860人	1,859人	1,873人	1,887人

※ 実施箇所（病児対応型）における年間提供量

6人×240日×2か所＝2,880人

※ 令和5年度創設の体調不良児対応型の年間提供量は未定です。

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）・・・

### 【事業概要】

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【現状】

現在、おねがい会員、まかせて会員はともに増加傾向にあり、地域における援助活動が図られています。ただし、まかせて会員は微増となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
おねがい会員	376 人	416 人	442 人	457 人	480 人
まかせて会員	116 人	119 人	121 人	127 人	120 人
どっちも会員	35 人	37 人	38 人	40 人	30 人
活 動 件 数	3,299 件	2,879 件	2,884 件	2,388 件	2,782 件

令和元年度の数値はいずれも見込み値です。

### 【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続してまかせて会員の入会説明会・講習会の開催や、会員の定着を図るための研修会や交流会・説明会を実施するなどPRに努め、まかせて会員の増加を図り事業の拡充を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニ ー ズ 量	2,945 件	2,972 件	2,978 件	3,057 件	3,010 件
提 供 量	4,515 件	4,515 件	4,515 件	4,515 件	4,515 件
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	1,570 件	1,543 件	1,537 件	1,458 件	1,505 件

## (9) 利用者支援事業・・・・・・・・

### 【事業概要】

子どもまたはその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

### 【現状】

利用者支援事業は、特定型を平成27年度から、母子保健型を平成31年度から、それぞれ1か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	—	—	—	—	1か所

各年度4月1日現在

### 【今後の方向性】

子ども及びその保護者など、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、利用者支援事業を行います。

また、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



## (10) 妊婦に対する健康診査・・・・・・・・

### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【現状】

妊娠届を提出した方に母子健康手帳とともに妊娠健康診査受診票（14回）と産婦健康診査受診票（2回）などを交付し、健康診査費用の一部を助成しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊婦健診受診票 交 付 者	625人	599人	625人	629人	549人

令和元年度の数値は見込み値です。

### 【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	625人	625人	628人	633人	618人
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のとおり、京都府医師会及び大阪府医師会の医療機関並びに京都府助産師会の助産所と契約を行う</li> <li>・上記以外の医療機関に対しては、引き続き助成事業を実施する</li> <li>・検査項目については、現状及び国の方向性に沿って実施する</li> </ul>				

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・

### 【事業概要】

子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を目的に生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て相談や支援に関する情報提供、養育環境などを把握する事業です。

### 【現状】

すべての乳児家庭を生後4か月までに保健師または助産師などが訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の確認及び子育て情報の提供を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	538人	572人	528人	564人	566人
乳児家庭全戸訪問事業	506件	551件	512件	549件	560件
訪問率	94.1%	96.3%	97.0%	97.3%	98.9%

令和元年度の数値はいずれも見込み値です。

### 【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らず、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問（訪問率＝100％）に努めます。

相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	568件	568件	571件	575件	562件
実施体制 (確保方策)	引き続き「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続して実施する				

## (12) 養育支援訪問事業など . . . . .

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問して養育に関する指導・助言などを行う事業です。

### 【現状】

乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師や家庭相談員による訪問、育児支援ヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪 問 件 数	89 件	94 件	105 件	112 件	72 件

令和元年度の数値は見込み値です。

### 【今後の方向性】

育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努め、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニ ー ズ 量	120 件	130 件	140 件	140 件	140 件
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	必要に応じて家庭児童相談室と連携し、養育支援訪問を実施する				

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

#### 【事業概要】

所得の状況等に応じて、保護者が施設に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、食事の提供にかかる費用などについて補助を行う事業です。

#### 【現状】

平成27年度から実施しており、令和元年10月からは新制度未移行幼稚園における食事の提供にかかる費用も対象としています。

#### 【今後の方向性】

引き続き実施していきます。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・・・・・・

#### 【事業概要】

多様な事業者の能力を活用するため、新規施設の事業者に対する支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

#### 【現状】

新規施設の事業者に対する支援、相談・助言を実施しています。

#### 【今後の方向性】

保育ニーズの増大に機動的・効率的に対応するため、民間事業者の参入を促進し、支援等を実施していきます。

## 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- 平成 29 年に策定した「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」に基づき、地域の子育て支援拠点となる市立幼保連携型認定こども園の整備を進めます。
- 市長部局と教育委員会事務局で分かれていた保育所に関する業務と幼稚園に関する業務を市長部局の輝くこども未来室に集約し、就学前教育・保育施策の一体的・総合的な展開を進めます。
- 京田辺の子どもの健やかな育ちを支える幼稚園教諭や保育士等がともに教育・保育の質を高め、相互理解を深めることを目的とする合同研修会を開催します。
- 幼小接続カリキュラムをはじめとする市独自のカリキュラムによって義務教育へ繋がる就学前教育・保育を提供するなど、小学校との連携を強化します。

## 5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年 10 月 1 日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を依頼する等、府と連携して実施します。

## 6 新・放課後子ども総合プランに基づく取組

### 【事業概要】

いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「一体型を中心とした放課後児童クラブ（留守家庭児童会）及び放課後子供教室（放課後子どもプラン）」の計画的な整備等を進めることを目的に、国において「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。同プランに基づき、留守家庭児童会と放課後子どもプランの連携を進めていきます。

### ※「一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室」とは

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの。

### 【現状】

放課後子どもプランについては、市内9小学校区全てで実施しており、うち8小学校区で留守家庭児童会を同一敷地内で実施しています。

また、放課後子どもプランには、留守家庭児童会に入会している児童も自由に参加でき、放課後子どもプランのボランティアと留守家庭児童会の支援員が協力して児童の活動の充実と安全確保に取り組んでいます。

### 【今後の方向性】

放課後における児童の多様なニーズに対応するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組を次のとおり推進します。

項 目	内 容
放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量	※第5章3（2）に記載
一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童会）及び放課後子供教室（放課後子どもプラン）の令和5年度（2023年度）に達成されるべき目標事業量	8か所
放課後子供教室（放課後子どもプラン）の令和5年度（2023年度）までの実施計画	10か所
放課後児童クラブ（留守家庭児童会）及び放課後子供教室（放課後子どもプラン）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	両事業のスタッフの情報共有・情報交換を図るとともに、放課後子供教室（放課後子どもプラン）の内容・実施日等について協議します
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童会）及び放課後子供教室（放課後子どもプラン）への活用に関する具体的な方策	特別教室等の学校施設の活用を図ります
放課後児童クラブ（留守家庭児童会）及び放課後子供教室（放課後子どもプラン）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会において一元的に所管します
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	学校関係者や家庭との情報共有・情報交換を図るとともに、児童への対応に関する知識と技術向上を目的に研修を行います
地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の開所時間の延長に係る取り組み	放課後児童クラブ（留守家庭児童会）における開所時間の延長については、保護者のニーズを踏まえ検討します。また、高齢者等の地域の人材活用や地域の実情に応じた効果的・効率的な運営に取り組みます
放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の役割をさらに向上させていくための方策	適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう放課後児童支援員等の研修を通じて支援の質の向上を目指します
各放課後児童クラブ（留守家庭児童会）における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	ホームページや広報紙による周知を継続するとともに、保護者説明会等において放課後児童クラブ（留守家庭児童会）の育成支援の内容について周知を推進します



## 第6章

# 計画の進行管理

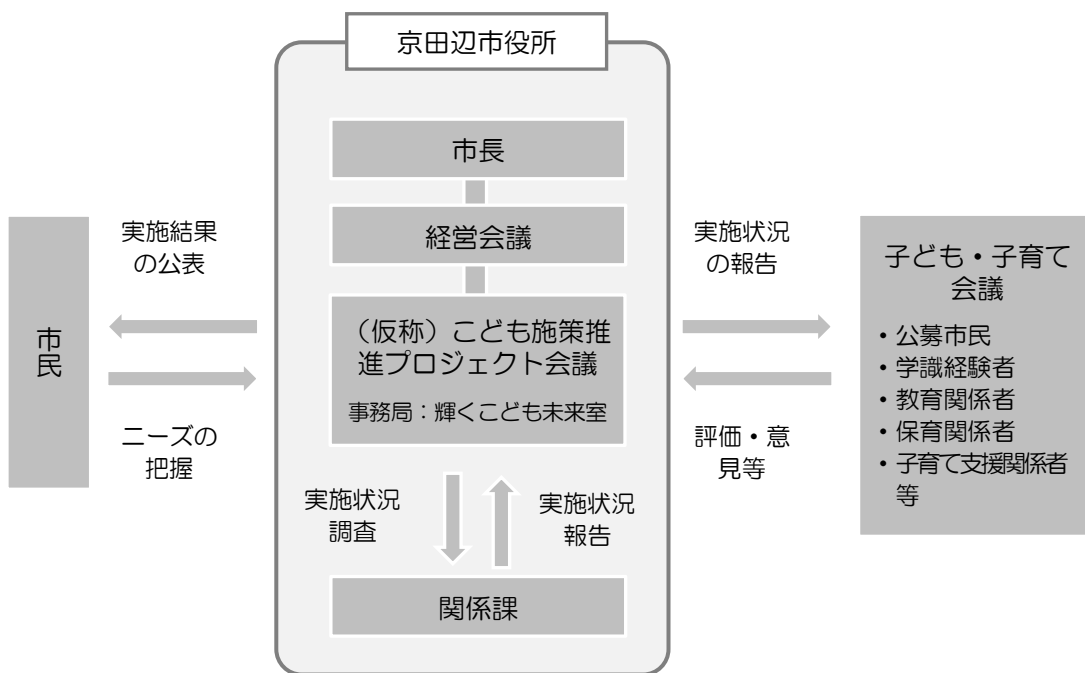


# 1 計画の推進体制

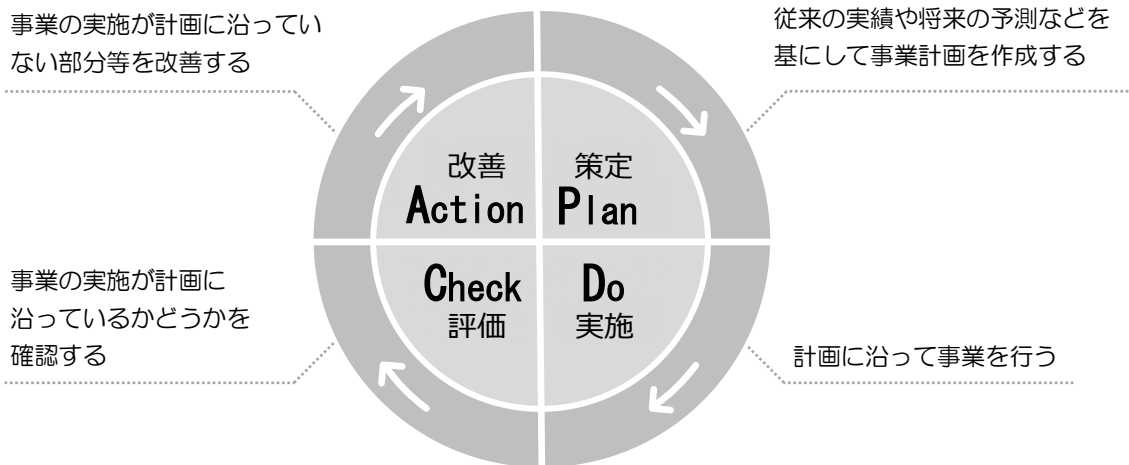
計画を着実に推進するため、庁内関係各課を中心に進行状況について把握するとともに、「京田辺市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて施策を実施するものとします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに新・放課後子ども総合プランに基づく取組」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを考慮しながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

計画の実施状況点検のための体制



計画を進行管理するPDCAサイクルのイメージ



## 2 市民・企業・関係機関との連携

本計画は、福祉だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。

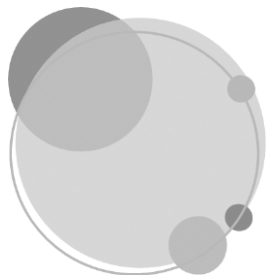
市は子育てに対するニーズの多様化に対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

## 3 国・府などとの連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、府と連携します。





## 參考資料

# 1 京田辺市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 会議の委員は、非常勤とし、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところによる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成 25 年 6 月 28 日）から施行する。

## 2 京田辺市子ども・子育て会議委員名簿

任期:平成30年6月29日から2年間

役職	氏名	団体名等	備考
会長	塘 利枝子	同志社女子大学(教授) 現代社会学部現代こども学科	平成31年3月31日まで
	笠間 浩幸		令和元年6月21日から
副会長	小島 秀規	京田辺医師会	
委員	岩田 宇司	京都府田辺警察署 生活安全課	
	川尻 貴大	公募市民	
	小林 君江	京田辺市立幼稚園長会	
	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会	
	関根 眞治	京田辺市民間保育園連絡協議会	
	田中 眞生	同志社女子大学(学生) 現代社会学部現代こども学科	
	田中 佐和美	京田辺子育てママ応援し隊 「はいはい」	
	畠山 智子	京田辺子育て支援者ネットワーク 「おててつないで」	
	宮崎 純子	京都府山城北保健所 福祉室	令和元年6月20日まで
	上西 ますみ		令和元年6月21日から
	片山 理子	京田辺市立保育所保護者会	令和元年6月20日まで
	内田 歩惟		令和元年6月21日から
	松井 美穂	京田辺市養護教員部会	令和元年6月20日まで
	梶本 幸子		令和元年6月21日から
	土井 利弘	京田辺市小・中学校校長会	令和元年6月20日まで
	畑中 佳美		令和元年6月21日から
	新 恭代	京田辺市PTA連絡協議会(幼稚園)	令和元年6月20日まで
	奥井 奈津美		令和元年6月21日から
	牧野谷 妙子	京田辺市PTA連絡協議会(小学校)	令和元年6月20日まで
	松村 恵美子		令和元年6月21日から
向田 知紘	京田辺市PTA連絡協議会(中学校)	令和元年6月20日まで	
村井 敦雄		令和元年6月21日から	

### 3 子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
平成 30 年 6 月 29 日	<p>平成 30 年度第 1 回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援制度の概要説明について</li> <li>第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> </ul>
平成 30 年 9 月 20 日	<p>平成 30 年度第 2 回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」等の平成 29 年度の実施状況および今後の方向性と確保方策について</li> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における重点事業の平成 29 年度の実績について</li> <li>第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> <li>次年度に向けた新たな子育て支援に係る事業等について</li> </ul>
平成 30 年 11 月 19 日	<p>平成 30 年度第 3 回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定における子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施について</li> <li>次年度に向けた新たな子育て支援に係る事業等について</li> </ul>
平成 31 年 1 月 10 日 ～2 月 1 日	<p>「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」</p> <p>調査対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前児童（0 歳から就学前までの児童の保護者）1,500 名 回収率 64.2%</li> <li>小学生（1～6 年生の小学校児童の保護者） 1,500 名 回収率：69.2%</li> </ul>
平成 31 年 3 月 25 日	<p>平成 30 年度第 4 回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31 年度京田辺市特定教育・保育施設の利用定員の設定等について</li> <li>第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定における子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要について</li> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」等の平成 30 年度の実施状況および今後の方向性と確保方策について（中間報告）</li> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における平成 31 年度から取り組む新規事業等について</li> <li>第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る現計画への評価等について</li> </ul>
平成 31 年 4 月 22 日 ～5 月 17 日	<p>「子ども・子育て支援に関する担い手アンケート調査」</p> <p>調査対象：幼稚園教諭・保育士・指導員など 259 名 回収率：67.6%</p>



開催日時	検討内容
令和元年6月21日	<p>令和元年度第1回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」等の平成30年度の実施状況および今後の方向性と確保方策について</li> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における重点事業の平成30年度の実績について</li> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における取組内容の評価について（平成30年度末時点）</li> <li>第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の施策体系（基本理念・基本的な視点・基本目標等）について</li> </ul>
令和元年9月20日	<p>令和元年度第2回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京田辺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の調査結果報告について</li> <li>第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>
令和元年11月29日	<p>令和元年度第3回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>
令和元年12月24日 ～令和2年1月23日	<p>第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画（案）に係るパブリックコメントを実施</p>
新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、会議の開催を中止し、書面にて協議を行った	<p>令和元年度第4回京田辺市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京田辺市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」等の平成31年度/令和元年度の実施状況及び今後の方向性と確保方策について（中間報告）</li> <li>第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るパブリックコメント結果について。</li> <li>第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> <li>第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度から取り組む新規事業等について</li> </ul>

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

#### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間の前後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

#### 育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度のこと。

### 【か行】

#### 確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

#### 確保方策

今後、整備予定のものも含めた、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制のこと。

#### 企業主導型保育事業

平成 28 年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

#### 協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

## 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

## 子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策のこと。

## 子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所のこと。

## 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした施設のこと。

## 子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

## 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

## 子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。

## 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

## 子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

## コミュニティスクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にもとづいた仕組みのこと。

### 【さ行】

## 次世代育成支援対策推進法

社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

## 主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取組をしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

## 食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

## ショートステイ事業

保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を児童福祉施設などにおいて一定の期間養育または保護を行う事業。

## 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

## 【た行】

### 待機児童

認可保育所等に入所申込みをしたが、入所できていない状態の児童のこと。ただし、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除く。

### 確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

### 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関が実施する次世代育成対策に関する計画のこと。

### 特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。

## 【な行】

### 認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設のこと。

### 認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づく認可を受けていない保育施設のこと。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは都道府県への届け出が必要となる。

### 認定こども園

保育所（園）と幼稚園の機能を併せ持つ施設のこと。

## 【は行】

### バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業のこと。

### ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

### 不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

### 放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。

### 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

#### 【ま行】

### 未移行幼稚園

「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、私学助成を受ける幼稚園のこと。

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱されている委員のこと。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

#### 【や行】

### ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

## 要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織のことで、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

### 【ら行】

#### 療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

#### 量の見込み

両親の就労状況等に応じて、利用希望把握調査（ニーズ調査）等により算定した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望数のこと。

### 【数字／英字】

#### 1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。

#### 2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

#### 3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

### ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

---

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 京田辺市役所 輝くこども未来室  
〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80  
TEL 0774-64-1350  
FAX 0774-64-1390

---



